

令和7年度 事業報告書

- ・社会福祉法人 致知会
- ・救護施設 真和館
- ・養護老人ホーム あそ上寿園

(令和8年3月)

令和 7 年度 事業報告書

はじめに	1
------	---

I 社会福祉法人致知会事業報告

1 理事会の開催状況	2
2 評議員会の開催状況	3
3 監査の実施状況	4
4 施設経営の状況	4
(1) 真和館	4
(2) あそ上寿園	5
5 公益的な取り組み	5
(1) アルコール依存症の支援	6
(2) 生活困窮者支援	9
(3) 生活困窮者認定就労訓練事業	10
6 働き方の多様化への取り組み	11
7 資格取得の促進	12

II 救護施設真和館事業報告

1 入所の状況	13
2 入所者の状況	13
3 暮らしの状況	16
(1) 一日の流れ	17
(2) 一週間の流れ	17
(3) 年間の流れ	18
(4) クラブ活動	19
(5) 主な行事	22
(6) 給食	24
(7) 入浴	26
(8) 排泄	27
(9) 居室環境	27
4 アルコール依存症等に対する取り組み	28
(1) 「アルコール依存症専門施設」へ向けての歩み	29
(2) アルコール依存症回復支援「羅針盤」の完成	29
(3) アルコール依存症回復支援「羅針盤」	31
(4) アルコール依存症回復支援「羅針盤」の活用	32
(5) 羅針盤「説明用動画」の作成と浸透・普及	32
(6) やさしい ARP の作成	33
(7) 真和館主催（館内で行ってる）のミーティング等	34
(8) 外部ミーティングへの参加	43

(9)	外部のアルコール行事や参加大会への参加	4 6
5	精神障がいに対する取り組み	4 8
(1)	よろず相談	5 0
(2)	1 0 分間ケース会議	5 1
(3)	1 分間ラポール (信頼)	5 1
(4)	3 0 分間ラポール (信頼)	5 2
(5)	事例検討会	5 2
(6)	統合失調者に対するピアカウンセリング	5 3
(7)	精神障がい者等に対する学習会	5 4
6	地域生活移行へ向けた取り組み	5 5
(1)	居宅生活訓練事業	5 5
(2)	訪問指導事業	5 6
(3)	就労準備訓練事業	5 6
(4)	調理訓練	5 7
(5)	買い物訓練	5 7
(6)	個別支援計画	5 8
7	安全で安心な生活	5 9
(1)	健康管理	5 9
(2)	感染症対策	6 0
(3)	入院・通院	6 4
(4)	精神科病院デイケアの利用	6 5
(5)	苦情処理	6 5
(6)	避難訓練	6 6
(7)	リスク管理	6 6
8	開かれた施設をめざして	6 8
(1)	地域との交流	6 8
(2)	自助グループとの交流	6 9
(3)	ホームページ	6 9
(4)	真和館だより「風の彩り」の発行	6 9
(5)	実習生等の受け入れ	7 0
(6)	真和館紹介映画「明日へ向かって」の上映	7 0
9	運営体制の強化	7 0
(1)	職員会議等	7 0
(2)	職員研修	7 1
(3)	自己啓発の支援	7 8
(4)	Q C 活動	7 9
(5)	5 S 活動	8 0
(6)	データバンク知恵袋	8 1

Ⅲ あそ上寿園事業報告

1	入所・退所の状況	8 1
2	入所者の状況	8 1
3	日常の生活支援について	8 4
(1)	感染症対策（新型コロナ・インフルエンザ他	8 5
(2)	給食	8 6
(3)	入浴	8 9
(4)	レクリエーション	9 0
(5)	施設行事・イベント、地域との交流	9 1
4	安全・安心な生活	9 3
(1)	健康管理（受診等の対応、入院の状況、救急搬送状況）	9 3
(2)	夜勤体制	9 6
(3)	感染症及び食中毒まん延防止について：衛生管理	9 6
(4)	事故発生防止（アクシデント、インシデント：リスク管理）	9 7
(5)	避難訓練	1 0 1
(6)	苦情処理	1 0 2
(7)	高齢者虐待防止（人権擁護）	1 0 4
(8)	身体拘束等適正化（人権擁護）	1 0 6
(9)	給食関係	1 0 8
(10)	職員会議	1 1 0
(11)	業務の改善	1 1 0
(12)	ケース会議	1 1 1
(13)	令和7年度：致知会第19期QCサークル活動取り組み	1 1 1
(14)	職員研修（法定研修）	1 1 3
(15)	職員研修（外部：内部：その他）	1 2 3
5	地域貢献事業	1 2 6
(1)	お酒の悩み事相談・福祉の悩み事相談	1 2 6
(2)	地域へ向けてセミナーと学習会開催	1 2 7
6	今後の施設運営について	1 3 3
(1)	特定施設入居者生活介護の指定についての検討	1 3 3
(2)	養護老人ホーム保護措置費について	1 3 4
(3)	令和7年度の基本措置費について	1 4 1

終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1

はじめに

社会福祉法人致知会は、令和 7 年度に設立 20 周年を迎え、また救護施設真和館は、令和 8 年 4 月 28 日に開設 20 周年を迎えます。20 年間を大過なく過ごせたことは、関係者の皆さまのご支援や職員一同のご尽力によるものであり、感謝の念に堪えません。

さて、真和館の 20 年を振り返ってみますと「アルコール依存症者」と「精神障がい者」への対応の歴史であります。開設当初の入所者の約半数がアルコール依存症者であり、また精神障がいも重い方も多数おられたため、その方々の対応のため職員一同必死に対応して参りました。

アルコール依存症の方々への対応では、施設開設当初はアルコール依存症への知見もないため、施設開設当初の 2～3 年は施設内における隠れ飲酒で苦勞し、その後の 2～3 年は散歩や外出の際に、年に 2～3 人の方が飲酒されるなど、飲酒問題が続きました。施設開設から 5～6 年になると漸く真和館にいる限り一切飲まなくなるようになりましので、「飲まない、飲ませない」取り組みから「地域にでてからも、飲まない」取り組みへ、一段高い取り組みに挑戦しました。その後、アルコール依存症当事者（ピア）職員の採用を皮切りに、居宅生活訓練事業や内観療法、各種学習会などアルコール依存症からの回復支援を強化し、平成 28 年（2016 年）3 月に、これまでの真和館における教育・訓練を体系化した「真和館アルコール依存症回復プログラム（ARP）」を完成させました。その後も新たな取り組みを取り入れながら、令和 5 年（2023 年）3 月には、アルコール依存症回復支援の集大成ともいえる「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」を完成しました。令和 7 年度からは知的障害や発達障害をお持ちの方で理解力がない方たちのために「やさしい ARP」の作成を開始しております。このように依存症への対応力強化が図れたのも、断酒会や AA（アルコホーリクス・アノニマス）等の自助グループやアルコール専門病院、アルコール関連機関のご支援のおかげであります。

また、真和館は開設当初から重い精神障がいをお持ちの入所者様が多かったため、職員の精神障害への知識の向上を図ると共に、内部の学習会（ひまわりの会（統合失調症）、スイートピーの会（知的障害）、個別学習）を立ち上げ、入所者様が疾病や対処法を学ぶ場を設けています。さらに令和 4 年度から精神障がいをお持ちの方への処遇力向上を目指し、「精神障がいの支援の勘所」の作成を進めております。

このように真和館の 20 年は、「アルコール依存症からの回復支援」と「精神障がいをお持ちの方への処遇力向上」に力を入れてきましたが、今後とも、この両輪を軸に更なる支援の進化と益々の社会貢献を実施していく所存ですので、行政を始め、関係者の皆様の格段の御支援・御協力を引き続き、宜しくお願い申し上げます。

I 社会福祉法人致知会事業報告

1 理事会の開催状況

(第1回理事会)

日 時 令和7年6月9日(月) 9時55分～12時20分
場 所 真和館 東館2階学習室
出席者 理事6名全員出席
監事2名全員出席 事務局4名出席

議 案

- 第1号議案 令和6年度第3次補正予算(案)について
- 第2号議案 「真和館施設整備積立金」積立計画の見直しについて
- 第3号議案 令和6年度事業報告の承認について
- 第4号議案 令和6年度決算の承認について
～監査報告～
- 第5号議案 令和7年度 第1次補正予算(案)について
- 第6号議案 定款の一部改正について
- 第7号議案 旅費規程の一部改正について
- 第8号議案 育児・介護休業に関する規程の一部改正について
- 第9号議案 経理規程の一部改正について
- 第10号議案 理事候補者の推薦について
- 第11号議案 監事候補者の推薦について
- 第12号議案 評議委員会の開催について

その他(報告事項)

- ①予備費の使用について(報告)
- ②有価証券の運用状況について(報告)

(第2回理事会)

日 時 令和7年6月28日(土) 17時35分～17時50分
場 所 KKRホテル熊本 3階 立田・花岡
出席者 理事6名全員出席
監事2名全員出席 事務局3名出席

議 案

- 第1号議案 理事長の選定について
- 第2号議案 常務(業務執行)理事の選定について
- 第3号議案 施設長等の継続任用について

(第3回理事会)

日 時 令和7年10月21日(火) 13時55分～15時25分
場 所 真和館 東館2階学習室

出席者 理事 6 名中 5 名出席
監事 2 名全員出席 事務局 4 名出席

議 案

第 1 号議案 令和 7 年度第 2 次補正予算（案）について

その他（報告事項）

- ①理事長及び常務理事の業務執行報告について（報告）
- ②予備費の使用について（報告）
- ③真和館屋根塗装工事について（報告）
- ④墓地の購入について（報告）
- ⑤有価証券の運用状況について（報告）

（第 4 回理事会）

日 時 令和 8 年 3 月 28 日（土）10 時 25 分～12 時 20 分
場 所 真和館 東館 2 階学習室
出席者 理事 6 名全員出席
監事 2 名全員出席 事務局 4 名出席

議 案

- 第 1 号議案 令和 7 年度第 3 次補正予算（案）について
- 第 2 号議案 令和 8 年度 事業計画（案）について
- 第 3 号議案 令和 8 年度 収支予算（案）について
- 第 4 号議案 給与規則の一部改正について
- 第 5 号議案 あそ上寿園事務長の選任（兼務）について
- 第 6 号議案 評議員候補者の推薦について
- 第 7 号議案 積立金積立計画の見直しについて
- 第 8 号議案 役員等の保険契約の加入について
- 第 9 号議案 令和 8 年度資金運用方針について

その他（報告事項）

- ①予備費の使用について（報告）
- ②有価証券の運用状況について（報告）
- ③理事長及び常務理事の業務執行状況報告について（報告）

2 評議員会の開催状況

（定時〈第 1 回〉評議員会）

日 時 令和 7 年 6 月 28 日（土）16 時 00 分～17 時 30 分
場 所 KKR ホテル熊本 3 階 立田・花岡
出席者 評議員 9 名全員出席 監事 2 名全員出席
事務局 6 名出席

議 案

第 1 号議案 令和 6 年度計算書類（貸借対照表、収支計算書、社会福祉
充実残額）及び財産目録の承認について

～監査報告～

第 2 号議案 定款の一部改正について

第 3 号議案 役員報酬規程の一部改正について

第 4 号議案 役員の選任について

その他（報告事項）

①令和 6 年度事業報告について

②有価証券の運用状況について

3 監査の実施状況

（監事監査）（法人本部・真和館・あそ上寿園）

日 時 令和 7 年 6 月 7 日（土）10 時 00 分～12 時 00 分

場 所 真和館 東館 2 階学習室

監査者 監事 堀端 裕 監事 清水谷憲二

指摘事項 なし

（内部監査）

・第 1 回（法人本部・真和館・あそ上寿園）

日 時 令和 7 年 9 月 29 日（月）10 時 00 分～11 時 00 分

場 所 真和館 東館 2 階図書室

監査者 理事 井上康男

指摘事項 なし

・第 2 回（法人本部・真和館・あそ上寿園）

日 時 令和 8 年 1 月 27 日（火）13 時 30 分～14 時 30 分

場 所 真和館 東館 1 階

監査者 理事 井上康男

指摘事項 なし

4 施設経営の状況

（1）真和館

真和館は、定員 50 名に対し、55 名の入所者が常時、確保されているため、経営的には安定をしています。しかしながら令和 7 年度も、5 年度、6 年度に引き続き施設の老朽化対策のために多額の設備更新費用が発生しました。内容としては建屋の屋根の塗装に 5,600 千円、公用車の買替に 4,304 千円、職員室や一部食堂のエアコン更新 1,980 千円などでした。このように一千万円を超える更新費用の支出が発生しましたが、令和 7 年度の決算では、資金収支で 20,819 千円の黒字が確保でき、そ

の内の 19,000 千円を「施設整備等積立金」として積み立てました。

令和 8 年度は施設開設から 21 年目となり、引き続き施設の老朽化対策が必要となると思われますので、この点も考慮しながら、引き続き健全な財務運営をめざして参ります。

（２）あそ上寿園

あそ上寿園の過去 8 回の寄付金等を除いた経常ベースでの決算状況は、次のとおりとなっています。

	資金収支ベース	損益計算ベース
・平成 29 年度	△2,304 千円	△3,968 千円
・平成 30 年度	10,206 千円	1,888 千円
・令和元年度	13,041 千円	3,219 千円
・令和 2 年度	5,234 千円	△1,306 千円
・令和 3 年度	5,276 千円	1,910 千円
・令和 4 年度	△192 千円	△3,222 千円
・令和 5 年度	△2,896 千円	△4,887 千円
・令和 6 年度	△4,002 千円	△6,506 千円
・令和 7 年度	△2,493 千円	△5,689 千円

平成 30 年度から令和 3 年度にかけては資金収支ベースで黒字を確保してまいりましたが、令和 4 年度に若干の赤字（△192 千円）となり、令和 5 年度は 3 百万円弱の赤字（△2,896 千円）、更に令和 6 年度は 4 百万円を超える赤字（△4,002 千円）、令和 7 年度は措置費を阿蘇市様に上げて頂いたおかげで若干改善しましたが、2 百万円を超える赤字（△2,493 千円）となってしまいました。当初予算では 14,000 千円の赤字を見込んでおり、当初予算よりは改善を果たしましたが、大きな赤字を計上することになりました。

養護老人ホームの措置単価は低く、また施設開設以来、単価の改定がなされておりましたが、令和 7 年度は阿蘇市様のご協力もあり、措置費の単価改定（単価 UP）を行って頂きました。また入所者様につきましても、ほぼ定員 50 名近くで推移しました。しかしながら、人件費や経費の上昇を補うことができず、令和 7 年度も赤字となっております。

令和 8 年度も人件費や物価高騰に伴う経費の増加により、大きな赤字を覚悟しなければならない状況ですが、少しでも赤字幅を減らすよう、役職員一同さらなる精進努力を重ねて参りますので、今後とも、阿蘇市を始め関係者のみなさまの格段のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

5 公益的な取り組み

平成 28 年 3 月 31 日に成立した改正社会福祉法で「社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するように努めなければならない」と

いう条文（第24条2項）が入りました。

そのために、社会福祉法人致知会では、定款第三条2項に、法人が最も得意とする福祉サービスである「アルコール等依存症者に対する相談・支援」、「生活困窮者等に対する相談・支援」「生活困窮者等に対する無料又は低額での宿泊支援」という文言を謳い込みました。

そして、施設の正面玄関とホームページに「お酒の悩みごと相談所」「福祉の困りごと相談所」の看板を掲げることにしました。

特に、アルコールや薬物あるいはギャンブルといった依存症の問題は、働く場を失い、経済的な困窮に陥り、家族は崩壊するという由々しき社会問題であります。

そのため、真和館がこれまで培って来たアルコール依存症の問題や生活困窮の問題に対する持てる知識やノウハウを生かした社会貢献ができればと願っています。

（１）アルコール依存症の支援

①お酒の悩みごと相談とエスバーツ《SBIRTS》の推進

アルコール依存症は、否認の病気ゆえに相談に結び付けるのが、難しい病気です。しかも、放っておけば、本人の状態は日々深刻化するばかりです。そこで、社会福祉法人致知会（真和館・あそ上寿園）では、本人・家族・関係機関などからお酒にまつわる相談を幅広く受け付けています。令和7年度は6人の方に対して13回（R6年度6人・10回、R5年度9人・11回、R4年度11人・17回、R3年度16人・48回、R2年度14人・29回、元年度8人・16回）の相談がありました。

なお、相談を受けた場合、その方の状況に応じ、アルコール専門病院や自助グループに繋げるといった、所謂エスバーツ《SBIRTS》に力を入れております。

※エスバーツ《SBIRTS》とは、アルコールのスクリーニングテストを実施し、問題飲酒者には簡易介入を行い、依存症の疑いがあれば専門医に繋ぎ、そこから、自助グループに繋ぐことにより、アルコール依存症から回復して行く一連の方式です。

しかし、エスバーツ《SBIRTS》の理念は素晴らしいのですが、本人の入院拒否や急な入院依頼のため病院の受け入れができず、殆ど上手く行かないのが実態で、緊急性を要する場合は、致知会の「緊急一時救護事業（無料低額宿泊事業）」を利用して頂くこともあります。

（相談概要）

（1人目）

- ・ 4月 4日 豊後大野市から電話で地域の方の飲酒問題の相談（1回目）
- ・ 4月 11日 豊後大野市へ関係者と共に飲酒問題のある方を訪問（2回目）
- ・ 4月 18日 豊後大野市へ関係者と共に飲酒問題のある方を再訪問（3回目）

（2人目）

- ・ 4月 17日 菊陽病院から電話で英語圏の入院患者が参加できるAA

ミーティングについての問い合わせ（1回目）

（3人目）

- ・ 7月 1日 熊本市から電話で奥様の弟の飲酒問題の相談（1回目）
- ・ 7月 30日 相談者と奥様が真和館に来館され相談（2回目）
- ・ 8月 8日 相談者と奥様が真和館に来館され相談（3回目）
- ・ 8月 28日 相談者と奥様が真和館に来館され相談（4回目）
- ・ 12月 20日 相談者と奥様が真和館に来館され相談（5回目）
- ・ 1月 13日 電話にてアルコール専門病院に繋がったと連絡あり（6回目）

（4人目）

- ・ 8月 8日 アメシスト会員の方から電話にて鬱病と海外旅行についての相談（1回目）

（5人目）

- ・ 10月 22日 熊本県阿蘇地域振興局から地域の方の飲酒問題で相談があり、関係者と共にご本人宅へ訪問

（6人目）

- ・ 1月 22日 大津町から電話で、お父様の飲酒問題の相談（1回目）

※①アルコール依存症の相談は、本人からの相談は少なく、まずは支援者から

の相談であり、本人に会えるまでもに結構な労力が必要となります。

本人に会うにしても飲んでいない素面の時が少なく、会えても否認の病です。

そのために説得に多大な労力を要します。

②上記相談者の中にも真和館が介入したことにより、回復の歩みを始められた方もおられます。

②お酒に関する出前講座

アルコール関連団体、保健指導機関、学校、福祉団体、企業等が開催されるお酒に関する様々な研修会に無料で講師を派遣しています。真和館職員には、体験談を話せるピアの職員もいます。

（実施した出前講座）

- ・ 大学生 21名（＋教員 1名＋研究生 1名）を対象にした体験発表（11月 12日）
- ・ 家族 9名（＋職員 3名＋医療従事者 1名）を対象にした体験発表（3月 13日）
- ・ 中学生 124名（＋教員 2名）に対し予防教育（3月 21日）

③アルコールに関する致知会セミナー（旧地域セミナー）の開催

アルコールに関する理解の促進を図るために、阿蘇市の民生委員や区長さんを始めとした地域の方々や当事者、さらには、阿蘇地域の行政・公的機関の支援者を対象にして、「アルコール依存症を理解する・支える」と題して令和元年度より地域セミナーを開催してきましたが、令和3年度以降は新型コロナウイルスのためオンライン開催となり、令和7年度より、地域セミナーを致知会セミナーに名称変更しました。今回は

7 回目の開催となり、内容は以下のとおりです。

・セミナーの概要

①日時 11 月 22 日（土）10：00～12：00

②場所 オンライン開催 ログイン数 134（真和館内の参加者 25 名）

③内容

講師 HRI(Healing&Recovery Institute)所長 水澤都加佐 様

演題 アルコール依存症者と家族

講演 ゆっこ様（当事者）、きら様（ご家族） 米国ロサンゼルス在住

内容 ゆっこ様ときら様の体験談

④アルコール依存症学習会（地域対象）

地域の方を対象にして、アルコール依存症や断酒に関する基礎的なことが学べる「アルコール依存症学習会」を令和元年 9 月 28 日を皮切りとして、毎月第 4 土曜日（午後 2 時～3 時）に、あそ上寿園で定期的に行っています。

お酒に問題のある方は勿論のこと、ご家族や支援者の方、どなたでも気軽に参加できます。

令和 7 年度は、真和館及びあそ上寿園の職員を講師にして 9 回（R 6 年度 8 回、R 5 年度 10 回、R 4 年度 8 回、R 3 年度 11 回、R 2 年度 12 回）開催し、1 回平均 14 人（R 6 年度 13 人、R 5 年度 13 人、R 4 年度 14 人、R 3 年度 14 人、R 2 年度 17 人）が参加されています。

※①令和 2 年度～令和 6 年度は、コロナの関係で、真和館で開催しました。

②基本、外部の方を対象にした研修会ですが、外部からの受講者は出席が安定しませんので、真和館のアルコール依存症者にも参加いただいています。

③令和 7 年度も、コロナの関係で、外部からの参加者はゼロでした。

（学習会の実施状況）

- ・第 56 回（4 月 26 日） アルコール依存症回復方程式
- ・第 57 回（5 月 24 日） 男性の生きづらさとセルフケア
- ・第 58 回（6 月 14 日） 依存症とストレス
- ・第 59 回（7 月 26 日） アルコール依存症の性差
- ・第 60 回（9 月 27 日） 信頼障害について
- ・第 61 回（10 月 25 日） ドライドランクの罠
- ・第 62 回（1 月 28 日） アルコール依存症と主体性
- ・第 63 回（2 月 28 日） 羅針盤
- ・第 64 回（3 月 28 日） 金銭感覚～使い道・考え方・管理～

⑤アルコール依存症者支援手法導入・実践研修

社会福祉施設においても、入所者の中になんかのアルコール依存症者

がおられ、その処遇に困惑されている施設も少なくありません。

そこで、真和館が持っているアルコール依存症者に対する処遇の実践やノウハウを広く公開するために、「アルコール依存症支援者研修会」を平成 30 年度から実施して来しました。

令和 4 年度は、社会福祉法人特別区社会福祉事業団（東京都の 23 区が設立母体）から 1 年間（1 人 3 ヶ月×4 名）の研修生の派遣要請がありましたので、喜んでお引き受けすることになり、令和 4 年度中に 3 名の方（1 名の方は、個人的な都合でお出でいただけませんでした）が、真和館の様々な取り組みを実践し、体験をしていただきました。その結果、3 ヶ月の研修期間があれば、「真和館のアルコール依存症回復支援の手法」を身に付けていただくことが、できるのではないかということが分りました。裏返せば、本当にアルコール依存症の回復支援をする施設づくりをするためには、3 ヶ月の研修が必要ということでもあります。

さらに令和 5 年度も同事業団から、引き続き 1 年間（3 人×4 か月）、研修生を受け入れさせて頂き、令和 6 年度も施設長クラスの方々を 6 名（1 人当たり 2 ヶ月間）受け入れ、3 年間トータルで 12 名の研修生を受け入れさせて頂き、令和 6 年度で特別区社会福祉事業団からの研修受け入れは終了となりました。この間、お互いの職員間の人的交流も進むなど、有意義な 3 年間となりました。

令和 7 年度は、熊本県の職員研修や大学生の実習の受入はありましたが、アルコール依存症の支援を目的とした研修の受入はありませんでした。

（２）生活困窮者支援

①福祉の困りごと相談

地域の方から、福祉に関する様々な相談、施設入所や通所に関する相談等を受けています。令和 7 年度は、2 人の方から 3 回の相談がありました。

（相談概要）

1 人目

- ・サービス付き高齢者向け住宅に入居した妻が、施設に不満を抱えている。高齢者施設はどのような施設なのかと相談がある。（4 月 6 日）
- ・ご自宅を訪問し、施設の体系をご説明する。他施設移行の希望があり、老人保健施設へ相談すると空床が確認できた。しかし、老人保健施設の相談員から、既に地域包括支援センターとサービス付き高齢者向け住宅の法人が手厚く支援しており、老人保健施設が介入することは難しいと回答がある。（4 月 14 日）

2 人目

- ・人吉にある精神科病院に入院されている方から電話がある。活舌が悪く聴取困難なため、ある程度お話しをお聞きした後に病院へ連絡する。本人は入院中ではあるが働きたいという思いが強いとのことであった。（4 月 15 日）

②緊急一時救護事業（旧：無料低額宿泊事業）

生活困窮者に対して、福祉事務所等から依頼があれば短期間ではありますが、無料（法人本部の負担）で宿泊と食事を提供します。

コロナ下ではありましたが、令和7年度も7名の方が延べ212泊され、社会福祉法人致知会本部が負担した経費は、2,332千円となりました。

※緊急一時救護事業利用者数

・H28年度	9名	28泊
・H29年度	6名	140泊
・H30年度	3名	15泊
・R元年度	9名	61泊
・R2年度	6名	68泊
・R3年度	8名	128泊
・R4年度	3名	73泊
・R5年度	4名	22泊
・R6年度	4名	110泊
・R7年度	7名	212泊

（令和7年度利用者の状況）

- ・慢性閉塞性肺疾患のため、在宅生活困難な方（3月31日～5月21日）
- ・天草園退所後、帰来先がない方（4月28日～5月16日）
- ・DV被害のため緊急避難が必要な方（6月17日～6月20日）
- ・精神科病院退院後、在宅生活が困難な方（6月26日～7月1日）
- ・生活費がなく、在宅生活が困難な方（7月15日～7月17日）
- ・施設を飛び出し、帰来先がない方（9月26日～11月21日）
- ・アルコール依存症のため、在宅生活が困難な方（10月9日～12月25日）

（3）生活困窮者認定就労訓練事業

自立相談支援機関（市町村等）のあっせんに応じ、就労に困難を抱える生活困窮者に生活困窮者自立支援法に基づき、就労の機会（非雇用型）を提供する事業である「生活困窮者認定就労訓練事業」の認定を熊本県から真和館（熊本県第1号）、あそ上寿園（熊本県第2号）に平成30年2月1日付け（申請日1月30日）で頂きました。

本事業は、立ち上げてはいますが、残念ながら、殆どニーズが無い状況にあり、コロナの関係もあるのかもしれませんが、令和7年度も、1人の希望者もおられませんでした。

※利用者の状況

- R元年度 2名の真和館退所者の方が、延べ48日従事される
- R2年度 1名（真和館出身者で施設入所中は就労準備訓練として、従事されていたが、体力的に無理で1日だけで終了）
- R3年度 希望者なし

R 4 年度 希望者なし
R 5 年度 希望者なし
R 6 年度 希望者なし
R 7 年度 希望者なし

（真和館の認定就労訓練事業の概要）

定 員 3 人
訓練内容 施設内外の清掃・洗濯・紙袋制作・入所者の誘導及び話し相手
賃 金 1 時間 2 5 0 円・交通費は施設負担

（あそ上寿園の認定就労訓練事業の概要）

定 員 3 人
訓練内容 施設内外の清掃・洗濯・入所者の給食下膳・入所者の誘導及び話し相手
賃 金 1 時間 2 5 0 円・交通費は施設負担

6 働き方の多様化への取り組み

社会福祉法人致知会は、人に対して「温もりのある組織」であり、働く職員にとっても、安心して勤め続けられる「夢のある職場」でありたいと願い、これまで、職員の待遇改善に積極的に取り組んで参りました。

職員の中には、能力や資格は有するが、本人や家庭の事情等で宿直や土日出勤ができない、あるいは、能力等の関係で特定の業務にしか従事できない職員がいます。このような職員は、平成 2 3 年度までは嘱託職員として 1 年契約で働いて頂いていました。

そこで、これらの職員の帰属意識を高めるために、一人ひとりの職員の業務内容や業務範囲の違いや働き方の違いに応じ、多様な働き方ができないか、また、正職員化できないかと色々と模索して来ました。

その結果、平成 24 年 4 月に専門職（社会福祉士や精神保健福祉士の資格所有者）や専任職（熟練した技能を活用し特定の業務に従事する者）制度を創設し、引き続き、平成 25 年度からは、60 歳～65 歳までの高齢嘱託（契約）職員を期間の定めのない高齢専門職、高齢専任職として、正職員化し、処遇改善を図って参りました。従いまして、65 歳以下の職員は、基本的には期間の定めのない職員として働いて頂くことになりました。

なお、65 歳以上で元気で働ける職員は、従来通り 1 年契約の嘱託職員として、基本的には 70 歳、実際は 70 歳以上まで、継続雇用することになりました。

さらに、あそ上寿園の開園に合わせ、平成 29 年度からは、これまで、夜間警備専門職員として雇用していた職員の時給を上げて宿直専門職員として雇用することになり、平成 30 年度からは、短時間勤務職及び調理専任職を創設するなどの改革を実施しました。

また、平成 31 年 4 月 1 日からあそ上寿園の夜の勤務に夜勤体制（1 人

が夜勤、1人が宿直）を取り入れる中で、夜勤専門員の職を新設しました。

令和5年4月1日から公務員の定年が、令和13年に65歳となるように、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げる改正がなされましたので、それに合わせて致知会の就業規則の改正を令和5年3月25日に実施いたしました。

なお、令和8年4月1日現在、法人全体の職員数は50名（真和館29名、あそ上寿園21名）となっており、その内、専門職が3名（真和館2名・上寿園1名）、専任職が3名（真和館3名）、高齢専門職が0名、高齢専任職1名（真和館1名）、短時間勤務職員1名（真和館1名）、調理専任職員9名（真和館4名・上寿園5名）、嘱託職員が1名（真和館1名）、非常勤嘱託職員が1名（上寿園1名）、夜勤専門員0名、夜間宿直専門員4名（真和館2名・上寿園2名）、パート職員が1名（真和館1名）という在籍状況になっています。

7 資格取得の促進

質の高いサービスを提供するには、資格を有する優秀な職員の採用と既存の職員の資格取得が大事となります。

そのため、真和館では、資格手当（公認心理師25,000円、社会福祉士・精神保健福祉士17,500円、社会福祉士+精神保健福祉士20,000円、管理栄養士17,500円、介護福祉士10,000円、調理師3,000円など）と資格取得手当（公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士・介護福祉士などの資格取得後5年間に限り5,000円、調理師の資格取得後3年間に限り3,000円）を創設し、資格取得を奨励して来しました。

その結果、職員の資格取得に対するモチベーションも高くなり、まずまずの合格者を出すことができています。

また令和8年度より、介護福祉士の手当を8,000円から10,000円に増額し、調理師の資格手当3,000円を新設しました。

（年度別資格試験合格者数）

H22年度	介護福祉士1名
H23年度	精神保健福祉士1名、介護福祉士2名、調理師1名
H24年度	介護福祉士3名
H25年度	社会福祉士1名、介護福祉士1名、
H26年度	精神保健福祉士2名、
H27年度	介護福祉士1名
H28年度	介護福祉士1名
H30年度	社会福祉士1名（真和館）、介護福祉士1名（上寿園）
R元年度	社会福祉士1名（上寿園）、介護福祉士1名（上寿園）
R2年度	公認心理師1名（上寿園）
R3年度	公認心理師1名（上寿園）、精神保健福祉士1名（上寿園）
R4年度	介護福祉士1名（真和館）
	公認心理師1名（上寿園）、精神保健福祉士2名（上寿園）

R 5 年度 調理師 1 名（真和館）、簿記 2 級 1 名（真和館）

R 6 年度 社会福祉士 1 名（真和館）

（資格別取得者数《R 8 年 4 月 1 日現在》）

・公認心理師	法人全体	3 名	（真和館 1 名、上寿園 2 名）
・社会福祉士	法人全体	7 名	（真和館 5 名、上寿園 2 名）
・精神保健福祉士	法人全体	7 名	（真和館 5 名、上寿園 2 名）
・介護福祉士	法人全体	18 名	（真和館 9 名、上寿園 9 名）
・看護師	法人全体	1 名	（真和館 1 名、上寿園 0 名）
・准看護師	法人全体	4 名	（真和館 1 名、上寿園 3 名）
・管理栄養士	法人全体	2 名	（真和館 1 名、上寿園 1 名）
・栄養士	法人全体	1 名	（真和館 0 名、上寿園 1 名）
・調理師	法人全体	8 名	（真和館 4 名、上寿園 4 名）

※資格手当は、能力給の位置付けのために、生涯支給されますが、資格取得手当は、通信教育等に必要とする経費を後日、補填するという考え方に立っているために、支給期間が限定されます。反面、資格取得手当は、新たな資格を取る度に支給されますので、いくつ重複して受給することもできます。

Ⅱ 救護施設真和館事業報告

1 入所の状況

令和 7 年度は、施設開設から 20 年目になります。この間、入所者は常に定員をオーバーし、令和 7 年度は 63 件（R 6 年度 47 件、R 5 年度 67 件、R 4 年度 68 件、R 3 年度 67 件、R 2 年度 70 件、R 元年度 70 件、H30 年度 87 件、29 年度 66 件、28 年度 69 件）の入所の問い合わせに対して、8 名（R 6 年度 7 名 R 5 年度 9 名、R 4 年度 10 名、R 3 年度 14 名、R 2 年度 12 名、R 元年度 8 名、H30 年度 8 名、29 年度 8 名、28 年度 8 名）の新規入所という状況であります。

令和 7 年度は、入所の問い合わせ件数が 63 件と例年程度であり、依然として沢山の方が入所を希望されるのに対して定員の関係で受け入れができず、入所をお断りしなければならない状況が続いています。ただ、アルコール依存症の方の中には、真和館に入所するとアルコール依存症から回復ができるということで、中には、アルコール専門病院で待機頂く方もおられます。

2 入所者の状況

真和館は、アルコール依存症者や精神障がいをお持ちの方を積極的に受け入れて行くという方針を打ち出している関係もあり、入所者の殆どの方が精神障がいをお持ちの方々です。

入所者 55 名の障害者手帳の所持状況は、精神障害者保健福祉手帳所

持者 46 名、療育手帳所持者 5 名（5 名が精神と重複）、身体障害者手帳所持者 2 名（1 名が精神と重複）となっております。

生活障害者（手帳は持たれないが、何らかの障がいがある方、業界用語）が 8 名おられますが、その方々の中には、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の申請を準備中の方もいらっしゃいます。

入所されている方の多くは、重い障がいをお持ちの方々ではありますが、職員の献身的な努力は勿論のこと、様々な加算の制度（介護職員加算、指導員加算、看護師加算、精神保健福祉士加算）を活用し、施設独自に職員配置を厚くすることによって、一定水準の入所者サービスの提供ができています。

令和 8 年 4 月 1 日の入所者の平均年齢は、65 歳 5 ヶ月（R 7 年 66 歳 0 カ月、R 6 年 66 歳 3 カ月、R 5 年 65 歳 3 カ月、R 4 年 64 歳 2 ヶ月、R 3 年 63 歳 4 ヶ月、R 2 年 62 歳 8 ヶ月、H31 年 64 歳 10 ヶ月）であり、年々高齢化が進んでいます。

施設としての課題は、折角、アルコール依存症から回復し地域に帰って頂くためのノウハウやシステムはありますが、入所しておられる方の精神症状が重かったり、年齢が高かったり、ウェルニッケ・コルサコフ症候群のため認知症状態の方であったり、地域移行ができる方が極端に少ないことにあります。

令和 7 年度は、8 名の方が退所され、その内訳は、地域に移行された方が 1 名（R 6 年度 2 名、R 5 年度 2 名、R 4 年度 6 名、R 3 年度 6 名、R 2 年度 3 名、R 1 年度 1 名、H30 年度 3 名）、他施設移行 3 名、精神科入院 1 名、他入院 1 名、死亡 1 名、その他が 1 名となりました。

なお、平成 18 年 4 月の施設開設以来の退所者数は、205 名となっており、その主なものは、地域に帰られた方が、53 名（うち 1 名は、就労移行）、次に、他施設移行が 40 名、精神科病院入院が 43 名、他病院入院が 19 名、死亡が 33 名、その他が 17 名となっています。

なお、平均すると年に 10～11 名の方が退所されており、率にすると毎年 2 割の入れ替えが あっています。

地域に帰られた方の中には、住所が決まってから就職活動をし、その後、就労につながった方もおられます。

真和館は、精神障がいの支援に力を入れているため、身体については、専門施設と比較すると持てる知識やノウハウが浅く、リハビリ機能もありません。従いまして、身体障がい者は、真和館での生活に慣れ、落ち着いて来られ、手帳や年金を取得した上で、その方が希望される最もふさわしいと思われる専門施設への転所を検討することとしています。

なお、ここ最近、発達障がいや知的障がいがあるために生きづらく、そのことが精神障がいやアルコール依存症の発症の原因となり、反対に、アルコール依存症から回復し出すと、発達障がいや精神障がいが見え始めて来る方が多いことに気づきました。

そこで、今では発達障がいや知的障がいをお持ちの方の生きづらさの解消にも力を入れた取り組みもしています。

さらに、開設から 18 年にもなると、入所者の高齢化が年々進み、歩行や排せつ、身体介護に問題がある方が多くなっています。

本来は、老人施設に移行するのが望ましいと思われませんが、真和館を終の住み家にしたいという本人の強い意向や特別養護老人ホームの入所待ち、養護老人ホームの措置控えあるいは保証人の問題等で、スムーズな移行が難しい状況にあります。

これらの方々については、最後の最後(葬儀)まで、面倒を看ています。

1) 障害区分状況

令和8年4月1日

	身体障害	知的障害	精神障害 (うち統合失調症)	重複障害			生活障害	合計	内アルコール依存症
				身体障害と知的障害	身体障害と精神障害	知的障害と精神障害			
男	2	4	34 (9)	0	1	4	7	42	(25)
女	0	1	12 (7)	0	0	1	1	13	(4)
計	2	5	46 (16)	0	1	5	8	55	(29)

※①身体(3級以上)・知的・精神障害(3級以上)の数は、手帳所持数者の数であり、合計が人数とは一致しない。

②精神障害者の()内は統合失調症者の数である

2) 年齢別入所者状況

令和8年4月1日

	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～79	80～	合計
男	0	0	5	7	9	5	11	5	42
女	0	0	4	2	0	2	3	2	13
計	0	0	9	9	9	7	14	7	55

※平均年齢 男性) 66歳10ヶ月 女性) 60歳11ヶ月 全体) 65歳5ヶ月

3) 退所者状況

平成18年4月28日～令和8年3月31日

	就職	地域	他施設	精神科入院	他入院	死亡	その他	合計
平成18年度	0	1	1	3	2	1	3	11
平成19年度	0	3	2	3	0	1	1	10
平成20年度	0	7	3	3	1	3	2	19
平成21年度	0	1	4	4	0	4	0	13
平成22年度	0	1	3	2	5	2	1	14
平成23年度	0	2	2	2	2	1	2	11
平成24年度	1	3	2	1	1	1	0	9
平成25年度	0	4	1	1	0	3	0	9
平成26年度	0	1	3	3	1	0	1	9
平成27年度	0	2	0	5	0	2	0	9
平成28年度	0	2	2	3	0	1	0	8
平成29年度	0	1	3	2	1	1	0	8
平成30年度	0	3	4	1	0	0	0	8
令和元年度	0	1	5	0	0	1	1	8
令和2年度	0	3	0	6	0	2	0	11
令和3年度	0	6	1	1	1	1	4	14
令和4年度	0	6	0	0	2	2	0	10
令和5年度	0	2	1	0	0	6	0	9
令和6年度	0	2	0	2	2	0	1	7
令和7年度	0	1	3	1	1	1	1	8
合計	1	52	40	43	19	33	17	205

3 暮らしの状況

真和館は、阿蘇の外輪山の裾野の緑に包まれた丘陵地に立地しています。阿蘇くまもと空港まで車で10分、JR肥後大津駅まで車で15分、政令都市熊本市にも近いため、病院等の便民施設にも恵まれています。

施設の建物は20年が経過し、熊本地震で内装に痕跡が残ったりはしていますが、館内は集会室、学習室、図書室、談話コーナー、4つの家庭的な食堂、25ヶ所のトイレ、3つの浴室など広い共有スペースがあり、「ゆとりある空間」が形成されています。居室は1人部屋のため、プライバシーも保たれ、「ゆっくりとした時間」が流れています。

真和館の入所者の殆どの方は、アルコール依存症者や精神に障がいをお持ちの方々です。従いまして、介護や支援の中心課題は、アルコールを飲まない環境づくりと入所者の精神状態の変化を素早く捉え、的確に対処することです。

このような要請に応えるために、真和館らしい「創意と工夫」に満ちた支援や介護に取り組んでおり、入所者のみなさんは、様々な課題を抱

えながらも、落ち着いた暮らしをしておられます。

(1) 一日の流れ

7 : 0 0 ~	8 : 0 0	起床・着替え・洗面
7 : 3 0 ~	8 : 3 0	朝食
8 : 4 0 ~	8 : 5 0	整容
8 : 5 0 ~	9 : 0 0	ラジオ体操
9 : 0 0 ~	9 : 1 0	断酒の誓い
9 : 1 0 ~	1 0 : 0 0	掃除 (居室・廊下・その他)
1 0 : 2 0 ~	1 0 : 5 0	自彊術又は輪投げ・ニチレクボール
1 0 : 2 0 ~	1 1 : 3 0	学習会・クラブ活動
1 1 : 4 5 ~	1 2 : 0 0	嚙下体操
1 2 : 0 0 ~	1 3 : 3 0	昼食
1 3 : 3 0 ~	1 5 : 3 0	入浴 (月・火・木・金)
1 6 : 0 0 ~	1 7 : 0 0	余暇時間
1 7 : 1 0 ~	1 7 : 2 5	夕べの集い
1 7 : 3 0 ~	1 7 : 4 5	嚙下体操
1 7 : 4 5 ~	1 9 : 0 0	夕食
2 1 : 0 0 ~	2 2 : 0 0	就寝準備 (2 1 : 3 0 に玄関に鍵をかけます)
2 2 : 0 0 ~		就寝

※①令和8年4月からの1日の流れを記載しています。

(2) 一週間の流れ

月曜日	入浴、散髪 (第3週)、真和館アルコールDVD鑑賞学習会、心の健康教室、調理訓練 (月1回)、就労準備訓練、紙貼り作業
火曜日	入浴、心みがきの読書会 (第1週)、アルコールメッセージミーティング (第1週)、ギャンブルミーティング (第2・4週)、アルコール特別ミーティング (第2・3・5週)、真和館薬物ミーティング (第1・3週)、GA熊本グループ (第3週)、益城病院断酒会 (第2・3・4週)、クマープ (第2・4週)、卓球バレー、紙貼り作業
水曜日	シーツ交換、清掃日、グリーンピーS (アルコール・薬物依存症学習会)、和田先生個別カウンセリング (第1・3週)、心理劇 (月1回)、SST (月1回)、紙貼り作業、就労準備訓練
木曜日	入浴、歩こう会 (ウォーキング)、山登り、菊陽病院院内女性ミーティング、AA健軍グループミーティング (第2・4週)、AAさくらグループミーティング (第1週)、白百合の会 (女性アルコールミーティング)、スイートピーの会 (第1・3週・知的障がい者学習会)、紙貼り作業

金曜日	入浴、買い物（第1・3週コスモス、第2・4週イオン）、通販（第2・4週）、ひまわりの会（統合失調症学習会）、個別学習、就労準備訓練、紙貼り作業
土曜日	ニチレクボール、輪投げ、映画鑑賞会、心のオアシスタバコの会（隔月第4週）、地域アルコール学習会（第4週）、紙貼り作業
日曜日	合唱クラブ、歌おう会（カラオケ）

※①令和8年4月からの開催状況を記載しています。

②ペン習字、真和館内観（一日内観）、個別学習、よろず相談、30分間ラポールは随時実施しております。

（３）年間の流れ

年始め式	年1回
初詣	年1回（健軍神社又は阿蘇神社どちらか選択）
厄入り	年1回（健軍神社及び阿蘇神社お参り、食事会）
還暦	年1回（健軍神社及び阿蘇神社お参り、食事会）
創立記念式典	年1回（入所者・職員の意見発表会を兼ねる）
誕生会	毎月1回（館内行事後、レストランで食事会）
対話集会	毎月1回（入所者の要望・苦情を直接聞く会）
個別支援計画策定	年1回（誕生月に策定、必要に応じ随時見直し）
避難訓練	毎月1回
調理訓練	毎月1回
健康診断	年2回（日赤健康管理センター）
入所時健康診断	入所時随時（嘱託医）
健康・栄養指導	年2回（健康診断の数値が出た時点）
インフルエンザ予防接種	年1回
感染症予防勉強会	年1回
口腔ケア勉強会	年1回
旅行	年3回（宿泊1回、キャンプ1回、日帰り1回）
食事会	年3回（旅行との選択）
季節の花見学	随時（桜、ツツジ、菖蒲、藤、コスモス、植木市等）
美術館見学	随時（芦北町立富弘美術館、県立美術館等）
A A九州沖縄地域ラウンドアップ	年1回
オープン・スピーカーズ・ミーティング	年1回
アディクションフォーラム	年1回
アルコール関連問題学会	年1回
球磨人吉地域合同断酒大会	年1回
断酒会関連行事	随時
A A関連行事	随時
G A関連行事	随時

卓球バレー交流会	随時（他施設等）
卓球バレー大会	随時（県内の大会）
心みがきの講演会	年 4 回（外部講師による講演会）
スポーツ大会	年 2 回（春・秋）
バーベキュー大会	年 2 回（春・秋）
なかよし祭り	年 1 回（年納めの演芸会）
カラオケ大会	年 2 回
ゴールデンウィーク映画鑑賞会	年 1 回（ゴールデンウィーク中）
お盆映画鑑賞会	年 1 回（お盆中）
年末年始映画鑑賞会	年 1 回（年末年始中）
熊救協スポーツ交流会	年 1 回
ボランティアとの交流	随時
地域行事への参加	随時（健康スポーツ大会など）
地域清掃（地域の区役）	年 2 回（真和館登り口の清掃）
地域清掃（真和館独自）	随時（真和館登り口の清掃）
餅つき	年 1 回
年納め式	年 1 回

（４）クラブ活動

①ペン習字

ペン習字は平成 19 年 10 月、「日本習字真和館支部」として発足しました。令和 8 年 3 月末現在、7 名（最盛期は 20 名以上）の方が受講中であります。毎月配布される手本をもとに熱心に練習される方、提出日にあわせてやっと 1 枚仕上げる方等様々ですが、その方の心身の状況に合わせ自分のペースで頑張っておられます。集中力、継続力を養うのに適したクラブです。

7 名の内訳は、初段 1 名、準初段 1 名、1 級 1 名、4 級 1 名、8 級 3 名となっております。

部員の方の地域移行や転所、高齢化等のために、部員の数が減ってきており、クラブとして維持するのが精一杯の状況になっています。

②茶道クラブ

茶道クラブは、身体障害者茶道クラブ「もえぎ」のみなさんの指導の下、運営されていましたが、現在は、入所者のみなさんと職員とで、月に 1 回、午後 1 時 30 分から、お茶席を設け、館内のみなさんにお茶をふるまっています。

令和 7 年度は、8 回実施し、1 回平均 48 名の入所者や職員がお茶を飲みに来ておられます。建前は、茶道を通して礼儀作法や人との接し方を学ぶことになっていますが、実質は、入所者と職員の楽しい憩いのひと時になっています。

③映画鑑賞会

毎週土曜日の 13 時 30 分から 15 時まで、「真和館映画鑑賞会」と称して様々な映画をビデオで流し、楽しんで頂いています。

令和 7 年度は、合計 51 回上映し、1 回平均 3 名の方が参加されています。ゴールデンウィーク、お盆、年末・年始には、「特別映画鑑賞会」と称して、「男はつらいよ」や時代劇を始め、みなさんのリクエスト作品を上演しています。

なお、上映作品の選定等については、担当職員が入所者のみなさんから意見を聞くことにしています。時代劇も人気ですが近年はアニメや洋画も人気です。

④自彊術・ニチレクボール・輪投げ

毎朝のラジオ体操の外に、10 時 20 分から 30 分間程度、1 階集會室で、月・火・木・金曜日は自彊術体操（開催回数 169 回、平均 4～5 名の参加）、土曜日は輪投げ（開催回数 43 回、平均 3～4 名の参加）、日曜日はニチレクボール（開催回数 38 回・平均 3～4 名の参加）を開催し体を動かす機会を提供しています。

ラジオ体操が筋肉をやわらかくする体操であるなら、自彊術は、針や灸のように体のポイントを刺激することにより、呼吸・血液の流れを良くし、肩こり・腰痛には勿論のこと、様々な内臓疾患にも効果がある体操と言われています。

障がいや老齢・薬のために動かない体をそれなりに熱心に動かしておられます。

特筆すべきことは、令和 4 年度の Q C 活動で、足が悪く、椅子に掛けて自彊術をされている方のために、「真和館バージョン」が出来上がりました。お陰で、身体の不自由な方の健康管理や A D L の維持に、これまで以上に役立つ体操となりました。

⑤歩こう（山歩き）会

山歩きは、元気の良い入所者が多かった開設当初は、真和館のメインのスポーツとして位置づけられ、毎週のように 14～15 名の方が阿蘇の山々や熊本市の立田山に出かけていました。みなさんの体力が落ちて来ると、次第に、パークドームでの歩こう会が多くなりました。

その内に、卓球バレーなどの開催回数が急増して来たことに加え、平成 28 年の熊本地震で、歩こう会の会場であったパークドームの使用ができなくなり、山登りのための登山道が寸断されたため、歩こう会・山登りともに激減してしまいました。

令和元年度は、行事（アルコール学習会、食事会、買い物など）が多くなり職員や車のやり繰りが出来ないということで、「1 週間の流れ」の中から行事自体が、外されてしまいました。

そこで、令和２年度から、今一度、支援計画の中に位置づけ、取り組みを強化いたしました。しかしながら入所者の高齢化が進み、参加できる方が少なくなってきており、その結果、令和７年度は、歩こう会が１９回、平均参加人数２名が参加（Ｒ６年度１８回・平均参加人数４名、Ｒ５年度２８回・平均参加人数５名、Ｒ３年度３２回・平均参加人数６名、Ｒ２年度１７回・平均参加人数６名）、山歩きの会が６回、平均参加人数３名参加（Ｒ６年度４回・平均参加人数３名、Ｒ５年度４回・平均参加人数３名、Ｒ４年度５回・平均参加人数７名、Ｒ３年度９回・平均参加人数４名、Ｒ２年度９回・平均参加人数４名）となりました。

⑥合唱クラブ

毎週土・日曜日の午前１０時４５分から約３０分間、童謡や唱歌あるいは、懐かしい演歌などを中心に合唱を楽しんでいます。令和７年度は８０回開催し、１回平均８名（Ｒ６年度８２回・平均８名、Ｒ５年度８３回・平均８名、Ｒ４年度８７回・平均８名、Ｒ３年度１１５回・平均８名、Ｒ２年度１１７回・平均８名）の方が参加されています。

また、日頃の練習の成果を、毎月開催される誕生会や施設のイベントで披露して頂いています。

会員が年々高齢化し、クラブとしての存続維持が、危ぶまれる状況にあります。

⑦歌おう（カラオケ）会

毎週日曜日の１３時３０分から、東館の学習室（視聴覚対応）で思い切り歌っていただいております。令和７年度は４２回開催し、１回平均６～７名（令和６年度３８回・平均３～４名、令和５年度３１回・平均３～４名、令和４年度３２回・平均４～５名、令和３年度３９回・平均４～５名、令和２年度４２回・平均４～５名）の方が参加されています。

また、その成果を披露するために、カラオケ大会も開催しています。通常、年２回の開催で、令和７年度も夏のカラオケ大会（発表者７名）、年末のなかよし祭りでのカラオケ大会（発表者８名）と無事２回開催でき、参加者も４０名弱と盛況であり、日ごろの成果を存分に発揮して頂きました。

⑧卓球バレー

卓球バレーは、真和館のメインのスポーツとして位置づけ、練習に励んで来ました。県内外の各種大会にも出場し、全国的にも強いチームの一つとして高い評価を頂くようになりました。

特に、西九州の代表チームとして、全国障害者スポーツ大会の常連の出場チームとして、卓球バレー大会が開催されなかった「愛媛大会（２０１７）」を除き、「紀の国わかやま大会（２０１５）」「希望郷いわて大会（２０１６）」「福井しあわせ元気卓球バレー・全国交流大会（２０１８）」と毎年出場して来まし

た。

ところで、元々、真和館は様々な県内外のアルコール関連行事に参加しており、その上に国体や県外の卓球バレー大会に出場というのは選手のみなさんは勿論のこと、職員のみなさんにも相当な負担をかけることになります。

そこで、平成 30 年度（2019 年度）から国体参加や県外で開催される卓球バレー大会には、参加しないことになりました。さらに近年は、入所者様の高齢化が進み、卓球バレーをしようとしても人数が集まらなくなってきました。

令和 7 年度は館内で 5 回練習試合を開催し、1 回平均 7 ～ 8 名（R 6 年度 14 回・平均 7 ～ 8 名、R 5 年度 13 回・平均 6 ～ 7 名、R 4 年度 21 回・平均 7 ～ 8 名、R 3 年度 37 回・平均 7 ～ 8 名、R 2 年度 57 回・平均 10 ～ 11 名、R 元年度 143 回・平均 8 ～ 9 名、福井国体出場の平成 30 年度は 141 回・平均 8 ～ 9 名）の方が、練習に励まれました。なお、外部の大会への参加につきましては、新型コロナの発生以降、参加しておりません。

⑨心みがきの読書会

開設当初から真和館の看板的なクラブ活動でしたが、平成 30 年度からは真和館 A R P の中に組み入れ、月に 1 回、1 時間心の糧になるような本を読み聞かせています（令和 5 年度までは週 1 回の開催でしたが、令和 6 年度から他の学習会と時間が重なることもあり、月 1 回開催に変更となりました）。令和 7 年度は 8 回開催し、1 回平均 6 名（R 6 年度 9 回・平均 6 名、R 5 年度 27 回・平均 4 名、R 4 年度 31 回・平均 5 名、R 3 年度 38 回・平均 6 名、R 2 年度 44 回・平均 8 名）の方が参加されています。

（使用テキスト）

- ・ P H P （月刊誌）
- ・ ラジオ深夜便（NHK・月刊誌）
- ・ 心が安らぐ仏教の言葉（中央公論新社 本郷陽二著）
- ・ 心配事の 9 割は起こらない（枘野俊明著）
- ・ お坊さんの一日一分説法（彼岸寺）
- ・ 人生をシンプルにする禅の言葉（枘野俊明）

（５）主な行事

① 心みがきの講演会

入所者のみなさんに、心の持ち方や対人関係を学んでいただくために、外部から講師をお招きして、毎年 4 回講演会を開催していましたが、令和 2 年度以降、コロナの関係で中止になっています。

②季節の旅行・食事会、花見学、絵画鑑賞等

恒例の季節の旅行・食事会は、令和 7 年度は、春と秋に 2 回実施し、

春の日帰り旅行は天草方面へ、秋の日帰り旅行は阿蘇方面へ行ってきました。また日帰り旅行に参加されない方達は、ジョイフルや濱かつ、はま寿司、マクドナルド等、皆さま夫々お好みの食事会に参加頂きました。

誕生会の食事会は、その月の誕生者が一緒に、ドライブがてら、阿蘇市のレストランイーストで食事をする事になっていますが、コロナ下で長期間にわたり中止としていましたが、令和5年6月から再開し、令和7年度も市中の感染状況を確認しながら実施しております。

季節の花見学は、令和8年2月19日に農業公園カントリーパークの植木市に行き、3月31日には菊池公園に行き桜見学を楽しんで頂きました。

初詣は、阿蘇神社と健軍神社のいずれか希望される方にお連れしており、令和8年1月8日に阿蘇神社、13日に健軍神社を参拝しました。

令和7年度の還暦祝いについては、2名の方が6月30日に阿蘇神社でお祓いをしていただき、その後、レストランイーストで食事をされました。

絵画鑑賞会は、例年は県立美術館の展覧会に行き、絵画を鑑賞したり、芦北町立富弘美術館を「富弘美術館を囲む会熊本支部」のみなさんと一緒に訪問し、絵画の鑑賞会や交流会を開催しておりましたが、コロナ禍以降実施できておりません。

③スポーツ大会

令和7年度の春のスポーツ大会は、5月21日（水）に開催され、グランドゴルフ（6名参加）、ダーツ、公式輪投げ、トリコロキューブの3競技（30名参加）をスタンプラリー方式で開催しました。4競技合計で36名（R6年度29名、R5年度29名、R4年度36名、R3年度38名、R2年度35名）の方がエントリーされました。

秋のスポーツ大会は、10月29日（水）に開催され、グランドゴルフ（4名参加）、公式輪投げ、トリコロキューブ、ストラックアウトの3競技（24名参加）をスタンプラリー方式で開催しました。競技合計で31名（R6年度34名、R5年度33名、R4年度35名、R3年度37名、R2年度36名）の方がエントリーされました。

個人競技終了後には親善のために、モルックの練習試合（R6年度：卓球バレー、R5年度：卓球バレー、R4年度：卓球バレー、R3年度：風船バレー、R2年度：卓球バレー交流会）を開催しています。

開催前の天気の良い日は、みなさん館内外で練習に励んでおられました。

④バーベキュー大会

春・秋の2回のスポーツ大会の後は、恒例のバーベキュー大会を開催しました。今年も焼き肉をお腹一杯食べて頂き、楽しい一日の締めくく

りの行事になりました。

⑤熊救協スポーツ交流会

毎年、パークドームで開催されている熊救協スポーツ交流会は、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度・3年度・4年度と3年間中止となりましたが、令和5年度は新型コロナウイルスが感染法上5類に移行したことにより、4年ぶりに開催されました。令和7年度も開催され、真和館からは入所者16名、職員12名が参加し、入所者様もとても楽しい一日を過ごされました。

⑥ 熊本県障害者フライングディスク競技大会

令和7年度も、コロナ感染予防の観点から参加しませんでした。
(令和3年度は、コロナのため競技大会自体が取りやめとなりました)

⑦ なかよし祭り

なかよし祭りは、真和館入所者にとってクリスマスや忘年会を兼ねた館内での年納めの最大の行事であります。令和7年度も12月24日(火)に、職員と入所者が一緒になって歌やゲーム、職員の出し物、ハンドベル演奏やカラオケ大会、最後に大抽選会で、楽しい一日を過ごしました。

(6) 給食

給食は入所者のみなさんが、最も楽しみにされているものの一つであり、暮らしの質や精神の安定まで左右する大事なものであります。そのために、入所者のみなさんの嗜好にあった食事が提供できるよう様々な工夫をした取り組みをしているところであります。

行事食や選択食(週3回の朝の主食の選択と週1回の昼食の選択)さらには、外食の機会を増やしたり、外部から弁当を買って来たり、バラエティ豊かな食生活になるよう心がけています。コロナ禍以降、外部での食事会は一時期中止していましたが、誕生者食事会については、令和5年6月から再開し、令和7年度も実施致しました。

また、令和7年度も入所者のみなさんの要望を取り入れるために、ユニット代表の入所者代表者(4名)と栄養士とで、献立の検討を行う「メニュー検討委員会」を毎月1回、年に12回開催しました。

また、調理室前の掲示版で、毎週のメニューや食事関係の情報を掲載しています。

さらに、年に2回、全入所者を対象にアンケート調査を実施し、入所者のみなさんの嗜好の把握に努めるとともに、「リクエストBOX」を設置し、入所者のみなさんのご要望に応える努力をしています。

	(メニューの数)	(リクエスト数)
平成 29 年度	1,427 種類	129 通
30 年度	1,478 種類	214 通
令和元年度	1,504 種類	199 通
2 年度	1,554 種類	117 通
3 年度	1,602 種類	124 通
4 年度	1,628 種類	101 通
5 年度	1,652 種類	140 通
6 年度	1,422 種類	128 通
7 年度	1,445 種類	174 通

なお、令和 6 年度より似通ったメニューやダブリを集約したため、メニュー数減少しております。

(R 7 年度メニューの数内訳)

ご飯類 103 種、麺類 69 種、パン類 12 種、
主菜 544 種、副菜 581 種、手作りデザート 136 種

(食事に対するアンケート)

- 1 回目 (10 月) 食べたい秋・冬メニューについて
- 2 回目 (3 月) 食べたい郷土料理他について

(行事食)

創立記念日 (4 月 28 日)	端午節句 (5 月 5 日)
バーベキュー (5 月 21 日)	七夕 (7 月 7 日)
土用の丑の日 (7 月 19 日)	お盆食 (8 月 15 日)
敬老の日 (9 月 15 日)	お彼岸 (9 月 23 日)
バーベキュー (10 月 29 日)	ハロウィン (10 月 31 日)
クリスマス (12 月 24 日)	年越し食 (12 月 31 日)
お節 (1 月 1 日)	七草粥食 (1 月 7 日)
鏡開き (1 月 11 日)	節分 (2 月 3 日)
バレンタイン (2 月 14 日)	桃の節句 (3 月 3 日)
お彼岸 (3 月 20 日)	お花見弁当 (3 月 27 日)

(特別メニュー等)

- ・誕生日リクエストメニュー (誕生者が主食・副菜・デザート等の中から 1 品だけ、好きなメニューを追加リクエストできます)
- ・非常食メニュー (毎月 16 日) おにぎり と 豚汁 (災害食として)
- ・1 のつく日はカレーの日 (毎月様々なカレー料理が出て来ます)
- ・季節の旅行 (春・夏・秋) のレストラン等での外食
- ・誕生会や還暦のお祝いの外食
- ・対外交流会や職員の研修会時は、外部購入の弁当を提供

4) 栄養及び食事形態

平均栄養所要量		特食		食事形態	
エネルギー	1,668kcal	糖尿食	8食	粥食	3食
たんぱく質	60.6g	減塩食	10	ミキサー食	0
脂質	44.5g	肝臓病食	0	刻み食	7
カルシウム	729mg	マシナゴ飯	0	あら刻み食	2
食塩	8.2g	脂質異常食	0	一口大食	10
食物繊維	18.7g	透析食	0	二度炊き	12
合計	—	—	18	—	34

(7) 入浴

入浴は身体の清潔を保つとともに、心身のリラックスや健康保持に欠かせないものであり、生活習慣の一部でもあります。ただ、真和館では入浴嫌いの人も多く、丁寧な声掛けと誘導が必要となっています。

また、入所者の重度化とともに見守りが必要な方や介助浴者が増加傾向にあります。そのため、各浴場に見守り職員を配置し、さらに、お風呂の外にも入浴責任者を置き、安全に配慮した体制を整えています。

5) 入浴の状況

	令和7年度			令和6年度		
	回数	人数	平均	回数	人数	平均
個浴	109	706	6.5	101	662	6.6
一般浴	204	4,740	23.2	189	4,444	23.5
随時浴	393	393		473	473	
合計	706	5,839		763	5,579	

① 入浴日 一般浴 月 火 木 金
介助(個)浴 月 木

②介助浴は原則、月・木曜日の2回、個浴で対応していますが、柔軟に随時浴でも対応しています。

③シャワーは希望すればいつでも、自由に使えます。病院通院や自助グループ、就労準備訓練への参加で遅くなった方は、よくシャワー浴をされています。また、失尿や失便のために、清拭やシャワー浴あるいは個浴で体を清めて頂くことも度々あります。

④精神状態が不安定なために、決められた日に入浴されない方には、本人の精神状態を勘案しながら随時入浴を勧め、入るという意思表示が有ったらチャンスを逃さないために、即座に随時浴(個浴)で対応をしています。

（８）排泄

真和館の入所者は、精神障がいやアルコール依存症の方が多いため、年齢の割には早くから、認知症の症状を呈する人が多く、失尿や失便が多い状況にあります。

排泄関係で何らかの問題がある方が、令和 7 年度末現在で、24 名おられます。その内の 7 名（R 6 年度 9 名、R 5 年度 11 名、R 4 年度 7 名、R 3 年度 7 名、R 2 年度 7 名）の方に対して、快適に生活して頂くために、時間を決めて、トイレ誘導をしています。それでも、トイレが間に合わず、廊下が尿で濡れていたり、便が落ちていたりすることもあります。中には、辺りかまわず居室や廊下で放尿をされる方もおられます。

（９）居室環境

真和館は平成 18 年 4 月 28 日に実質 55 室でオープンし、平成 22 年に東館（研修室・図書室・事務室）が完成し、平成 27 年に、居室 10 室の増築工事が竣工しました。

その結果、真和館全体の延べ床面積は、2,008.56 m²（608 坪）となり、潰した居室もありましたので結果的に居室の総数は 64 室（定員 50 名、実質 55 名の入所者）となりました。

お蔭様で、27 年度からは 1 階部分が 22 室（従来は 18 室）となり、施設全体の個室数も、17 室から 30 室となりました。

そのため、平成 27 年度からは、精神上や身体上問題が多く、特に、見守りが必要と思われる入所者については、見守りがしやすい 1 階の居室を利用いただくことができるようになりました。

しかし、28 年度末になりますと、余裕のあった 1 階部分も入所者の重度化とともに余裕がなくなり、29 年度末になると部屋のやりくり、苦勞するようになり、平成 30 年度に入ると、どう考えても 1 階の居室で生活するのが望ましい方がやむを得ず、2 階で生活頂くようなことになりました。

今一つ、居室の問題では、2 人部屋の問題がありました。実は、真和館入所者のかなりの方が、地域のアパートで生活されていた時代、音の問題で、トラブルを起こされている方がおられます。

音に敏感な方の音に対する感覚は、尋常ではなく、考えられないような小さな音でもトラブルのもとになりますし、女性入所者で自分より弱い（女性の入所者・職員）とみれば、執拗に攻撃を仕掛けられる入所者もおられます。

真和館は個室が多く、2 人部屋もプライベートに配慮した造りにはなっていましたが、トラブルが頻発していました。

また、中には、どうしても、2 人部屋では暮らせない方もおられます。

そのような中、令和 2 年度に新型コロナウイルスに対するクラスター対策として国（2/4）・県（1/4）の補助金を頂き、全室個室化（一部屋だけは 2

人部屋として残している) 工事に取り組み完成を致しました。

お陰様で、部屋のやりくりが随分と楽になり、確かに入所者間のトラブルも減りました。ただ、入所者のA D Lの低下に伴う1階の部屋不足の問題は、引き続き頭を悩ましています。

4 アルコール依存症等に対する取り組み

(1)「アルコール依存症専門施設」へ向けての歩み

真和館は施設をオープンしてみるとアルコール依存症者が、入所者の半分近く(現在は5割強)を占めていたため、施設開設以来「飲まない、飲ませない」取り組みに力を入れて来ました。

その歩みの軌跡をたどってみますと①施設内における隠れた飲酒に苦勞した開設当初、②外に出た際や自宅に帰った時に、年に2~3人の方が飲酒された時代、そして、③真和館に入所されておられる限り、一切飲まれなくなった時代と、一步一步(2~3年毎に)前進して参りました

ここで、改めて、「飲まない、飲ませない」環境づくりができたのか考えてみましても、全くこれといった思い当たることや決め手になったことは有りません。

毎朝の「断酒の誓い」、館内における「様々なミーティングや学習会」、さらには「各種団体や自助グループが開催されるミーティングや研修会あるいは大会への参加」など、断酒に向けての継続的な取り組みが、自然に入所者のみなさんの意識の中に浸透し、飲まれなくなれたのが実態なのかもしれません。

5~6年もすると誰一人として飲まれなくなりましたので、飲まないで、ただ、施設に入所しているだけでは「勿体ない」と思うようになり、支援の比重を「飲まない、飲ませない」取り組みから、「**地域に出てからも、飲まない、飲ませない**」取り組みに次第に移して参りました。

平成24年10月には、アルコール依存症者に対するピアカウンセリングができる職員を採用し、真和館内のアルコールミーティングの充実を図ると共に、平成25年度からは、外部の自助グループのミーティングへの参加希望があれば、昼夜を問わずいつでもどこへでもお連れする体制ができ上がりました。

これらの取り組みが、成果として現れたのが、平成25・26年度と2ヶ年に亘り、「居宅生活訓練」に取組まれた1人のアルコール依存症者が、平成27年4月16日に地域に帰りアパート生活に入られたことであります。

そして、その後も、毎年、1人ずつではありますが、2年間の居宅生活訓練事業を終了され方が地域に帰り、飲まずに暮らしておられます。

さらに、真和館のアルコール依存症からの回復へ向けての取組みを意図的・計画的なものとするために、施設開設から10年経った平成28年3月に、これまでの真和館における教育・訓練を体系化した「真和館ア

ルコール回復プログラム（ＡＲＰ）」を策定し、このプログラム（実際はカリキュラム）に基づいて、今日まで着実にアルコール学習を進め、実績を積み重ねて参りました。

このようなことができるようになったのは、本人の努力は勿論のこと、それを支援する真和館のアルコール依存症からの回復に向けての学習や訓練が充実して来たことによるものです。

しかし、真和館に入所されるアルコール依存症の多くの方は、何度も何度もアルコール専門病院を退院しては、スリップし、再入院を繰り返した末に、どうしても無くなり、真和館に繋がった方々です。連続飲酒で心も体も病み、心身喪失状態であった方が、真和館に入所し、飲まない期間が１年も経つと、次第に頭がクリアになってこられます。そうになると、人の粗さがしや他の入所者や職員の言動が気に食わないと言ってイライラしたり、攻撃が始まったりします。

また、自己中心的な判断（飲みたい故に）で退所を急いだりされます。

このような方に対して、令和元年度から策定を始めた、「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」が、令和４年度末に完成しました。

令和５年度は、この羅針盤の考え方を真和館入所者や職員に浸透させ、さらには、関係者に広く普及・啓発して行くために、「説明用動画」を作成しました。そしてこの説明用動画を用いて、内部の研修や外部への説明会を実施しました。

令和７年度は、地域に出た後のアフターフォローについて考え、保護施設通所事業の検討を行いました。検討の結果、地域に戻られたアルコール依存症の方への支援を手厚くする事は有用であると考え、熊本県に保護施設通所事業の事業説明と申請書を提出し、令和８年度より、熊本県下７施設の救護施設で初めて保護施設通所事業を始めることとなりました。

また令和７年度より、通常の真和館ＡＲＰが理解できない方のために、ＱＣ活動を通じて「やさしいＡＲＰ」の作成に取り組み始めました。

（２）アルコール依存症回復支援「羅針盤」の完成

羅針盤とは、私どもが外科や内科の病院に入院すると、まず、検査があり、検査の結果が出ると早速、医師より手術から退院までの行程が示されます。いわゆる、クリティカルパスと言われます。

アルコール依存症の回復に向けて、そういうものを作ろうというのが、羅針盤策定の動機で有ったわけです。

※パスとは、どういうものか、三重県立総合医療センター小西得司先生のクリニカルパスから引用させていただきますと「パスとはある疾患で入院する場合に、時間軸を横に、診断・検査・手術・投薬・食事・リハビリ・指導等を入院から退院まで縦軸にした医療スタッフ及び患者が情報を共有するためのシート（図）で、現在ほとんどの病院で取り入れられています」と説明されています。

真和館に入所されるアルコール依存症の多くの方は、何度も何度もアルコール専門病院を退院しては、スリップし、再入院を繰り返した末に、どうしても無くなり、真和館に繋がった方々です。

真和館に入所されて来たみなさんの「アルコール」に対する考え方は、経験上、次のように分類できます。

- ①アルコール依存症であることを否認される方
- ②アルコール依存症であることは認められるが、自分の力（意志）で回復ができると思っておられる方
- ③真和館のARPに真面目に参加し、今度こそお酒を止めたいと思っておられる方
- ④心身の状態が酷く、その回復を待たねばアルコール学習に取り組めない方
- ⑤高次脳機能障害やコルサコフ（健忘を主とする病気、回復は不可逆的）等のためにARPの学習に取り組んでも殆ど何も理解できない方がおられます。

そこで、考えたのが、入所者本人が今、解決すべき課題は何なのか、めざすべき（あるべき）姿はどんな状態なのか、そのために、どんな学習をすべきなのか、漠然としたものではなく、ハッキリと明示できないか。そうすれば、学習に取り組む入所者のモチベーションも一段と上がるのではないかと考えるようになり、令和元年度から取り組みを始めたのが、アルコール依存症からの回復過程を示すクリティカルパス的なもの（真和館という羅針盤）の策定であります。

「思えば叶う」という言葉があります。とても難しく無理だと思いながらも、令和元年度から取り組み始めた「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」が、令和4年度末に、全体系が一応完成いたしました。そして、この体系全体の名称を「羅針盤」と名付けました。

「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」を端的に言えば、アルコール依存症からの回復状況を当事者と職員とが一緒に評価し、そのことで、今、自分が回復過程のどの位置にいるかを確認し、また、解決すべき課題は何なのかを明確にし、基本3年間、回復訓練をし、地域移行や他施設移行をするためのシステムであり、体系であります。

※アルコール依存症者が、心身の不調（離脱症状・ドライドランク・後遺症）がやわらぎ、頭の中がすっきりする（素面になる）までには、真和館におけるこれまでの経験や知見から考えて、3年かかると考えられます。

この羅針盤は、学者や医師でもないアルコール依存症者の支援に携わる支援職員やピア職員である真和館職員が経験や体験を出し合い策定したものであり、当初の目的であったクリティカルパス的なものにどれだけ近づけたか、若干、問題があるかもしれませんが、アルコール依存

症からの回復の「あるべき姿」を指し示すとともに、回復の過程を「見える化」することが出来たと自負いたしています。

（３）アルコール依存症回復支援「羅針盤」

真和館アルコール依存症回復支援羅針盤は、５つの項目から構成されています。

- ① 基本体系（令和２年度末完成）
- ② 心身の変遷（令和４年度末完成）
- ③ 支援の勘所（令和４年度末完成）
- ④ 評価尺度（令和２年度末完成）
- ⑤ 回復支援プログラム（ＡＲＰ）（平成２７年度末完成）

ここで、羅針盤について若干捕捉説明をさせていただきます。

- ①**「基本体系」**・・・アルコール依存症の症状である①強い飲酒欲求、②心身の不調、③病んでいる身体、④病んでいる精神、⑤飲んでいたために、隠れていた生きづらさにどう対処して行くかの体系です。
- ②**「心身の変遷」**・・・真和館に入所されるアルコール依存症の方の中には、理解することも、記憶することもできない心身の喪失状態で真和館に入所される方もおられます。このような方も、入所して半年から１年もすると次第に頭がクリアになり始め、そのまま、飲まずに、学習を続けると、子供の成長過程と似たような経過たどり、人として成長をして行きます。そして、過去を受け入れ、父や母・兄弟姉妹・配偶者といった家族に感謝できるようになり、次第に、他者を受け入れることも出来るようになります。やがて、自分の強さや弱さを知り、自己のアイデンティティを確立して行かれます。その心身の変遷の過程を表にしたものです。
- ③**「支援の勘所」**・・・飲まずに、学習を続けていると、アルコール依存症からの回復が始まり、心身の状態も変わって行きます。その心身の変遷に応じ、アルコール依存者の言葉や行動・症状や態度も変わって行きます。
職員に取っては、アルコール依存症者のその時々的心身の状態を的確に把握し、的確な支援をするための「支援の手引書」となるものです。
- ④**「評価尺度」**・・・本人の今のアルコール依存症の回復状況を「見える化」するためのツールです。この評価尺度で示された回復状況を入所者本人と職員とが、共有することで、「あるべき姿」に向けて、学習していくためのツールでもあります。
- ⑤**「回復支援プログラム(ARP)」**・・・真和館の長年に亘るアルコール依存症に対する真摯な取り組みの中で生み出された教育・訓練のカリキュラムです。真和館の「ＡＲＰ」は、精神構造の改革に力を入れ

たものになっています。

（４）真和館アルコール依存症回復支援羅針盤の活用

アルコール依存症は、脳の病気であり、障がいであります。そして、アルコール（アセトアルデヒド）でやられる脳の部位は、ほぼ同じところになるため、アルコール依存症者の言動も似たものになるようです。

断酒を継続していると脳は次第に回復して行きます。面白いことにその回復の過程におけるアルコール依存症者の言動も似たような経過を辿ります。

ということは、頭の中の脳も似たような経過をたどって回復しているのではなかろうかと推測できます。

この回復の過程を真和館の長年に亘るアルコール依存症者の支援の経験と２人のピア職員の体験を「体系化」し「見える化」したものが、令和４年度末に完成した「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」であります。

飲まないでいるアルコール依存症者の脳の回復過程が似たようなものであるならば、アルコール依存症者の飲みたいがゆえの言動や数々の困った言動も、この羅針盤の体系に沿って観察し、対応策を考えて行けば良いわけです。

そして、アルコール依存症回復支援羅針盤の完成により、職員はアルコール依存症者の「怒りや反抗的な言動・嘘や他人のせいにする言動」も真因を理解した上で、自信をもって支援や回復訓練に取り組むことができるようになりました。ただ、地域で生活するまでに回復する（真和館の経験では３年～５年の訓練が必要）ことができるアルコール依存者の入所者の数は残念ながら限られています（入所者されて来られるアルコール依存症者の約２割が地域移行をされている）。

また、館内では次第に羅針盤の考え方が浸透し始めていますが、まだ、まだ、理解も浅く表面的な理解に過ぎないため、特に、入所者にどう浸透させて行くかも引き続き課題となっています。

（５）羅針盤「説明用動画」の作成と浸透・普及

令和５年度は、この羅針盤の考え方を真和館入所者や職員に浸透させ、さらには、関係者に広く普及・啓発して行くために、「説明用動画」を作成いたしました。

その結果、館内では次第に羅針盤の考え方が浸透し始めていますが、まだ、まだ、理解も浅く表面的な理解に過ぎないため、職員及び入所者にどう浸透させて行くかが、今後の課題となっています。

また、この羅針盤については、令和５年９月１４～１５日に行われた「九救協主催の施設長等管理監督者研修会」や令和６年２月８日に開催された「熊本県精神保健福祉センター主催の第５回依存症治療に関わるスタ

ップミーティング」で、「理事長の講演」と「説明用動画」を用い発表させていただきました。

その結果、特に、熊本県精神保健福祉センター主催の第5回依存症治療に関わるスタッフミーティングで聴講頂いていたアルコール依存症の専門病院のスタッフの方から、質疑応答の場で素晴らしい取り組みであると称賛いただくとともに、アンケートでも大きな反響と称賛を頂きました。

実際に、アルコール依存症者の回復支援に当たっているアルコール専門病院のスタッフの方に称賛いただいたことは、実に有難いことであり、大変、力づけられました。

令和6年度は、全国救護施設研究協議会（北海道大会）にて、「真和館が目指す人権を尊重した支援」を発表させていただきましたが、その中で「アルコール依存症回復支援羅針盤」についてふれさせていただいたところ、発表を聞いた他の救護施設様からお問い合わせがあり、幾つかの施設様には、羅針盤の説明動画と資料一式を送付させて頂きました。

令和8年度も、引き続き、地域復帰の可能性のある方については、回復評価を行い、その結果をフィードバックして参ります。

(6)やさしいARPの作成

真和館の回復支援の体系としては、アルコール依存症を知るために「なぜアルコール依存症になるのか」と回復支援のために「真和館アルコール依存症回復支援羅針盤」があります。

一方、真和館入所者の方の中には、学習会で用いているテキストやミーティングでは、過去の問題行動の記憶が思い出せなくなったり、欠落していたり、振り返ることが難しい方が増えています。さらには事実と乖離した作話や妄想の話をされたり、過去の栄光ばかりお話しされたりする方もおり、アルコール依存症という病気の理解に至らないほど、脳のダメージが深刻な方もいらっしゃいます。またアルコール依存症の入所者の多くは、知的障害や発達障害（特に学習障害）をお持ちの方が多く、既存のテキストでは課題に沿った回答が難しい方や、課題の意味が分からない方、文字に書き起こすことが難しい方（口頭での回答は可能）もいらっしゃいます。

このように真和館のアルコール依存症の方は、“知る”ことが難しい方が多いので、真和館独自のプログラム（テキスト）を作ろうということとなり、理事長を中心として「やさしいARP」の作成が始まりました。テキストの構成としては、「基礎編」、「発展編」、「実践編」の三部構成の予定であります。基礎編は“アルコール依存症を知る”、発展編は“自分を知る”、実践編は“生き方を知る”をテーマとする予定です。基礎編については、令和7年度に完成し、令和8年度に発展編、令和9

年度に実践編を完成させる予定であり、3年間をかけて3部作の完成を目指してまいります。

(7)真和館主催(館内で行っている)のミーティング等

①断酒の誓い・夕べの集い

365日、毎朝9時00分から、2階談話コーナーで、10名以上の方が集まり、当番になられた入所者の主導のもと「断酒の誓い」を唱和しています。

平成27年3月2日の夕方(17時10分)から、「断酒の集い」を開催することになり、社団法人全日本断酒連盟の「断酒必携『指針と規範』」の断酒新生指針の1～7までを月曜日～日曜日に掛け1章ずつ出席者全員で読んで行くことにしていました。ただ、この文章が長すぎるということで、30年9月末からは、「夕べの集い」と称してAAの12のステップを唱和することになりました。

このように、ここ数年、断酒の誓いと夕べの集いを実施してきましたが、令和7年度のQC活動にて、やさしいARP作成活動を実施し、アルコール依存症の方が自分を振り返る“私の誓い”というものを作成しました。令和8年度から、朝の断酒の誓いの前に、この“私の誓い”を皆で斉唱することと致しました。

②真和館アルコールミーティング

真和館は開設当初は、館内で「断酒会」だけを開催していましたが、たまたま、飲酒をした入所者が菊池有働病院に入院し、そこでAAにつながり、担当医師の南先生(当時、本法人理事)の奨めもあり、平成23年6月8日からAAも立ち上げることになりました。立上げ当初は、「AA菊池グループ」、そして、その後は、「AA城北グループ」から月に2回メッセージを運んで貰っていました。

しかし、AAが遅く始まった関係もあり、どうしてもAAへの参加者が少ないため、折角外部からメッセージを運んで貰っているのに、申し訳ないという気持ちから断酒会とAAを一本化し、平成24年12月12日から「真和館アルコールミーティング」として再出発することになりました。

また最近では、神への祈りを実体験すべく、阿蘇神社等への参拝を実施しています。

真和館アルコールミーティングは、毎週水曜日に開催し、令和7年度は33回開催し、1回平均5名(R6年度33回・平均6名、R5年度38回・5名、R4年度36回・7名、R3年度43回・9名、R2年度41回・12名)の方が出席されています。

（使用テキスト）

- ・アルコール依存症に関する 12 章（有斐閣新書）
- ・断酒会 百人百話（熊本出版文化会館）

③アルコールメッセージミーティング

外部からの定期的なメッセージミーティングは、真和館アルコールミーティングの中で実施していましたが、平成 31 年 4 月からは「アルコールメッセージミーティング」として位置づけ、メッセージを運んでいただくことになりました。

また、コロナ禍によりオンラインによるメッセージミーティングが、令和 2 年 2 月 2 日から始まりました。

令和 6 年度は、コロナ禍も落ち着いて来たため毎月 1 回、第 3 火曜日「熊本さくらグループ」に協力いただき対面形式で開催しております。また熊本さくらグループのご都合が悪くなったため、令和 7 年 3 月より「健軍グループ」にメッセージを運んでいただくこととなりました。令和 7 年度は、9 回開催し、1 回平均 6 名（R 6 年度 7 回・6 名、R 5 年度 16 回・5 名、R 4 年度 16 回・6 名、R 3 年度 15 回・7 名）の方に参加いただきました。

④白百合の会（真和館女性アルコールミーティング）

女性の場合、自分の飲酒歴等を男女が混じった中では、話しにくい面もあることに配慮し、「白百合の会（真和館女性アルコールミーティング）」を平成 24 年 12 月 10 日に立ち上げました。

白百合の会は、毎週木曜日に開催し、令和 7 年度は 27 回・平均 2 名（R 6 年度 23 回・平均 2 名、R 5 年度 37 回・平均 2 名、R 4 年度 37 回・2 名、R 3 年度 41 回・2 名、R 2 年度 47 回・2 名）の方が参加されています。

なお、司会は、入所者の方がされています。

（使用テキスト）

- ・A A ミーティングハンドブック（NPO 法人 A A 日本ゼネラルサービス）
- ・回復の物語 1 巻、2 巻

⑤DVD/テキスト学習会

毎週月曜日に DVD やテキストを使用し、新入所者に対してはアルコール依存症であることを自覚していただき、学習が進んでいる入所者に対しては、アルコール依存症の学びを深めていただく取り組みをしています。

また、アルコールを始め様々な依存症をテーマとした映画を視聴することによって、自分と重ね合わせ、自分を振り返る機会としています。

令和 7 年度は 30 回・平均 6 名（R 6 年度 26 回・平均 5 名 R 5 年度 35 回・5 名、R 4 年度 36 回・5 名、R 3 年度 40 回・9 名、R 2 年度 37 回・12 名）の方が参加されています。

⑥アルコール特別ミーティング

アルコール特別ミーティングと称して、入所者のみなさんが地域に出
てから、地域の中でアルコールミーティングを開催（主催）して行ける能
力を養うための訓練を行っています。従いまして、司会と運営は、毎回
輪番制で入所者のみなさんに、自主的に運営して頂いています。

アルコール特別ミーティングは、第2・3・4火曜日に開催し、令和7
年度は17回・平均5名（R6年度・平均5名、R5年度19回・平均4名、R4年度
36回・5名、R3年度22回・1回平均8名、R2年度41回・平均12名）の方が参加さ
れています。

（使用テキスト）

- ・AAミーティングハンドブック（NPO法人AA日本ゼネラルサービス）

⑦ぐりーんぴーS（アルコール・薬物テキスト学習会）

毎週木曜日、4月から9月の年度前半は、「アルコール依存症再発防
止プログラム（沖縄の糸満晴明病院のテキスト）」を、10月から3月の年度後半
は、SMARPP「物質使用障害治療プログラム」を使用し、学習会を開催し
ています。

なお、令和4年度からは、この2つのテキストの他に、適時に「酒の
ない人生をはじめる方法」も使用しています。

令和7年度は43回・平均5名（R6年度40回・平均5名、R5年度41回・4名、
R4年度39回・7名、R3年度43回・8名、R2年度41回・12名）の方が参加され
ています。

（使用テキスト）

- ・アルコール依存症再発防止プログラム（沖縄の糸満晴明病院テキスト）
- ・SMARPP「物質使用障害治療プログラム」（金剛出版社）
- ・酒のない人生をはじめる方法（ASK）

⑧忘年断酒会

令和7年度も、令和2年度から新たに始まった館内での忘年断酒会を
引き続き開催しました。まずは居宅生活訓練を受けた退所予定者2名の
入所者様に体験談を話していただき、その後、居宅生活訓練を経て地域で
生活をされている元入所者様を講師に招き体験談を話して頂きました。

また外部からもAA健軍グループの方も2名参加頂き、良い忘年断酒
会となりました。

- ・日時 令和7年12月29日14:00～16:00
- ・場所 真和館学習室
- ・参加者数 14名

⑨HAPPY プログラムの実施

真和館に入所されるアルコール依存症の方は、アルコール依存症であることを否認し、アルコール依存症という自覚がないまま入所される方がおられます。

その方に対し、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターが開発された「HAPPY プログラム」を使用してアルコール依存症であることを認識頂いています。

令和7年度は3回開催（R6年度1回、R5年度4回、R4年度3回、R3年度1回、R2年度6回）し、1名（R5年度4名、R4年度3名、R3年度1名、R2年度6名）の方が受講されました。

なお、真和館には、このプログラムの使用に当たって受けなければならない研修に参加した職員が7～8名在籍しています。

⑩アルコール依存症者高次脳機能障害学習会

近年、救護施設では入所者の地域移行がめざすべき最大の課題となっています。しかし、障がいのため地域移行が難しい方も沢山おられ、その中で、最近、真和館でクローズアップされだしましたのが高次脳機能障害者の問題です。

高次脳機能障害の方は、記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などのために、施設内での処遇も難しい方々であります。

高次脳機能障害の原因は、脳血管障害と頭部外傷によるものが大きな比重（85%以上）を占めると言われます。ということは、過度なアルコールの摂取と関係性が高いと言えます。

そのためなのか、真和館アルコール依存症者31名のうち4名の方が、高次脳機能障害と診断されています。その他に、アルコール依存症で脳血管疾患を発症され、症状的には高次脳機能障害と判断（真和館判断）される人も、さらに3～4人おられます。

このような方には、アルコールの学習は、殆ど意味がありません。

そこで、高次脳機能障害に対する個別学習を通して、自身の症状を理解し、障害の受容を促し行く、取り組みを令和4年5月27日から始めてみました。

令和6年度は対象者の方の精神状態が悪く、精神科への入院などもあり、学習会が実施できませんでした。また令和7年度も実施されておられません。

なお、令和5年度は7回・平均1名、令和4年度は11回・平均1名の方が参加されております。

※高次脳機能障害に対する個別学習を導入するにあたり、令和4年3月1日オンラインで開催された熊本県高次脳機能障害支援センター・熊本託麻台リハビリテーション病院主催の「高次脳障害って何」の研修会に参加し、引き続き、令和4年3月8日には、真

和館主催で、「高次脳障害の『基本』と『対応方法』について」と題して、同病院・作業療法士 山本恵利香先生を講師として研修会を開催しています。

⑪ 真和館薬物ミーティング

真和館には薬物依存症の方が 14 名おられ、うち 6 名の方がアルコール依存症とクロスされています。そのため、薬物依存症にも力を入れた取り組みをしなければなりません。

薬物ミーティングは、第 1・3 火曜日に開催し、令和 7 年度は 11 回、平均 2 名（R 6 年度 14 回・平均 3 名 R 5 年度 8 回・1 名、R 4 年度 24 回・1 名、R 3 年度 32 回・1 名、R 2 年度 47 回・2 名）の方が参加されました。

なお、インターネットで薬物関連の動画を見た後に、ミーティングを実施しています。

（使用テキスト）

・インターネット上の薬物関連の動画を利用

⑫ 真和館ギャンブルミーティング

真和館には、ギャンブル依存症の方が 7 名おられ、うち 7 名の方がアルコール依存症とクロスされています。そのため、アルコールは勿論のこと、ギャンブル依存症にも力を入れた取り組みをしなければなりません。

真和館ギャンブルメッセージミーティングは、GA 熊本グループのローズ様から毎月第 2 火曜日にメッセージを運んでいただいていたいました。

ところで、令和 2 年度は、第 4 火曜日を新たに追加し、さらに、力を入れた取り組みをということでローズ様と相談できていました。

しかし、そこにコロナの問題が発生し、また、令和 3 年度には、講師の健康問題も発生し、継続的なミーティングの開催が出来なくなりました。

幸いにも、令和 4 年 10 月から、GA 熊本グループのローズ様によるオンラインメッセージミーティングが再開されました。

なお、ローズ様の参加が難しい場合は、インターネット動画や GA の書籍を用いて、ミーティングや学習を行っています。

・ 真和館ギャンブルミーティング

開催日時 第 2・4 火曜日 10:15～11:30

開催回数 8 回（R 6 年度 5 回、R 5 年度 13 回、R 4 年度 13 回）

参加総数 8 名（平均参加数 1 名）

・ オンラインギャンブルメッセージミーティング

開催回数 10 回（R 6 年度 13 回、R 5 年度 8 回、R 4 年度 3 回）

参加総数 10 名（平均参加数 1 名）（R 6 年度 13 名、R 5 年度 11 名・1 名、
R 4 年度 5 名・2 名）

・ SAT-G（島根ギャンブル障害回復トレーニングプログラム）

開催回数 0 回（R 5 年度 3 回、R 4 年度 6 回）

参加総数 0 名（R 5 年度 3 名、R 4 年度 6 名）

⑬心のオアシスタバコの会（禁煙ミーティング）

真和館では、令和 7 年度末現在 22 名（R 6 年度末 21 名、R 5 年度末 20 名、R 4 年度末 21 名、R 3 年度末 24 名）の方が喫煙されています。喫煙は、入所者にとって金銭負担が大きく、金の貸し借りに繋がったり、健康上禁煙をしなければならないのに禁煙が出来なかったり、施設で生活する上で様々な問題を惹起し、精神不安定の原因の一つにもなっています。

そこで、平成 26 年度に「真和館禁煙ミーティング」を立ち上げ、毎月 1 回、ミーティングを開催していました。

しかし、参加人数も少なく、成果も上がりませんので、平成 27 年度途中から、QC 活動のテーマとして禁煙問題を取り上げ、その中で、禁煙という否定的な言葉の勉強会では無く、肯定的な名称である「心のオアシスタバコの会（入所者が命名）」という名称に変えることになりました。

その結果、「禁煙ミーティング」という名称で開催している時は、平均 4～5 名の集まりでしたが、「心のオアシスタバコの会」という名称になると参加人数が平均 18 名という集まりになりました。

そして、H27 年度 3 名、28 年度 5 名、29・30 年度ゼロ、R 元年度 4 名、2 年度 1 名、令和 3 年度 2 名、令和 4 年度 2 名、令和 5 年度 1 名の方が禁煙され、令和 7 年度も 1 名の方が禁煙されました。

また、心のオアシスタバコの会は、施設に取って、たばこを吸われる方との良き情報交換の場となっており、館内での喫煙ルールもこの会で話し合いながら決めています。

なお、タバコを吸わない方からの要望で、タバコを吸わない時間（クリンタイム、午前中 9：00～10：00、午後 14：00～15：00）も設定できました。

令和 7 年度は、「心のオアシスタバコの会」を 2 回開催し、1 回平均 10 名（R 6 年度 3 回・11 名、R 5 年度・12 名 R 4 年度 5 回・15 名、R 3 年度 4 回・16 名、R 2 年度 4 回・16 名）の方が参加されています。

また、主治医より禁煙の指示が出ているのに、隠れタバコや貰いタバコをされている方に対しては、禁煙支援のための個別学習も実施しています。令和 7 年度も 5・6 年度に引き続き、希望者がいないため、残念ながら実施（R 2 年度は 4 名の方に対して、37 回実施）できませんでした。

（使用テキスト）

・ インターネットや新聞・雑誌等の記事

⑭ストロベリーの会

飲酒が過ぎるとアルコール（脂肪）が栄養源となり、糖質を栄養源にすることが出来なくなります。そのため、アルコール依存症者は、お米や甘いものを食べなくなります。そのアルコール依存症者が、真和館に入所し、お酒を止めると多くの方が、ご飯や甘いものの食べ過ぎとされます。

そのため、真和館では、肥満や糖尿病対策のために、間食制限を目指した「ストロベリーの会」を実施しております。

開催日時 第1木曜日 15:00～16:00

開催回数 9回（R6年度10回、R5年度9回、R4年度10回）

参加総数 25名（平均参加数3名）（R6年度23名・2名、R5年度24名・3名
R4年度29名・3名）

（使用テキスト）

・インターネットの動画や新聞・雑誌等の記事

⑮ピアカウンセリング

アルコール依存症者の回復のために、同じ体験を有している仲間として深い受容と共感ができ、回復者として助言ができる職員を平成24年10月に1名、さらに、令和元年8月1日に1名採用しました。従いまして、現在、2名（男・女各1名）の職員がピアの立場から、回復に向けての指導・助言・カウンセリングを実施しています。

アルコール依存症者特有の問題について、自らの体験をもとに、指導や助言ができる職員がいることは、アルコール依存症の専門施設をめざす真和館にとって、実に貴重な存在となっています。

⑯心理面接（和田先生）

人が依存症になるのは、抱えている困難や苦痛を緩和するために、アルコールや薬物を繰り返し使用することにより、その物質に依存して行くことが、依存症の原因の一つとされており、このメカニズムを「自己治療仮説」といわれています。真和館の「アルコール依存症回復支援羅針盤」もこの仮説を基に、組み立てられています。

真和館に入所し、断酒が半年～2年続くと、飲酒のため隠れていた障がい等の「生きづらさ」が表出して来ます。

断酒を続けるためには、元々の「生きづらさ」を解消しなければ、また、飲んでしまいかねません。

そこで、真和館ではその人が、生まれながらに持っている生きづらさや成育環境中に育まれた生きづらさに気づいて頂き、障害等を受容し、セルフコントロールができるよう元熊本県八代児童相談所長（臨床心理士・公認心理師）の和田登志子先生にお願いし、心理面接を令和4年5月10日から実施しています。

・心理面接（和田先生）

開催日	毎月第1・第3水曜日の午後
開催日数	23日（R6年度25日、R5年度40日、R4年度20日）
対象者	3名

⑰内観療法

アルコール依存症の回復に効果があるとされる内観療法に取り組むために、指宿竹元病院の「集中内観（7泊8日）」に平成26年度にまず、2名の職員を派遣しました。

そして、その後は、真和館のARPの中に正式に位置づけ、職員付き添いの下、平成27・28・29年度は毎年1名ずつ、30年度は2名、令和元年度は1名、そしてコロナ禍時には実施できませんでしたが、コロナが落ち着いた令和5年度に2名、令和6年度1名、令和7年度1名の入所者を指宿竹元病院（H28年度は三和中央病院（長崎市）へ派遣）の7泊8日の「集中内観」に派遣しました。

また、折角、体験された貴重な体験を無駄にしないため、真和館内で、整った環境ではありませんが、一応、内観ができる部屋を2室確保し、平成27年度から日常内観にも取り組むことになりました。

しかし、内観中は長時間館内放送を控えないといけない問題があり、さらに、令和2年度から新型コロナが発生し外出が制限されるとともに、コロナのゾーニングのために、その空き部屋が必要になりました。

そこで、真和館入り口の林の中に、内観棟を造ろうということになりプロポーザル方式で建設業者を決め、3坪という小さな和風の潇洒な内観棟が令和3年10月に完成いたしました。

早速、11月から①していただいたこと、②して返したこと、③迷惑をかけたことについて、母や父といった身近な方から順に過去の出来事を調べる内観療法が始まりました。

令和7年度は3名の方が11回実施（R6年度2名・20回R5年度2名・27回、R4年度4名・32回、R3年度3名・39回）されました。

⑱クロス・アディクション対策と併存障がい対策

クロス・アディクション対策と併存障がい対策は、平成31年3月に策定された真和館事業計画に初めて取り上げられ、1ヶ月後の令和元年5月1日に上梓された長期経営計画では、今後力を入れて取り組むべき課題として大きく位置付けられています。

真和館にアルコール依存症として入所されて来た方が、真和館で教育・訓練を受けられる中で、実は、アルコールよりは薬物やギャンブルといった他の依存症が主たる症状であったりする事例が良くあります。

※①真和館にはアルコール依存症の方（真和館独自の判断含む）が、令和年7年度末32名（R6年度31名、R5年度31名、R4年度31名）、薬物依存症の方が14名（R6

年度 15 名、R 5 年度 13 名、R 4 年度 13 名)、ギャンブル依存症の方が 7 名 (R 6 年度 7 名、R 5 年度 7 名、R 4 年度 8 名)、その他の依存症の方が 1 名 (R 6 年度 3 名、R 5 年度 3 名、R 4 年度 3 名) 在籍されています。

②この内、11 名 (R 6 年度 11 名、R 5 年度 15 名、R 4 年度は 15 名) の方が、2 つ以上のアディクションをお持ちです。

そこで、真和館では、このクロス・アディクション対策として、薬物ミーティングやギャンブルミーティングを開催したり、薬物やギャンブルの自助グループの諸行事に積極的に参加をするなど一応の対策は実施しています。

また、アルコールを長期間 (1~2 年) 飲まれなくなると、アルコールにより今まで隠れていた精神障がいや知的障がい・発達障がいの問題が、浮かび上がって来ます。

そこで、その根底に持つておられる生きづらさの解消こそが、断酒継続に繋がるということで、ここ数年、クロス・アディクション対策や併存障がい対策に、真剣に向き合い、これらの課題にどう取り組むべきか、真剣に模索をして来たところであります。

※真和館には、何らかの依存症である方で、何らかの精神障がいをお持ちの併存障がい者が 36 名 (R 6 年度 31 名、R 5 年度 31 名、R 4 年度 32 名) 在籍されています。

その結果、今では、アルコール依存症専門施設をめざすからには、アディクション全般に強くなければならないし、精神障がいにも強い施設でなければならぬと一段と強く思うようになり、少しずつではありますが、心理面接 (和田先生) など新たな対策も立ち上げています。

⑨ りんどうの会

姉妹施設である、あそ上寿園も令和 6 年度よりアルコール依存症者の受け入れを始め、令和 6 年度末で 3 名のアルコール依存症の方がおられました。真和館にはアルコール依存症の回復支援体制がありますので、毎週金曜日に真和館のピア職員が 1 名、あそ上寿園に行き、3 名の当事者の方々との学習会を開催しておりました。開始当初 (令和 6 年 11 月 7 日インテーク、11 月 15 日第一回開催) は、ご自身がアルコール依存症であることを認められない否認の状態が見受けられましたが、回を重ねるうちに少しずつピア職員との信頼関係も芽生え、学習会への参加意欲も向上しました。令和 7 年度も前半は順調に開催していましたが、年度後半に入り、1 名の方は施設を飛び出され、他の 2 名の方も体調不良による入院や学習拒否等があり、令和 7 年度末現在は、りんどうの会に参加される方がいない状況となっております。

・りんどうの会

開催日時 毎週金曜日 15:00~16:00

開催回数 23 回 (R 6 年度 11 回)

参加総数 44 名 (平均参加数 2 名) (R 6 年度 17 名・平均 2 名)

(8)外部のミーティングへの参加

「真和館アルコール依存症回復支援プログラム（ＡＲＰ）」の最大の特徴（強味）は、①施設内で取り組む学習の種類や量が多彩で、しかも、内容が充実していることであり、②その上に、各地（県や九州）で開催される自助グループや行政等のミーティングや大会等に参加し、学び続け、仲間づくりができることにあります。

自助グループへの参加は、アルコール依存症からの回復のための３本柱の一つであり、真和館のＡＲＰの中でも大切な支援方法の一つとして、力を入れて取り組んでいるところであります。

特に、平成２５年度からは、夜のミーティングにも参加できるように、職員の準夜勤務を導入し、入所者本人の希望（場所・時間問わず）に応じ、地域の「ＡＡミーティング」や「断酒会」に参加いただくことができるようになりました。

県内ならどこでも、昼夜を問わず、１人の入所者でも、職員が送り迎えをしています。

しかし、令和２年に入るとコロナ禍のために、各地で開催される学習会は中止となり、外部の指導者や先行く仲間の話が聞けず、寂しい思いをしていました。

そこに、アメリカ在住の日本人（カリフォルニア・ミシガン・ニューヨーク）ＡＡのメンバーが中心となり、英語と日本語の同時通訳付きオンラインによるミーティング、インタナショナル日本語 女性 １２ステップスタディが開催されだしました。真和館もこのオンラインによるミーティングに、令和２年５月２４日から参加させていただきました。

国内においても、オンラインによるＡＡミーティングがあちこち（北九州や関東）で開催されだし、真和館でも令和２年６月４日に初めて参加しました。

また、病院によるオンラインミーティングも始まりましたので、令和２年１２月２０日に鹿児島県の森口病院、令和３年３月３日に菊陽病院のミーティングに参加させていただきました。

ところで、幸い、真和館の研修室は、視聴覚対応の研修室であり、大きなスクリーンで、一度に多数の方が参加（視聴）できる環境が整っています。

令和５・６年度はようやくオンライン以外の外部ミーティングに再び参加し始めましたが、引き続きオンラインの自助グループミーティングも実施致しました。

なお、令和７年度の自助グループ等のミーティング参加回数は１２１回・参加延べ人数は３３３名（Ｒ６年度１４２回・３７０名、Ｒ５年度１０７回・３４７名、Ｒ４年度３５回・１６７名、Ｒ３年度４４回・１９３名、Ｒ２年度１６回・２０１名、Ｒ元年度１０４回・３６１名、Ｈ３０年度１４４回・３６３名、Ｈ２９年度１６４回・４２１名）となっています。

①メッセージミーティング（アルコール）

開催日時 毎月第3火曜日（AA健軍G）
参加回数 9回
参加人数 54名（平均参加数6名）

②オンラインメッセージミーティング（ギャンブル）

開催日時 毎月第2火曜日、第4火曜日（GA熊本G）
参加回数 10回
参加人数 10名（平均参加数1名）

③致知会（あそ上寿園）主催（地域向け）アルコール依存症学習会（集合参加）

開催場所 あそ上寿園（コロナ禍中は、真和館）
開催日時 毎月第4土曜日 14：00～15：00
参加回数 9回
参加者数 128名（平均参加数14名）

④益城病院院内断酒会

開催場所 益城病院
開催日時 毎週火曜日 13：00～16：00
参加回数 24回
参加総数 40名（平均参加数2名）

⑤菊陽病院院内女性ミーティング

開催場所 菊陽病院
開催日時 毎週木曜日 10：00～11：30
参加回数 17回
参加総数 17名（平均参加数1名）

⑥アメシスト

開催場所 益城病院
開催日時 不定期開催
参加回数 1回
参加総数 3名（平均参加数3名）

⑦KUMARPP

開催場所 熊本県精神保健福祉センター
開催日時 毎月第2・第4火曜日 13：30～15：00
参加回数 17回
参加総数 29名（平均参加数2名）

⑧ A A 熊本さくらグループ

開催場所	大津町町民交流施設 オークスプラザ
開催日時	毎月第1木曜日 10:00～11:30
参加回数	7回
参加総数	18名（平均参加数3名）

⑨ A A 健軍グループ

開催場所	熊本市東区健軍
開催日時	毎週月曜日 19:00～20:30 毎月第1・第3木曜日 14:30～16:00
参加回数	14回
参加総数	24名（平均参加数2名）

⑩ G A 熊本グループ

開催場所	熊本市中央区大江 福音ルーテル大江教会
開催日時	毎月第3火曜日 14:00～15:30
参加回数	10回
参加総数	10名（平均参加数1名）

⑪ N A 熊本グループ

開催場所	熊本市東区健軍 健軍カトリック教会
開催日時	毎月第2・第4木曜日 19:00～20:00
参加回数	2回
参加総数	3名（平均参加数2名）

⑫ 熊本 D A R C （ダルク）

開催場所	熊本市中央区大江 熊本 D A R C
開催日時	毎週月曜日 19:00～20:30
参加回数	1回
参加総数	2名（平均参加数2名）

（９）外部のアルコール行事や大会への参加

アルコール関連の行事や大会への参加は、入所者のみなさんにとって、回復に向けての体験談を聞く良い機会となっています。従いまして、希望者を募り、1人でも多くのみなさんに参加いただくよう努めているところです。

令和2年度はコロナのため、多くの行事や大会が中止となりましたが、令和3年度になると、殆どの大会や行事がオンライン開催となり、令和4年度になるとハイブリッドの開催も増えだし、中には、オンラインでなく集合方式だけで、開催された行事もありました。

そして令和５年度に入り、新型コロナウイルスも令和５年５月８日より感染法上５類に移行し、感染者数も減ってきたため、令和５年度は外部の行事や大会にも少しずつ参加するようになり、令和６年度から積極的に参加するようになりました。今後も周辺の感染状況を見極めながら参加していきたいと考えております。

① A A 健軍グループ青空ミーティング

期 日 ４月６日
場 所 熊本県野外劇場アスペクタ
参加状況 入所者６名、職員４名 計１０名

② G A ウィズ熊本 １周年記念ミーティング

期 日 ４月２９日
場 所 熊本市中央公民館
参加状況 入所者２名、職員２名 計４名

③ ギャンブル等依存症啓発セミナー（ジャパンマック福岡）

期 日 ５月１８日
場 所 オンライン
参加状況 入所者４名、職員６名 計１０名

④ 第３６回全日本断酒連盟九州ブロック大会

期 日 ６月１日
場 所 長崎県西彼杵郡長与町 長与町民文化センター
参加状況 入所者５名、職員４名 計９名

⑤ 県精神保健福祉センター主催依存症スタッフミーティング

期 日 ５月８日、１１月１３日、２月１２日
場 所 熊本県精神保健福祉センター
参加状況 ７年度は職員のみ延べ１１名

⑥ A A 九州・沖縄地域ラウンドアップ in 福岡

期 日 ６月２０日～６月２２日
場 所 福岡県 休暇村志賀島
参加状況 入所者５名 職員３名 計８名

⑦ こころの健康づくり講演会

期 日 ６月２８日
場 所 熊本市中央公民館
参加状況 入所者８名 職員３名 計１１名

⑧断酒友の会一般公開セミナー

期 日 6 月 29 日
場 所 城南町公民館
参加状況 入所者 5 名 職員 5 名 計 10 名

⑨依存症支援者向け研修会（精神保健福祉課課題別研修）

期 日 6 月 29 日
場 所 熊本市中央公民館
参加状況 職員 3 名

⑩第 23 回 酒のつまみにならない話 in あおば

期 日 8 月 2 日
場 所 宇城市松橋町 あおば病院
参加状況 入所者 7 名 職員 5 名 計 12 名

⑪薬物依存症を抱える家族の会（NPO 法人ひまわり家族の会）

期 日 8 月 23 日
場 所 オンライン
参加状況 入所者 9 名 職員 5 名 実習生 1 名 計 15 名

⑫日本アルコール関連問題学会 熊本大会

期 日 9 月 5 日～6 日
場 所 熊本市中央区 市民会館シアーズホーム夢ホール
参加状況 職員 9 名

⑬第 22 回熊本アディクションフォーラム

期 日 9 月 28 日
場 所 熊本市南区城南町 火の君文化センター
参加状況 入所者 7 名 職員 6 名 計 13 名

⑭A A 熊本地区 フェローシップ BBQ

期 日 10 月 26 日
場 所 菊池市旭志 四季の里旭志
参加状況 入所者 8 名 職員 3 名 計 11 名

⑭A A 熊本地区 フェローシップ BBQ

期 日 10 月 26 日
場 所 菊池市旭志 四季の里旭志
参加状況 入所者 8 名 職員 3 名 計 11 名

⑮ N P O 法人熊本県断酒友の会主催 阿蘇一日研修会

期 日 11 月 2 日
場 所 阿蘇市一の宮町 国立阿蘇青少年交流の家
参加状況 入所者 6 名 職員 7 名 計 13 名

⑯ ジャパンマック 依存症回復支援セミナー

期 日 12 月 10 日
場 所 熊本市中央区手取本町 くまもと県民交流館パレア
参加状況 入所者 2 名 職員 5 名 計 7 名

⑰ 第 21 回球磨・人吉地域合同断酒会

期 日 12 月 14 日
場 所 球磨郡多良木町 多良木町多目的研修センター
参加状況 入所者 7 名 職員 6 名 計 13 名

⑱ 日本アルコール関連問題 SW 協会 2025 九州沖縄支部研修会

期 日 2 月 14 日
場 所 鹿児島県鹿児島市 精神保健福祉交流センター はーと・ぱーく
参加状況 職員 1 名

⑲ 発達障害者の会 シェアハート

期 日 2 月 8 日
場 所 熊本市中央区大江 希望荘
参加状況 入所者 1 名 職員 1 名 計 2 名

⑳ あまやどりの会 23 周年記念映画上映会・交流会

期 日 2 月 21 日
場 所 熊本市中央区 市民会館シアーズホーム夢ホール小ホール
参加状況 入所者 1 名 職員 1 名 計 2 名

㉑ 薬物依存症を抱える家族の会 NPO 法人横浜ひまわり家族会

期 日 2 月 22 日
場 所 オンライン
参加状況 入所者 1 名 職員 1 名 計 2 名

5 精神障がいに対する取り組み

真和館入所者の殆どの方が、精神障害者手帳の所持者であり、その中で一番多いのが統合失調症者で、令和 7 年度末 16 名（R 6 年度 19 名、R 5 年度 21 名、R 4 年度 19 名、R 3 年度 20 名、R 2 年度 19 名、R 元年度 19 名、H 30 年度 20 名・29 年度 26 名）であります。従いまして、真和館の処遇は、アルコール

依存症者の支援とともに、今一つの大きな課題は、精神障がい者の方に安心して施設で生活いただくための支援をどう確立するかにあります。

そのために、入所者の日常の精神状況の把握の徹底、よろず相談や不穩の未然防止、早めの病院受診などに取り組んできました。

一方、真和館では、「質の高いサービス」や「安全・安心」は、職員の創意と工夫により、自ら創造して行くという理念を掲げ、QC活動等を活用し、様々な支援手法を開発して来ました。

その代表例が、「10 分間ケース会議」であり、「1 分間ラポール（信頼）」であります。施設開設初期に開発されたこれらの支援手法は、誰でも活用できる効率的な支援ツールの開発という観点に立っていたため、入所者の心の内面まで深く入った支援ツールではありませんでした。

そこで、「1 分間」「10 分間」という流れの中で、次は「30 分間」ということになり、「30 分間」で出来るものは、何なのかという中で、自ずとカウンセリングということになり、それを「30 分間ラポール（信頼）」と称して、既存の「よろず相談」と併せて、専門的な支援ツールの一つに位置づけることになりました。

さらに、問題行動があった方や個別支援計画を策定するにあたって、一人ひとりの職員が、「その人に対する見方や考え方」を出し合い、「一人の入所者」を様々な角度から分析・評価し、職員間の支援の方向性や考え方のベクトルを合わせて行くために、「事例検討会」を平成 27 年 1 月から新たに立ち上げました。

この「事例検討会」に実際、取組んでみますと、これまでの問題列挙的な否定的な見方から、「肯定的」な見方に立ち、良い点を見つける努力をするようになりました。ただ、問題点は、一人ひとりの入所者の入所前や入所後の「パーソナル・ヒストリー（個人史）」をつくり込むことから始まりますので、あまりにも労力が掛かりすぎることに難点があります。ただ、この個人史をひも解けば、支援のやり方や重点支援項目も、自ずから浮かび上がって参ります。

そこで、平成 28 年度からは、職員研修として年に 4 回実施している「相談支援研修会」の中で、現に入所されている方の事例を取り上げるという方向でこの件は集約されました。

このように、真和館の支援ツールも、職員の能力不足を補う「誰でもできる簡単な支援ツール」から、一定の水準の能力を前提とした「専門性が高い支援ツール」の 2 本建てになりました。

そして、今では、平成 29 年度から始まった統合失調症の学習会である「ひまわりの会」、さらには、平成 30 年度から始まったオーダメイド型の「個別学習」が、真和館の新たな支援ツールとして、熱心な取り組みが展開されています。

令和元年度 10 月からは、知的障がい者の学習会「スイートピーの会」も始まりました。

また、令和6年度、7年度は熊本学園大学教授の城野匡教授をお招きし、統合失調症、双極性感情障害、自閉症について入所者様と一緒に精神障がいについて学習会を実施し学びを深めました。引き続き各種精神疾患について学びを深めて参ります。

（１）よろず相談

入所者の一人ひとりの心身の悩みや今後の身の振り方等に、十分時間を掛け相談に乗るために、「よろず相談」を実施しています。

もともと、「よろず相談」は入所者の思いや希望あるいは苦情や悩みをその道の専門家（社会福祉士や精神保健福祉士あるいは看護師、栄養士等）が、十分な時間をかけ傾聴することによって、寄り添った的確な対応ができるよう設けたものであります。

令和6年度の相談件数は52件（R6年度81件、R5年度76件、R4年度83件、R3年度56件、R2年度94件、R元年度81件、H30年度85件、29年度92件、28年度100件）となりました。

内容的には、施設は集団生活のため、「施設内の人間関係」の相談が今までもっとも多かった相談でしたが、令和7年度は7件（R6年度15件、R5年度20件、R4年度17件、R3年度7件、R2年度25件、R元年度24件、H30年度27件）と減りました。令和7年度に最も多かった相談は、「地域生活に向けての相談」が8件（R6年度9件、R5年度18件、R4年度6件、R3年度3件、R2年度17件、R元年度3件、H30年度6件）、「真和館での暮らしに関する相談」が8件（R6年度9件、R5年度10件、R4年度13件）となっています。

（相談内容）

相談項目	R 7 年度	R 6 年度	R 5 年度	R 4 年度
・他施設移行に向けての相談	4 件	3 件	0 件	3 件
・地域生活に向けての相談	8 件	9 件	1 8 件	6 件
・居宅訓練事業の相談	0 件	1 件	0 件	2 件
・将来に関する相談	1 件	2 件	2 件	5 件
・金銭の相談	4 件	5 件	2 件	3 件
・施設内の人間関係に関する相談	7 件	1 5 件	2 0 件	1 7 件
・精神状態に関する相談	5 件	5 件	2 件	5 件
・真和館での暮らしに関する相談	8 件	9 件	1 0 件	1 3 件
・食や栄養に関する相談	0 件	2 件	1 件	0 件
・喫煙に関する相談	4 件	6 件	4 件	2 件
・健康・病院に関する相談	5 件	7 件	7 件	7 件
・自助グループに関する相談	1 件	1 件	6 件	3 件
・職員に関する相談	1 件	4 件	0 件	1 件
・紙貼り・就労訓練に関する相談	1 件	4 件	3 件	5 件
・親族外部の方に関する相談	3 件	5 件	1 件	5 件

・障がいに関する相談	0 件	3 件	0 件	6 件
合 計	5 2 件	8 1 件	7 6 件	8 3 件

（２）10 分間ケース会議

平成 22 年度の Q C 活動で 10 分間という短い時間に、①職員間の問題意識を共有化し、②支援方針を即決定し、③素早い対応が実施できる「10 分間ケース会議」という新しい手法が生み出されました。以来、担当者 1 人では手に余る問題や、全職員の指導方針の統一が必要な場合は、10 分間ケース会議を開催し、真和館の支援の質と生産性の向上に資して来しました。

やり方として、①朝礼後に、②その場にいる支援・介護の職員が全員参加し、③立ったままで、④一人が司会をし、⑤さらに、1 人が記録をし、⑥参加できなかった職員も決定されたことを後で、読むことが出来るようにしています。

令和 7 年度は 10 回（R 6 年度 12 回、R 5 年度 21 回、R 4 年度 26 回、R 3 年度 27 回、R 2 年度 26 回、R 元年度 38 回、H30 年度 34 回、H29 年度 30 回、H28 年度 42 回）実施しています。内容的には当然のこととして、入所者の問題行動や不穏時の対応が中心になります。

（３）1 分間ラポール（信頼）

「1 分間」という、短い時間で何か成果を出せる取り組みはないかと、平成 23・24 年度の両年度の Q C 活動で取り組みました。

考えてみれば、施設の仕事はサービス業です。1 分間という短い時間を利用し、お客様である入所者のみなさんから「ラポール（信頼）」を得る取り組みはとても大事であります。

2 年間に亘る試行錯誤の結果、「1 分間ラポール（信頼）」と称して、担当職員が、自分が担当する入所者に対して、出勤時や退勤時に一声かけることにしました。

その結果、①体調の変化が分かり易くなったこと、②会話を求められている入所者が居られること、③入所者間で起こった出来事を話して頂けるなど入所者の状況を把握できるようにもなりました。

「1 分間ラポール（信頼）」という手法は、結果としては「誰でもやれ、誰でも考えつきそうな簡単な手法」です。

しかし、手法を生み出すためには、2 年間という長い期間と多大な労力をかけて創り上げて来たものです。

「1 分間ラポール（信頼）」は、真和館に取っては、入所者と職員の「信頼関係」を構築するための大事な介護・支援業務の原点の手法であります。

（４）30 分間ラポール（信頼）

真和館では、「1 分間ラポール（信頼）」「10 分間ケース会議」という誰でもできる効率的な入所者支援の手法を開発し、入所者のみなさんに「安心した生活」をして頂く取り組みをして来しました。

当然の流れとして、1 分、10 分という時間の次は、「30 分」という時間になり、30 分間という時間の中で「できる」支援手法は何かということになりました。

考えてみますと、30 分という時間は、入所者のみなさんの相談に乗ったり、カウンセリングをするのにピッタリな時間であります。

ところが、真和館には既に、悩み事がある場合、入所者の方から申し出ていただくと、時間を十分取り相談に応じる「よろず相談」という制度がありました。

また、この外にも、真和館には、「対話集会や投書箱あるいはアンケート等」入所者のみなさんの「思いや苦情」を引き出すために様々な工夫をした取り組みがあります。

しかし、それでも施設には、「自分から訴えをされない方や出来ない方」がおられます。

そこで、これらの入所者に対して、職員の方から、呼びかけをして「日頃の悩みや思い」を傾聴する場を設けることにし、それを「30 分間ラポール（信頼）」と称することに致しました。

「30 分間ラポール（信頼）」は、特定のテーマが無いために、そこでは、その方の「思い」や「物の見方」や「生い立ち」などが語られ、時には、支援者である職員が日頃思ってもいなかった、まさに「目から鱗」のようなことが語られることも有ります。

このことにより、その方の人間性の理解が進み、日頃の異常行動の真因が判り、その方の思いに沿った支援ができる場合もあります。

令和 7 年度は 11 件（R 6 年度 11 件、R 5 年度 19 件、R 4 年度 30 件、R 3 年度 19 件、R 2 年度 73 件、R 元年度 19 件、H30 年度 35 件、H29 年度 84 件、H28 年度 106 件）という数字が上がっています。

※①平成 28 年度の半分の件数は、地震後のケアとして入所者全員に聞き取り調査をしたものであり、実質的な件数は平成 29 年度が最高の数となっています。

②平成 30 年度以降、数が減っているのは、入所者のみなさんに対する個別学習が始まった影響が大きいと思われます。

（５）事例検討会

真和館入所者は、問題行動が多く地域で生活することが困難なため、入所して来られた方々であります。当然のこととして、施設で生活をして頂くためには、身体介護や病気の管理は勿論のこと、整容・金銭管理・対人関係等様々な課題あるいは心や精神のケアなどの支援が必要な方々であります。

そのために、真和館ではハード面は勿論のこと、ソフト面でも一人ひとりの入所者の「思い」に応えるために、創意と工夫を重ねた取り組みを進めて参りました。しかしながら、施設は①多数の入所者に多数の職員が対応するために、支援に一貫性がないこと、②対応する職員により、支援の質に差があること、③一人ひとりの入所者に割ける時間に限りがあることにあります。

このことを何とか解決する手法は無いのか、というのが真和館の長年の課題であり、このような悩みの中から従来の「朝礼」や「職員会議」に加え、「サイボウズの掲示板」や「10 分間ケース会議」も誕生して来ました。

これらの取り組みは、確かに、支援のベクトルを合わせるには力を発揮しましたが、如何せん時間が短いために深みが足りません。そこを補う手法が、平成 26 年 4 月 1 日から始まった「30 分間ラポール（信頼）」であり、平成 26 年 1 月から始まった「事例検討会」であります。

この「事例検討会」は、問題行動が有った方や個別支援計画を策定するにあたって、職員一人ひとりが「その人に対する見方や考え方」を出し合い、「一人の入所者」を様々な角度から分析・評価し、支援の方向性や考え方のベクトルを合わせて行く取り組みであり、26 年 1 月から毎週水曜日に開催される「職員会議」の中に新たに立ち上げました。

事例を積み重ねる内に、「その方の全体像が把握できるような気がして、親しみが持てるようになり、支援がやりやすくなった」という職員の声が聞こえて来るようになりました。

また、問題点列举的な否定的な見方から、問題行動や問題と思われる性格の中にも、隠された良い点が内在していないか、「肯定的」な見方に立ち、良い点や可能性を探り出す努力をするようにもなりました。

さらに、事例検討をするに当たり、一人ひとりの入所者の「パーソナル・ヒストリー（個人史）」をつくり込むことにし、これをひも解けば、自ずから支援の方法や重点項目が判明して来ます。

この事例検討会が継続できれば、支援の方向性が一致することは勿論のこと、支援力も格段に向上するものと思われませんが、如何せん多大な労力が必要になります。

そのために、平成 27 年度からは、年に 4 回、外部の先生をお招きし、職員研修会として実施している「相談支援研修会」の中で、処遇困難事例について検討・討議するスタイルに集約することになりました。

令和 7 年度も、同じ方のケースを職員の勤務の都合で午前の組と午後の組に分け、年に 4 回（4 ケース）実施し、日常の支援に生かして来ました。

（6）統合失調者に対するピアカウンセリング

アルコール依存症に対するカウンセリングは、ピアの職員を採用する

ことによって効果が上がっています。

一方、統合失調症につきましては、幻聴や幻覚、妄想といった症状に対し、職員が介入することは大変難しいために、大阪在住のピアカウンセラー森 実恵先生にお願いし、年に3回（令和元年度はコロナの関係で2回）ピアカウンセリングを実施していただいておりますが、令和2年度のコロナ禍以降ピアカウンセリングが実施できておりません。（令和7年6月25日に元入所者の松山昭子さんに1度ピアカウンセリングを実施頂きました。）

（7）精神障がい者等に対する学習会

①統合失調症の学習会「ひまわりの会」

真和館入所者の殆どすべての方が精神障がい者であり、その内の19名の方が統合失調症（様状態を含む）であり、真和館ではアルコール依存症者に次いで、入所者が多い疾患であります。

この分野の回復支援に施設の入り込む余地は限られていますが、ただ、最近では薬以外での日常生活での回復支援が次第に注目されだしています。

そこで、真和館では、まずは統合失調症のみなさんに、病気に対する知識を学習していただき、病識の無い方に、病識を持って頂き、それも難しい方には、せめて病感でも持って頂くことができないか、そうならば、回復に役立つのではと思い、平成29年5月から統合失調症者の学習会「ひまわりの会」を立ち上げました。そうしますと、これまで、学習と無縁と思われていた方が、熱心に学習会に参加され、自分の病気を理解されようとされます。

自分の病気を知るということは、施設で生活して行く上で、それなりの効果はあると思われます。

ひまわりの会は毎週1回金曜日に開催しており、令和7年度は37回（延べ参加人数194人、1回平均5～6人）開催しました。

※R6年度37回（延べ参加人数195人、1回平均5～6人）、R5年度31回（延べ参加人数144人、1回平均4～5人）、R4年度37回（延べ参加人数173人、1回平均4～5人）、R3年度32回（延べ参加人数154人、1回平均4～5人）、R2年度42回（延べ参加人数360、1回平均8～9名）、R元年度33回（延べ参加人数183人、1回平均5～6人）、H30年度38回（延べ参加人数169人、1回平均4～5人参加）、H29年度37回（延べ参加人数264人、1回平均7～8人参加）。

②知的障がい者の学習会「スイートピーの会」

真和館入所者で統合失調者の次に多いのが、知的障がい者であります。そのため、次は、知的障がい者の学習会という思いが、実を結び、令和元年10月24日に、知的障がい者の学習会「スイートピーの会」が立ち上がりました。

スイートピーの会は、毎月2回（第2・第4木曜日）開催しており、令和7年度は19回（延べ参加数118名・1回平均6～7名）実施しています。

※R6年度17回（延べ参加数98名・1回平均5～6名）、R5年度19回（延べ参加数121名・1回平均6～7名）、R4年度17回（延べ参加数106名・1回平均6～7名）、R3年度21回（延べ参加数139名・1回平均6～7名）、R2年度21回（延べ参加人員143名・1回平均6～7名）、R元年度10回（延べ参加人員71名・1回平均7名参加）

③オーダメイド型「個別学習」

個別学習の始まりは、統合失調症者で「ひまわりの会」に出席されない方（嫌いな人がいるので出席したくないという理由）がおられたので、その方一人を対象に平成29年度から個別学習が始まりました。そして、それを契機に統合失調症だけではなく、様々な病気をお持ちの方に対して、その方お一人おひとりに合わせたオーダメイド型の「個別学習」が始まりました。

令和7年度の個別学習は6名（R6年度4名、R5年度8名、R4年度5名、R3年度3名、R2年度11名、R元年度10名、H30年度8名）の方に、合計54回（R6年度50回、R5年度93回、R4年度54回、R3年度25回、R2年度147回、令和元年度120回、H30年度137回）実施しています。

なお、これまでに、実施した個別学習は、統合失調症、ADHD、双極性障害、うつ、強迫性障害、高次脳機能障害、アルコール、薬物、ギャンブル、クレプトマニア、森田療法、禁煙、アンガーマネジメント、LGBTQです。

6 地域生活移行へ向けた取り組み

真和館入所者の方は、殆ど、全ての方が何らかの障がいをお持ちであり、地域で生活ができない方々であります。その中で、何とか、地域生活に繋げるために、精一杯の努力を続けています。これまで施設開設から20年間で51名の方が、真和館から直接、地域に帰られ、アパート生活等に移行されました。令和7年度は1名の方が移行予定でしたが、利便性の良いアパートを探すために地域移行が遅くなり、令和8年4月に退所となりました。

また令和8年度より、保護施設通所事業を開始し、令和8年4月退所の方に対する地域移行後の支援（アルコール依存症からの回復支援、各種生活相談等）を実施することとなりました。

（1）居宅生活訓練事業

平成25年7月に、訓練用住居（アパート）を2室確保し、2人の入所者を居宅に近い環境で生活訓練を実施する「居宅生活訓練事業」を立ち上げました。

昼は、真和館内の行事や作業訓練に参加していただき、夕方、アパー

トに帰り、風呂や寝泊まりは、アパートですという訓練に取り組まれています。

アルコール依存症の方に対しては、昼間は真和館で、館内で開催される「真和館アルコール依存症回復プログラム（ＡＲＰ）」に参加頂いたり、地域で開催されるアルコール依存症の自助グループのミーティング等に、職員がお連れし、アルコールからの回復や退所後の仲間づくりに取り組んでいます。

本事業で、これまで 15 名の方が訓練を終了し、12 名の方が社会復帰され、3 名の方は残念ながら病状悪化（認知症、うつ病、体調不良等）により社会復帰ができませんでした。

社会復帰された 12 名の方のうち 10 名の方が、アルコール依存症者であり、第 1 号の方は、2 年間の「居宅生活訓練」を終えられた女性のアルコール依存症者で、27 年 4 月 16 日に退所されています。

なお、現在、2 名の方が 1 ～ 2 年後の域移行をめざし、訓練を開始されています。

真和館に入所されるアルコール依存症者は、殆どの方が、心身の疾患あるいは、健忘やアルコール特有の認知の歪みといった症状をお持ちの方々です。従いまして、居宅生活訓練を受けることができるようになるまでに回復するだけで、最低 1 年、長い方は数年かかります。

訓練期間は、制度上は 1 年となっていますが、アルコール依存症者の場合は、県に訓練期間の延長を特にお願ひし、基本、2 年間の訓練となっています。

このように本人の状況に応じた、時間をかけた取り組みができるのは、入所期間の制限がない施設ゆえの強みであります。

この強みを生かし、1 人でも多くの方が、居宅生活訓練事業を通し、アルコール依存症から回復し、地域生活に戻って頂けるよう力を入れた取り組みを進めて行きます。

（２）訪問指導事業

真和館を退所された方で、地域で生活されている方が、できるだけ長く地域で生活ができるように、電話や訪問をしたりして支援をする訪問指導事業（真和館独自事業）を平成 26 年 4 月に立ち上げました。

支援の内容や間隔は、その方の状況により差がありますが、令和 7 年度は 6 名の方を対象に支援をして来ました。

（３）就労準備訓練事業

就労自立や地域生活をするにあたり、集中力や継続力を養ってもらうために、毎日（日曜日を除く）紙貼り作業の訓練を実施しています。作業内容は、弁当を 10 ～ 20 個まとめて一度に運ぶための紙袋作りで、糊付け工程の作業をしています。

令和7年度は、3～5名の方が作業に従事されており、一日の作業時間は、各人の能力や希望に応じ2～6時間の範囲内になっています。ただ、実態は、どちらかというと本人の精神安定のための作業訓練となっています。

今一つの訓練科目は、姉妹施設としてあそ上寿園が平成30年3月にオープンしましたので、10月からあそ上寿園の清掃作業を取り入れました。職員に取っては多忙の中にさらに、新たな事業が入ってくることになりましたが、入所者に取っては、退所後の就労準備と退所に際しての資金作り（生活保護で認められている範囲内）に役に立つ訓練となっています。

また、体を動かす良い機会となり、車で阿蘇まで出かけますので気分転換にもなります。

令和7年度は、職員付き添いの下、3～5名の方が、作業に従事されています。

作業日	月・水・金曜日
作業時間	13:30～15:30の2時間
賃金	1時間 250円

（４）調理訓練

調理が好きな人に対して、簡単に調理ができるメニューを中心に2階西食堂で、自立に向けた（実態は楽しみ）調理訓練を月に1回実施しています。

令和7年度は11回（平均参加者7名）の調理訓練を実施しました。参加者のみなさんは、自分達で提案したメニューを、自分達で調理し、食べることができる楽しみもあり、喜んで参加されています。

また、施設のイベント時には、日頃の訓練の成果を生かし、美味しいおやつ作りをしていただいています。

（５）買い物訓練

入所者の多くの方が、金銭管理ができない方や苦手な方なので、買い物の機会を捉え、金銭管理を学んでいただくことは、自立に向けての大事な取り組みの一つでもあります。

令和4年度はコロナウイルスの関係から買い物は中止としていましたが、令和5年度は6月より買い物を再開しました。毎月、第1・第3金曜日は大津町にある「イオン」、第2・第4金曜日は「コスモス」へ、職員付き添いの下、買い物に行っています。R7年度もコスモスが24回（平均17名参加）、イオンが23回（平均10名参加）実施しております。

またコロナ対策のため令和3年度から導入した通信販売も引き続き継続しており、令和7年度の通販の回数は、24回（1回平均10名）となりました。

なお、通販は、特に職員の労力が削減されるわけではありませんが、コロナ対策としては、大変助かっています。

また、職員が個人的に頼まれて、通勤途上などに買い物をしてくる場合もあります。

さらに、「寄り添いショッピング」と称して、電気製品等を買われる場合は、職員同伴で買い物に行くこともあります。

ただ、自立度の高い方が、散歩がてら徒歩やバスを利用し、近くの大津町まで自分で買い物に行かれることは、コロナ感染防止のため禁止としております。

（６）個別支援計画

入所者のみなさんが、真和館での生活に目標を持ち「いきいきとした日々」を過ごしていただくために、一人ひとりの希望や思いを大切にしたい個別支援計画を策定しています。

個別支援計画は、書類作りに追われ、労力の割には成果が上がらないという問題点を抱えています。

真和館では、この問題点をどう克服し、成果の上がる個別支援計画にして行くかという観点から、毎年試行錯誤を繰り返し、改善に改善を重ねています。

その特色は①個別支援計画の様式は、アセスメントを含め、真和館独自の様式を使用し、②計画のための計画にならないよう評価に、力を入れた取り組みをしています。

なお、評価に当たっては、常に、入所者一人ひとりの状況を注意深く観察していなければ、評価することはできませんので、職員の支援力をつける上では、欠かせない業務でもあります。

平成 30 年度までは、毎月の月末には、一人ひとりの入所者の心身の状況や支援の状況を担当職員が評価をし、「進行管理表」として取りまとめ、施設長の決裁を受けていました。ただ、毎月の評価では、評価に時間を取られ過ぎ、現場の職員が余りにも大変だということで、令和元年度からは３ヶ月に１回の評価に変更しました。

また、令和２年度はアセスメントの変更をし、１月分から早速、新様式により実施しております。

令和３年度からは新たに、ナラティブ・アセスメントを導入し、生育歴・生活歴等から改善のヒントを探す取り組みも始めました。

なお、現在の個別支援計画の体系は、次のようになっています。

（個別支援計画体系）

（１）アセスメント

アセスメント 1 心身の状況や持てる能力の分析

アセスメント 2 ナラティブ・アセスメントで、生育歴・生活歴

等から改善のヒントを探す（問題のある方のみ）

※アルコール依存症の方については、真和館アルコール依存症回復支援羅針盤の基本体系で、現状の心身の状況を分析し、評価尺度で回復の状況を測定

（２）本人の目標と援助方針の策定

（３）教育・訓練の実施

※アルコール依存症の方は、真和館アルコール依存症回復プログラム（ARP）で回復訓練を実施

（４）評価【進行管理表で、四半期ごとに評価】

（真和館ナラティブ・アセスメント）

お酒を飲み続けるのは、快感の追求ではなく、心理的な苦痛の減少・緩和のためであるという「自己治療仮説」や、生育上の生きづらさから他者への信頼感が障がいされることで物質乱用に至るという「信頼障害仮説」という説があります。

そこで、これらの観点から、アルコール依存症者本人と相談支援者が飲まずに生きて行けるヒントを探すため、これまでの成育歴・生活歴を振り返る取り組みです。

7 安全で安心な生活

（１）健康管理

真和館に入所されている方は、アルコール依存症者や精神障害者・高齢者であり、高血圧・糖尿病あるいは認知症・眠れないなど、心身の状態が思わしくない方が沢山おられます。そのため、日頃の心身の状況の変化には、常に注意深く対応しなければなりません。

また、感染症対策は勿論のこと、熱中症や水中毒、咽喉詰りなどにも常に注意が必要であります。

肺炎球菌の予防接種にも力を入れており、これまで延べ 39 名（うち 2 回目の方が 6 名）の方が接種されています。

なお、現在、接種対象者（65 歳以上）28 名中 8 名の方が、予防接種を受けられています。

健康診断にも力を入れた取り組みをしており、年に 2 回（コロナ中は年 1 回）日赤健康管理センターの健康診断を受けています。新しく入所された方につきましては、入所時健診も実施しています。

なお、健診の結果につきましては、主治医に報告するとともに、看護師と栄養士がデータに基づき個別に健康指導にあたっています。

さらに、入所者の健康管理に役立てるために、「私の健康日記」（体重・血圧・排泄状況等をメモ程度）を付けています。

なお、その中で、毎日、血圧などを自分で測り、自分で「私の健康日記」に記入されている方が、令和 7 年度は 4 名（R 6 年度 3 名、R 5 年度 3 名、R 4 年度 3 名、R 3 年度 3 名、R 2 年度 5 名、R 元年度 6 名、H 30 年度 8 名、H 29 年度 6 名、

H28 年度 9 名) となっています。

健康日記の取組者数がじり貧になっていますので、再度、力を入れた取り組みが必要になって来ています。

(2) 感染症対策

①新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスについては、令和 5 年 1 月 17 日に入所者が発症し、約 1 ヶ月に及ぶクラスターが発生しました。また令和 6 年度、7 年度と毎年コロナの陽性者が発生しています。

令和 5 年 5 月 8 日より、感染法上の取り扱いが 5 類になりましたが、引き続き水際対策を実施し、館内での発生防止に努めて参ります。

ア)水際対策

令和 2 年 2 月 22 日に、新型コロナウイルスが、熊本県内に入ったという発表がありました。真和館やあそ上寿園のような入所施設は、一旦、施設内にウイルスが入ればクラスターが発生し、施設内に蔓延してしまいます。

先ずは何としても、施設に入らせないための水際対策が必要と考え、法人本部から令和 2 年 4 月 26 日に発出された「新型コロナウイルスへの水際対策」に従い、①不要不急な外出の禁止、②外出時のマスクの着用、③手洗いの励行に努めて来ました。

また、④入所者の家族との面談も禁止しました。どうしても、入所者・職員が外部との接触が必要な場合は、⑤外での面会や込み入った話の場合は、3 密にならない図書室を充てることになりました。

そして、施設内にコロナが入ったとしても、クラスターにならないよう⑥入所者・職員の検温や体調管理の徹底、⑦パーティションの設置、⑧ゾーニング計画の策定、国・県の助成の下、⑨ 2 人部屋を全室個室化するなどの対策をとって参りました。

さらに、国・県の補助を受け、⑩感染予防の衛生用品を揃えて来しました。

特に、令和 2 年度の前半は、病院受診もできるだけ控え、職員が病院に薬のみを取りに行きました。ただ、年度後半からは、通常ベースの受診となりました。

4 月 15 日には、いざという時の職員不足の対策として、法人本部から、⑪「新型コロナウイルス発生時の維持すべき介護・支援業務（サービス提供）の最低基準」が発出されました。

さらに、熊本県救護施設協議会では令和 2 年 10 月 1 日から、発生施設の人手不足を補うために、⑫「新型コロナ感染発生時の施設間連携対応について」に基づき、7 つの施設が相互に協力し合い応援職員を派遣することになりました。

令和3年度も引き続き、水際対策に注力しつつ、新たに対策として、⑬「新型コロナウイルス対応BCP計画」の策定、⑭新型コロナワクチン接種です。⑮熊本県の支援による週1回の抗原定性検査の実施、⑯通販の利用を実施しました。

令和4年度も、引き続き、不要不急な外出の禁止や外出時のマスク着用の徹底、帰ってからの手洗いの励行に努めて来ました。また、新たな入所者や緊急一時救護事業（無料低額宿泊）による入所者については、入所に基本PCR検査をした上で受け入れ、入所して3日間程度は、ゾーニング内で過ごして頂くことにしています。

令和5年度も令和5年5月8日に感染法上5類となりましたが、確りとした水際対策を実施しております。ただし、これまでとは違い、毎週1回のお買い物（イオン、コスモス）や外部での学習会、誕生者食事会、季節の花見学などを実施し、少しずつコロナ前の生活にもどりつつあります。今後も施設内にコロナを入れないよう気をつけながら、施設運営を実施して参ります。

※個室化工事の概要

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急一時対応一第2弾一」で、保護施設等の多床室の個室化に要する改修費について、補助金が創設されました。

元々真和館は入所者の処遇改善のために全室個室化を希望していましたので、早速、手を上げたところ採択いただき、無事に工事が完了いたしました。

① 工事期間 令和2年11月9日～令和3年1月29日

② 工事金額 20,212,500円（国2／4補助・県1／4補助）

③ 工事内容 2人部屋18室のうち17室を1人部屋に改装

その結果、真和館の定員は50名（現在の在籍者数55名）に対し、部屋数は、1人部屋62室、2人部屋1室となりました。

イ)感染状況

（令和4年度）

令和5年1月17日（保健所の判断で15日が感染発生日）朝から体の調子が悪い方がおられ、抗原検査をしたところ、陽性となりました。早速、入所者全員の抗原検査を実施したところ、無症状の陽性の方が、もう1人おられました。

※コロナの侵入経路は、通院による感染と推測されます。

2人の方については、早速、ゾーニングの中に移動していただき、施設内の全ての行事や通院は中止とし、食事やお薬は職員が居室に運び、入所者のみなさんは自分の部屋で過ごしていただくなどの感染症対策が即、取られました。

当面の対応が終了したその日の午後には、施設長を本部長とした対策本部が立ち上がり、その日の出勤者全員でBCP計画を再確認するとともに、コロナ感染下における業務の検討・洗い出しを致しました。

翌 18 日と次の 19 日は、感染者が出ませんでしたので、ひょっとすると、このままで、終息するのではと、密かに期待をしましたが、3 日後の 1 月 20 日に、新たに 4 人の感染者が発生してしまいました。そして、21 日に 2 人、22 日に職員 1 人、23 日に 1 人、24 日に 3 人と次々と感染者が発生しました。

25 日からは、3 日間感染者が出ませんでしたので、ひょっとするという期待をしましたが、またまた、28 日に 1 人出て、1 日置いて、30 日 1 人、31 日 1 人、2 月 2 日に 1 人、2 月 3 日に 2 人出ました。そして、また、1 日置いた 2 月 5 日に 1 人出て、その方が、結果的に最後の感染者となりました。

最後の感染者が出た 1 週間後の 2 月 13 日に、ゾーニングが解除され、その 1 週間後の 2 月 19 日に保健所からクラスターの解除のお知らせが届きました。

最終的に、入所者 19 名と職員 1 名の合計 20 名の感染者発生となりました。

(令和5年度)

令和 5 年 9 月 23 日に、一人の入所者の方が昼の検温で 38.9 度の発熱があり、早速、抗原定性検査を実施したところ陽性となりました。この方は肺気腫を患っていたため、念のため救急車を要請し、日赤病院へ搬送されました。同時に直ぐに、休日であった看護師に来てもらい、入所者全員の抗原定性検査を実施しましたが、とりあえず全員陰性でした。一方救急搬送された入所者は、結局、薬（ラゲブリオカプセル）を処方してもらっただけで入院せずに帰館されたため、直ぐにゾーニング対応を実施しました。感染経路としては不明でしたが、数日前に 1 人の職員が陽性になっていたため、その職員から感染したのか、3 日前に内科を受診していたため、その際感染したかのどちらかであると考えられました。結局 1 名の陽性者発生でしたが、念のため直ぐに入所者様には居室での食事、自室での待機をお願いし、コロナ体制に切り替えました。

翌日の 24 日も入所者全員の抗原定性検査を実施し、全員の陰性を確認しました。

しかしながら翌日 25 日の朝の検温時に入所者様の 1 人が 38.4 度の発熱があり、抗原定性検査をしたところ陽性でした。直ぐにゾーニング対応するとともに、アルコール消毒の定期的な実施、入所者様の自室待機の強化、喫煙時の感染防止の徹底など、コロナ対応のギアを一段上げました。

それでもその翌々日の 27 日にもう一人の方の陽性が判明し、感染者は 3 名となりました。このまま広げる訳にはいかないため、職員総出で定時のアルコール消毒の徹底と定期的な抗原定性検査を実施しました。

その後、幸運なことに新たな陽性者は発生せず、1 週間後の 10 月 4 日には 3 名の方のゾーニングでの隔離は終了しました。しかしながら念

には念を入れ、10月6日までの2日間はコロナ体制（居室での食事等）を継続しました。

今回3名で留まったのは、陽性者の早期発見と繰り返し実施した抗原定性検査による陽性者の早期発見が功を奏したのではないかと考えます。

また令和6年2月19日には、ゾーニング部分に待機していただいていた新入所者様をゾーニングから解放するため抗原定性検査を実施したところ陽性となりました。コロナ発生以降は地域から来る新規入所者様は、入所前に一定期間ゾーニングで待機頂くことにしておりますが、今回この施策が功を奏し、施設へのコロナ流入を防ぐことができました。

（令和6年度）

令和6年度も春頃から徐々に新型コロナの感染者が増えてきたため、確りとした水際対策を実施し、真和館への流入を防いできました。ところが令和6年7月3日に県外へ出張に行った職員が発熱したため、抗原定性検査を実施したところ陽性となってしまいました。これを起点に最終的には職員8名、入所者10名のクラスターとなってしまい、終息に約3週間の時間を要しました。罹患者のほとんどの方が軽症でしたが、39度以上の発熱をした方も多く、一人の入所者様はゾーニング中にSPo2（経皮的動脈血酸素飽和度）60～70%となったため緊急搬送をし、入院となりました。また、その入所者様は、もともと腎機能が低下していたこともあり、入院中に透析になってしまいました。

（令和7年度）

令和7年度も夏場にかけて徐々に新型コロナの感染者が増えてきたため、確りとした水際対策を実施し、真和館への流入を防いできました。ところが、8月に精神科病院から退院してきた入所者様が退院した翌日に新型コロナの陽性となり、すぐに隔離を実施しましたが、時間を空けて陽性者が発生し続け、最終的に4名の方が陽性となり、終息までに3週間近くの時間を要しました。病院から帰ってきた際に、抗原定性検査を実施しておらず、それが反省点となりました。

②インフルエンザ対策

平成25年1月の後半に、入所者8名・職員2名、平成27年12月上旬に入所者4名、職員1名、令和5年度は入所者1名がインフルエンザに罹患しています。

令和7年度は、冬場に入り、近年に無いレベルでインフルエンザが大流行したため、水際対策を徹底しました。お陰様で一人の罹患者も出ることなく、無事、流行期を乗り切ることができました。

インフルエンザについても、コロナウイルス同様、施設に流入すれば大変なことになりますので、引き続き水際対策を徹底して参ります。

（３）入院・通院

真和館の入所者は、心や体に障害をお持ちの方々のため、常に心身の状況に注意を払い病院受診や入院の必要性を素早く判断しなければなりません。

令和７年度は入院が延べ 38 人（Ｒ６年度 55 人、Ｒ５年度 46 人、Ｒ４年度 27 人、Ｒ３年度 25 人、Ｒ２年度 40 人、Ｒ元年度 31 人、Ｈ30 年度 21 人、Ｈ29 年度 31 人、Ｈ28 年度 38 人）、通院が延べ 1,022 人（Ｒ６年度 984 人、Ｒ５年度 1,064 人、Ｒ４年度 1,036 人、Ｒ３年度 1,105 人、Ｒ２年度 1,030 人、Ｒ元年度 842 人、Ｈ30 年度 968 人、Ｈ29 年度 1,048 人、Ｈ28 年度 1,090 人）でした。

入院の主な内訳は、精神科 28 人（Ｒ６年度 31 人、Ｒ５年度 20 人、Ｒ４年度 14 人、Ｒ３年度 15 人、Ｒ２年度 18 人、Ｒ元年度 13 人、Ｈ30 年度 9 人、Ｈ29 年度 22 人）、内科 9 人（Ｒ６年度 9 人、Ｒ５年度 19 人、Ｒ４年度 8 人、Ｒ３年度 6 人、Ｒ２年度 16 人、Ｒ元年度 8 人、Ｈ30 年度 2 人、Ｈ29 年度 6 人）、外科 1 人（Ｒ６年度 15 人、Ｒ５年度 6 人、Ｒ４年度 4 人、Ｒ３年度 4 人、Ｒ２年度 4 人、Ｒ元年度 3 人、Ｈ30 年度 10 人、Ｈ29 年度 1 人）でした。

通院の主な内訳は、延べ人数で精神科 518 人（Ｒ６年度 514 人、Ｒ５年度 572 人、Ｒ４年度 567 人、Ｒ３年度 538 人、Ｒ２年度 547 人、Ｒ元年度 471 人、Ｈ30 年度 520 人、Ｈ29 年度 438 人）、内科 202 人（Ｒ６年度 191 人、Ｒ５年度 184 人、Ｒ４年度 189 人、Ｒ３年度 254 人、Ｒ２年度 177 人、Ｒ元年度 151 人、Ｈ30 年度 201 人、Ｈ29 年度 251 人）、歯科・口腔外科 124 人（Ｒ６年度 78 人、Ｒ５年度 139 人、Ｒ４年度 120 人、Ｒ３年度 175 人、Ｒ２年度 102 人、Ｒ元年度 99 人、Ｈ30 年度 134 人、Ｈ29 年度 200 人）となっています。

なお、救護施設の場合は、元気な方は自分で通院というのが原則ですが、真和館は障がいをお持ちということもあり、通院される全ての方に職員が付き添い送迎しています。そのため、大変な業務量にはなりますが、一人ひとりの心身の状況や病状把握には、大変役立っています。

また、真和館は熊本県から「診療所」の許可を頂いており、大津町にある「あらいクリニック」の荒井先生（内科医）に嘱託医をお願いしています。先生には、定期的に真和館にお越しいただき、健康に心配のある方を診察いただき、健康面や医療面の指導をしていただいています。

6) 入院の状況

(令和7年度延べ人数)

入院科	人数
精神科	28人
内科	9
外科	1
その他	0
合計	38

※入院の実人員は22人

7) 通院の状況

(令和7年度延べ人数)

診療科	延べ人数	診療科	延べ人数
精神科	518人	外科・脳神経外科	2
皮膚科	57	消化器科	17
整形外科	23	呼吸器科	22
形成外科	2	泌尿器科	18
眼科	13	産婦人科	5
歯科・口腔外科	124	乳腺外来	0
内科	202	神経内科	0
耳鼻咽喉科	5	大腸肛門科	0
血液内科	0	救急外来	11
甲状腺外来	0	合計	1022
循環器科	3		

(4) 精神科病院デイケアの利用

真和館では、殆どの方が精神障害手帳の所持者であり、その中の数人の方が医師の指示の下、平成25年9月17日から精神科病院のデイケアに通っておられます。外に出かけるということは、本人の精神衛生上とても効果があり、出掛けるのを楽しみにしておられました。ただ、令和2年度のコロナ禍以降、デイケアの利用はありません。

(5) 苦情処理

入所者の苦情につきましては、「投書箱」「苦情申し出窓口」を設置するとともに、「苦情解決第三者委員」を設置し、制度に則った解決に努めています。毎月1回月初めには、施設長が直接入所者のみなさんから苦情を聞き、その場で解決のための話し合いをする「対話集会」は、入所者の不満を解消し、要望を吸い上げる重要な役割を果たしています。

特に、入所者の処遇に係ることについては、全てこの対話集会に掛け、入所者に説明をし、了解を取った上で、実施に移すことにしています。

さらに、施設運営に入所者のみなさんの意見を反映させるために、毎年、アンケートを実施しており、令和7年度54件(R6年度57件、R5年度46件、R4年度59件、R3年度55件、R2年度49件、R元年度68件、H30年度は60件、H29年度64件、H28年度97件)という多数の苦情・意見・要望が出ました。

アンケートの苦情・意見・要望・感想についても、施設長が「対話集会」で読み上げ、併せて、施設としての対応についても、入所者のみなさんに説明をしています。

また、毎年1回開催している「苦情処理委員会」は、令和8年3月24日に第三者委員の先生方3名（堀端裕様、村中順子様、藤吉昌也様）にご来館頂き実施しました。実施内容としては、1年間（令和7年3月から令和8年2月まで）に出た全ての苦情・意見・要望・感想を3名の第三者委員の先生方にご報告し、苦情が多いのは開かれた施設の証であり、対応が難しい苦情に一つ一つ真摯に応じているとのお褒めの言葉も頂きました。

8) 苦情・要望の種類

施設	15件
食事	3
金銭	0
職員	20
対人	6
その他	66
合計	110

9) 苦情の申し出方法

直接	0件
投書	47
対話集会	9
文集	0
アンケート	54
手紙	0
合計	110

10) 苦情申し出者数

10件	0人
5～9	0
4	1
3	0
2	1
1	3
アンケート	54
匿名	47
合計	110

※①アンケートでは、苦情というよりは、殆どが感謝の気持ちを述べられている。

②外部機関への申し立てはなし。

(6) 避難訓練

真和館は比較的に新しい施設であるため、スプリンクラーを始め消防設備も充実しており、避難路の確保にも問題はありません。

また、基本的には月1回、必ず避難訓練を実施しています。ただ、一般的な避難訓練では、どう考えても実戦には役に立たないのではという感じを持っていましたが、熊本地震に遭い、思った以上に避難訓練は、効果があることが確認できました。

令和7年度は、合計9回の避難訓練を実施し、その内、消防署指導の下での訓練を1回、夜間想定での避難訓練を4回実施しました。

(7) リスク管理

施設運営の中で介護リスクは、大きな比重を占めています。令和7年度はアクシデント29件、インシデント84件の合計113件（R6年度94件、R5年度100件、R4年度82件、R3年度64件、R2年度100件、R元年度92件、H30年度71件、H29年度66件、H28年度82件）となっています。

アクシデント29件のうち転倒事故18件（R6年度17件、R5年度31件、R4年度28件、R3年度9件、R2年度19件、R元年度39件、H30年度31件、H29年度31件、H28年度32件）、無断外出（飛び出し）2件（R6年度2件、R5年度3件、R

4年度3件、R3年度0件、R2年度2件、R元年度14件、H30年度2件、H29年度2件、H28年度14件)、自傷他害4件(R6年度1件、R5年度1件、R4年度3件、R3年度2件、R2年度3件、R元年度3件、H30年度7件、H28年度4件)、のど詰め1件(R6年度0件、R5年度7件、R4年度3件、R3年度3件、R2年度5件、R元年度5件、H30年度6件、H29年度6件、H28年度1件)、服薬事故0件(R6年度0件R5年度0件、R4年度0件、R3年度0件、R2年度1件、R元年度5件、H30年度4件、H29年度7件、H28年度6件)となっています。

令和7年度に飲酒をされた方はいません(R6年度4人、R5年度1人、R4年度3人、R3年度3人、R2年度2人、R元年度1人、H30年度1人、H29年度0人、H28年度0人)でした。

転倒事故は、心身能力の低下と精神薬や睡眠薬服用あるいは喫煙による朦朧とした中での転倒事故であります。令和5・6・7年度と3年間QC活動で転倒防止について活動を実施しましたが、転倒要因の分析は進みましたが、入所者様の高齢化による心身能力の低下のため、有効性のある対策を打ち出すのはなかなか難しい状況にあります。しかしながら転倒に対する職員の意識は従前よりも向上しているのは間違いなく、一人ひとりの心身の状況を十分把握し、できるだけ注意深く対応する以外に防ぐ方法はないと思われます。

のど詰め事故は、高齢者の多い施設では、これまた重い課題です。幸いにも、見守りの徹底と職員全員が日赤救急員養成講習会を受講していることで、的確な対応ができており、事なきを得ています。今後も、いざという時のため、講習会へ確実に派遣して参ります。

令和7年度は、飲酒をされた方はいませんでした。一人の方が病院から2回、手指消毒液を持ち帰ろうとされ(1回は未然に持ち帰りを防げたが、1回は施設まで持ち帰られた)ました。この方は以前にも手指消毒液を飲まれて救急搬送されています。

※平成30年度・令和元年度の飲酒事故は、病院受診時に手指消毒剤という異物を飲まれ、令和2年度の飲酒事故は病院入院中に飲酒され、真和館に帰ってからも散歩中に飲酒されたという事故でした。令和3・4年度もそれぞれ3人、令和5年度は1人の方、令和6年度は4人の方が飲酒されています。

服薬事故はゼロでした。服薬事故ゼロをめざし、改めて、気を引しめた取り組みをして参ります。

インシデントは84件、その内の実に63件が転倒であり、転倒が大半を占めております。

無断外出(飛び出し)が令和7年度は5件となっています。無断外出の過半数は認知の低下によるものでした。

飛び出し防止には、平成29年2月24日に国の補助を頂き設置した防犯カメラが大変役立っています。

しかし、カメラ数が少ないため、見えないところも多く、事故の原因究明ができないこともよく、発生しました。

そこで、令和３年度に従来の防犯カメラの外に、新たなカメラを導入し、カメラ数を増やすことになりました。

そのために、カメラの設置台数も増えますので、従来のカメラ８面は館外の不審者の侵入や飛び出し防止専用の特化し、新たなカメラ１３面は、館内の転倒や服薬ミスの原因究明や飲酒事故や暴力防止専用にするることになりました。

このようにカメラの設置台数も増えてましたが、常時確認するわけでもないため、無断外出（飛び出し）を１００％防ぐことはなかなか難しい状況です。

１１）事故発生状況

	事故の種類	アクシデント	インシデント	合 計
１	転倒・転落	１８件	６３件	８１件
２	無断外出（飛び出し）	２	５	７
３	所在不明	１	２	３
４	自傷・他害	４	１	５
５	喉詰め、誤嚥、異食	１	２	３
６	飲酒	０	２	２
７	服薬（誤薬、管理ミス等）	０	３	３
８	入浴	０	０	０
９	火器及び火の始末等	０	０	０
１０	火傷	０	０	０
１１	金銭管理ミス	１	０	１
１２	設備（誤操作等）	０	０	０
１３	感染	０	０	０
１４	交通事故	０	０	０
１５	処遇・引き継ぎミス	０	０	０
１６	窃盗	０	０	０
１７	その他	２	６	８
	合 計	２９	８４	１１３

８ 開かれた施設をめざして

（１）地域との交流

真和館は地元鳥子地区のご支援ご協力のもと、例年、ドンドヤ（令和２～７年度は中止）、阿蘇草原の野焼き、地域清掃（春・夏の区役）、神社の例大祭等地域の諸行事に参加させていただいています。

地域住民の方の高齢化とともに、これらの諸行事を地域で維持するのが次第に困難になりつつあるというお話を伺っていますので、真和館としてもできるだけ人手を出し、お手伝いできればと思っています。

しかし、開催日が殆ど日曜日になりますので、職員の休日との兼ね合いもあり、支援にも制約があります。

また、例年通り地域の方からサツマイモなど地域の特産物をいただきました。心から感謝しているところです。

なお、年に4回開催している「心みがきの講演会」には、地域のみなさまにも参加のご案内をしていましたが、コロナ禍（令和2年度）以降は、中止としております。

（２）自助グループとの交流

真和館のボランティアとの交流の最大の特色は、アルコール依存症の専門施設をめざしている関係で、アルコールは勿論のこと、薬物やギャンブル依存症の当事者の方が、ボランティアで定期的にメッセージミーティングをしていただいていることにあります。

また、九州内は勿論のこと、東京や北海道（令和元年度）あるいはアメリカからわざわざお出で頂いて体験談や講演をして頂くこともあります。

一方、真和館からも沢山の入所者の方が、地域で開催されている断酒会、AAミーティング、さらには、県内は勿論のこと九州内で開催される様々なイベントにも参加させて頂いています。

このような交流があつてこそ、アルコール・薬物・ギャンブル依存症からの回復が可能であり、自助グループの交流や支援が無ければ、依存症からの回復という目的は成し遂げられません。

（３）ホームページ

真和館では、施設独自のホームページを開設するとともに、九救協や熊救協のホームページ、さらには、決算状況や施設の概要を熊本県や全国経営協のホームページでも公開しています。

真和館のホームページは長年ホームページビルダーを使用して公開してきましたが、令和6年度より新たなホームページを立ち上げました。ホームページは施設を知る上での重要なアイテムであり、今後とも真和館の取組を発信していくため、確りと更新して参ります。

（４）真和館だより「風の彩り」の発行

令和7年度も広報誌、真和館だより「風の彩り」を、2回（7月1日・33号、1月1日・34号）発行することができました。

水準の高いものではありませんが、真和館の現状を少しでも知って頂くとともに、アルコール依存症や精神障がい、目を向けていただければと思いつつ編集しています。

平成 20 年度から発行しており、真和館の歩みや折々の状況が凝縮されたものになっております。

（５）実習生等の受け入れ

真和館は、研修生の受け入れ体制も整っており、依存症や精神障がいに関する支援のノウハウや実習に関する様々な資料も充実しており、実習生に取って役に立つ実習を提供できるのではないかと自負しています。令和 7 年度も令和 6 年度に引き続き、ソーシャルワーク（社会福祉士）の実習に、熊本学園大学の学生さんに 1 ヶ月間（8 月 18 日～9 月 19 日）来ていただきました。

（６）真和館紹介映画「明日へ向かって」の上映

施設見学者に対して、館内の様々な行事や入所者の生活の様子等を紹介する映画「明日へ向かって（18 分）」（平成 24 年度に作成）を上映しています。お蔭様で、入所を希望する方や施設見学をしていただく方に大変好評です。コロナのため、館内を案内できない時期には、特に、力を発揮しています。

９ 運営体制の強化

（１）職員会議等

真和館は交代勤務のために意思疎通が難しい施設特有の問題を解決するために、宿直明け及び調理に従事している職員を除き、毎週水曜日の 15：00 から 16：00 まで、基本、全職員の参加の下、職員会議を令和 7 年度は 27 回（R 6 年度 32 回、R 5 年度 34 回、R 4 年度 39 回、R 3 年度 37 回、R 2 年度 41 回）開催し、施設の方針や職員間の意思疎通を図る場としています。

※水曜日は、朝はシーツ交換、午後は職員会議や Q C 活動などに充てています。職員の出勤者が多いということで、各種イベントも殆ど水曜日に開催されます。

さらに、真和館には、役付き職員で構成された幹部会議があり、令和 7 年度は 5 回（R 6 年度 5 回、R 5 年度 4 回、R 4 年度 4 回、R 3 年度 8 回、R 2 年度 8 回）開催しました。幹部会議では、理事会提出案件の検討、重要物品や高額商品の購入の際の機種や納入業者の選定あるいは職員の賞与の査定などを行っています。

介護業務につきましては、介護班会議を毎月 1 回開くようになっていますが、令和 7 年度は低調で 5 回（R 6 年度 4 回、R 5 年度 8 回、R 4 年度 9 回、R 3 年度 12 回、R 2 年度 12 回、R 元年度 11 回、H30 年度 7 回・H29 年度 5 回）の開催となりました。

なお、真和館には、12 の委員会が立ち上がっていますが、職員会議に殆どの職員が出席するため、委員会は、職員会議を利用して行われます。人集めの苦労も無く、効率の良い運営ができます。

(委員会の名称)

- | | | |
|-------------|-----------|----------------|
| ・ リスク管理委員会 | ・ 苦情処理委員会 | ・ 衛生管理委員会 |
| ・ 防災対策委員会 | ・ 人権擁護委員会 | ・ 給食運営委員会 |
| ・ 介護支援専門委員会 | ・ 環境美化委員会 | ・ 広報委員会 |
| ・ 個人情報管理委員会 | ・ 賞罰委員会 | ・ 入所者サービス向上委員会 |

※委員会数は、業務に支障が無いよう、できるだけ数を絞っています。平常時に活動している委員会は、リスク管理委員会、人権擁護委員会、衛生管理委員会、防災対策委員会、給食運営委員等限られたものだけです。

(2) 職員研修

真和館は歴史の浅い施設であるため、必要とする経験やノウハウの蓄積が、乏しいということで、職員研修には力を入れた取り組みをしてきました。

内容的には①外部への派遣研修、②外部講師による研修会、③施設内のOJT研修や課題研修、さらには、④相談支援研修、⑤QC活動、⑥自己啓発の支援など、どれをとっても充実した取り組みになっています。

因みに、コロナ禍（令和2～令和4年度）は外出を控えていたため、研修費は低調に推移していましたが、令和7年度も令和5・6年度同様コロナ前にもどり、研修費は2,540千円（R6年度1,914千円、R5年度2,102千円、R4年度1,283千円、R3年度800千円、R2年度544千円、R元年度1,564千円、H30年度1,424千円、H29年度2,198千円）となっています。

①外部への派遣研修

例年、数多くの職員を県、熊本市、全救協、九救協、熊救協、県社協、全社協、雇用環境整備協会、自助グループ等で開催される大小様々な研修会に職員を派遣しています。

外部研修はコロナのため令和2年度以降控えておりましたが、令和5年度から、少しずつコロナ前のように集合研修に参加し、50件の研修会に延べ127名（R6年度92名、R5年度120名、R4年度7名、R3年度5名、R2年度1名、R元年度194名、H30年度157名、H29年度132名）の職員が外部で開催された研修会に参加しました。

なお、令和5年度以降はコロナ下のため実施できていなかった以下の研修も一部再開しております。

ア) 赤十字救急員養成講座

入所者の救急の場合に備え、「赤十字救急員養成講座（3日間）」に派遣し、救急員としての認定を全ての職員が受けるようにしています。

コロナ禍で派遣できておりませんでした。令和6年度から派遣を再開し、3名の方が受講されました。

イ) 防火管理者資格取得研修

男性職員全員(女性は希望者)の防火管理者の資格取得をめざしており、新人職員は入社した年又は翌年には必ず研修に派遣しています。

令和4年度までは、2年度・3年度に引き続き、コロナの関係で派遣を中止しましたが、令和5年度は4名の男性職員を派遣し、男性職員全員が防火管理者の資格を取得しました。令和6年度に入職した男性調理員1名が令和7年度に資格を取得しました。

ウ) 内観療法の研修

アルコール依存症等の回復支援のために、職員を内観療法の支援ができるように「集中内観(7泊8日)」や「1日内観」へ派遣しています。すでに、9名(H25・26・27・29・30年度・R5年度)の職員が指宿竹元病院や三和中央病院(長崎市)の集中内観を受講しています。

また、家庭の都合で集中内観を経験できない職員に対しては、希望すれば「1日内観」に派遣することにしてしています。平成28年度に4名、29年度に1名の職員を玉名市の蓮華院誕生寺内観研修所に派遣しています。

なお、令和2年度から4年度までコロナのため派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、令和7年度は職員1名と入所者1名を指宿竹元病院に派遣致しました。

エ) 依存症関連の研修会・大会

真和館は、アルコール依存症の専門施設をめざしている関係で、依存症関係の研修には、特に、力を入れています。そのため、自助グループ等が開催される研修会には、県内は基本、全ての研修会に参加させて頂き、九州内で開催される研修会にも、できるだけ参加することにしていきます。

令和2年度は、コロナの関係で派遣を中止しましたが、令和3年度になりますと、様々な研修会・大会等がオンラインで開催されるようになりました。そのため、これまで九州内で開催される研修会にしか、時間や費用の関係で参加できませんでしたが、全国各地から発信される様々な行事にも参加できるようになりました。また令和5年度よりコロナ以前の状態に戻り、集合研修の参加を再開しました。

(令和7年度依存症関係研修会参加状況)

・AA健軍グループ青空ミーティング

期 日	4月6日
場 所	熊本県野外劇場アスペクタ
参加状況	参加人数4名

- ・ G A ウィズ熊本 1 周年記念ミーティング
 - 期 日 4 月 29 日
 - 場 所 熊本市中央公民館
 - 参加状況 参加人数 2 名
- ・ ギャンブル等依存症啓発セミナー（ジャパンマック福岡）
 - 期 日 5 月 18 日
 - 場 所 オンライン
 - 参加状況 参加人数 6 名
- ・ 第 36 回全日本断酒連盟九州ブロック大会
 - 期 日 6 月 1 日
 - 場 所 長崎県西彼杵郡長与町
 - 参加状況 参加人数 4 名
- ・ 依存症スタッフミーティング
 - 期 日 5 月 8 日、11 月 13 日、2 月 12 日
 - 場 所 熊本県精神保健福祉センター
 - 参加状況 参加人数 2 名、2 名、8 名
- ・ A A 九州・沖縄地域ラウンドアップ
 - 期 日 6 月 20 日～6 月 22 日
 - 場 所 休暇村志賀島（福岡市）
 - 参加人数 3 名
- ・ こころの健康づくり講演会
 - 期 日 6 月 28 日
 - 場 所 熊本市中央公民館
 - 参加人数 3 名
- ・ 断酒友の会一般公開セミナー
 - 期 日 6 月 29 日
 - 場 所 城南町公民館
 - 参加人数 5 名
- ・ 依存症支援者向け研修会
 - 期 日 6 月 29 日
 - 場 所 熊本市中央公民館
 - 参加人数 3 名
- ・ 第 23 回酒のつまみにならない話 in あおば
 - 期 日 8 月 2 日
 - 場 所 あおば病院
 - 参加状況 参加人数 5 名
- ・ 薬物依存症を抱える家族の会 NPO 法人ひまわり家族会
 - 期 日 8 月 23 日
 - 場 所 オンライン
 - 参加状況 参加人数 5 名

- ・日本アルコール関連問題学会 熊本大会
 - 期 日 9月5日～6日
 - 場 所 市民会館シアーズホーム夢ホール
 - 参加状況 参加人数 9名
- ・第22回熊本アディクションフォーラム
 - 期 日 9月28日
 - 場 所 火の君文化センター（城南町）
 - 参加人数 6名
- ・A A熊本地区 フェローシップ BBQ
 - 期 日 10月26日
 - 場 所 四季の里旭志（菊池市旭志）
 - 参加人数 3名
- ・熊本県断酒友の会主催 阿蘇一日研修会
 - 期 日 11月2日
 - 場 所 国立阿蘇青少年交流の家
 - 参加人数 7名
- ・ジャパンマック 依存症回復支援セミナー
 - 期 日 12月10日
 - 場 所 くまもと県民交流館パレア
 - 参加状況 参加人数 5名
- ・球磨・人吉地域合同断酒会
 - 期 日 12月14日
 - 場 所 多良木町多目的研修センター
 - 参加状況 6名
- ・2025年九州沖縄支部研修会「依存症治療モデルの変遷」
 - 期 日 2月14日
 - 場 所 鹿児島市精神保健福祉交流センターはーと・ぱーく
 - 参加状況 1名
- ・発達障害者の会 シェアハート
 - 期 日 2月8日
 - 場 所 希望荘（熊本市大江）
 - 参加状況 1名
- ・あまやどりの会 23周年記念映画上映会・交流会
 - 期 日 2月21日
 - 場 所 熊本市市民会館シアーズホーム夢ホール
 - 参加状況 1名
- ・薬物依存症を抱える家族の会 NPO 法人横浜ひまわり家族会
 - 期 日 2月22日
 - 場 所 オンライン
 - 参加状況 1名

オ) 精神障がい関係の研修会

精神障がい関係の研修会としては、熊救協が実施する「こころの病気（精神障害）に関する研修会」を始め、県や県精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センターなどの各種団体や病院が開催される様々な研修会に職員を派遣しています。

なお、令和2年度・3年度はコロナの関係で派遣を中止しておりましたが、令和4年度は1件だけ職員を派遣しております。令和6年度につきましては、サイコドラマ（心理劇）の研修会に3回、延べ8名の職員が参加しました。令和7年度は発達障害の研修会に職員1名が3回参加するとともに、全国精神障害者福祉事業者協会の全国大会（熊本大会）で施設長が真和館の取り組みについて発表しております。

カ) Q C 関係研修会への参加

真和館は（財）日本科学技術連盟Q Cサークル中部九州地区の幹事として参加させていただいておりましたが、平成29年度末に幹事を辞任させていただきました。ただ、中部九州地区が開催される研修会にはご案内頂くようになっていますので、様々な大会やセミナー（若葉セミナー・実践セミナー等）にも、計画的に職員を派遣し、Q C手法を学ぶ場として活用させていただいておりますが、令和2年度以降はコロナの関係もあり参加しておりません。

②施設内研修

ア) 課題研修

最近、様々な介護技術や支援手法が、先進的な病院や施設で導入が試みられています。そこで、真和館としても時代に遅れないようこれらの新しい技術を介護・支援現場に取り入れるために始めました。

R4年度までは、毎週開催される職員会議の後半30分を利用し、時宜に応じた学びを深めていましたが、令和5年度以降は職員会議を1時間フルに施設の課題に対する会議に使うようになったため、課題研修の時間があまりとれておりません。

※R4年度「アルコール依存症」（回復のためのミニガイドセット）

R3年度「統合失調症」

R2年度「パーソナリティ障がい」

R元年度「発達障がい」と「アディクション」

H30年度「クレプトマニア」

H29年度「ユマニチュード」

H28年度「クラフト」

イ) 相談支援研修会

ソーシャルワークの実践的な能力を高めるために、平成23年度から

「相談支援研修会」と称して、ケース検討会を鹿児島県在住の久保裕男先生（社会福祉士・独立行政法人国立病院機構 南九州病院元ケースワーカー）のご指導の下、5年間実施して来ました。

平成28年度からは、指導講師を堀端社会福祉士事務所 堀端 裕先生にお願いし、引き続き「相談支援研修会」を実施しています。

令和7年度も、例年通り対応困難な入所者の事例について、年4回（5月27日、8月28日、12月19日、2月24日）支援や介護の職員ができるだけ多く参加できるよう、午前と午後の2班に分け開催しています。

この種の研修会はあちこちで開催されており、どの研修会も時間切れで、導入のさわりの部分だけで終わってしまいがちですが、本研修会は一人の入所者を様々な観点から分析することにより、入所者理解が深まる良い機会となり、即実践に繋がる研修会になっています。

ウ）施設内における外部講師による研修会

真和館はアルコール依存症の専門施設と精神障がい強い施設をめざしています。

ところで、その目標を達成するためには、職員の専門的な研修が欠かせません。そのために、令和3年度・4年度・5年度と外部講師を招聘し、専門的な研修に力を入れ始めたところでもあります。また、令和3・4年度はオンラインによる外部講師による研修が主流でしたが、令和5年度から外部講師に来館頂いての研修となりました。

令和7年度は大きく分けて3つの実践的な研修を実施しました。

《一つ目が「CVPPP(包括的暴力防止プログラム)」の研修です》

ある精神科病院の広報誌でCVPPPを取り入れていますという言葉に出会い、調べてみますと CVPPP は、不穏な状態にある精神障がい者にどう対応し、どうケアするかというプログラムであることが分かりました。

早速、令和3年度に国立病院機構肥前精神医療センターの CVPPP トレーナ養成研修（4日間）に2名の職員を派遣しました。

引き続き、令和4年度には同研修に3名（うち1名はあそ上寿園）の職員を派遣するとともに、肥前精神医療センター看護師 永池昌博先生をお迎えして、CVPPP の理念を中心（若干の実技を含む）に、長時間（午前・午後の終日）の研修を2回実施していただきました。

また、オンラインで開催された九救協大会、熊救協・九救協合同研修会でも、CVPPP が取り上げられ、会場が真和館でしたので、こちらの研修会にも多くの真和館職員が参加いたしました。そのため、1年のうちに CVPPP の研修を4回も受けた職員が何人もいますし、真和館職員全てが何回かの研修に参加しています。

令和7年度も引き続き、CVPPP の理念の習得のため、2名の職員（う

ち1名は熊本県立こころの医療センターでの研修)を CVPPP トレーナ養成研修に派遣するとともに、真和館に講師をお招きし、以下の内部研修を実施しております。

- ・包括的暴力防止プログラム(CVPPP)の理念を臨床で考える

日 時 7月23日 10:30~16:30

場 所 真和館学習室

講 師 国立病院機構 肥前精神医療センター 永池昌博様

参加人数 17名

- ・包括的暴力防止プログラム(CVPPP)の理念を臨床で考える

日 時 3月11日 10:30~16:30

場 所 真和館学習室

講 師 国立病院機構 肥前精神医療センター 永池昌博様

参加人数 13名

《二つ目が「アルコール依存症」の研修です》

令和7年度は令和5・6年度に引き続き、アルコール依存症の大家である、元九州ルーテル学院大学教授の岡田洋一先生をお招きし、入所者様向けの研修会(午前)と職員向けの研修会(午後)の2回の研修会を同日に実施頂きました。入所者様向け研修では、アルコール依存症の基礎知識と回復についてお話し頂き、職員向け研修では、アルコール依存症の基礎知識と支援についてお話し頂きました。

なお、岡田先生には令和8年度より、2ヵ月に1回、研修会を開催して頂くこととなりました。

日 時 2月11日

入所者様向け 10:00~11:40

職員向け 13:30~15:30

場 所 真和館学習室

講 師 元九州ルーテル学院大学教授 岡田洋一様

参加人数 入所者様向け(入所者13名、職員4名)

職員向け (職員14名)

《三つ目が「精神疾患」の研修です》

真和館の入所者の大半の方々は様々な精神疾患をお持ちです。そのため入所者様向けに様々な内部の学習会を実施しておりますが、令和5年度より熊本学園大学の城野匡教授(精神科医)をお招きし、精神疾患についての研修会を実施しました。本研修会は、職員だけでなく、真和館入所者の当事者もご自身の疾患の理解を深めるために、一緒に研修を受けることにしております。令和5年度は「統合失調症」、令和6年度は「うつと双極性障害」、令和7年度は「自閉症スペクトラム」について

研修会を開催しております。

日 時	10 月 31 日 10 : 15 ~ 11 : 45
場 所	真和館学習室
講 師	熊本学園大学教授 城野匡様
参加人数	14 名

エ) O J T への取り組み

真和館の一日は、朝の朝礼から始まります。朝の朝礼では、「真和館の施設運営に関する基本的な考え方と行動規範」又は「致知出版社の明日を開く言葉」のどちらかを、隔月ごとに斉唱することになっています。

また、理事長から職員のみなさんへ、仕事に取り組む姿勢や致知会の方針等を伝えるために、「職員のみなさんへ一言メッセージ」と題した A 4 一枚の文章を、毎月の給与袋に入れて職員のみなさんに読んでもらっています。この取り組みも効果がどれだけあるのか、疑わしいところではありますが、「継続は力なり」という言葉もあります。初めての給料以来、令和 8 年 3 月末まで、240 回のメッセージを出し続けてきました。

次に、職員会議にも、アルコール依存症、精神がい、介護、感染症、人権問題など T P O に応じた様々な学習もしています。

新規採用職員に対しては、介護関係のマンツーマンの指導を行うとともに「感染症防止対策」「服薬管理」「針刺し事故防止対策」の实地研修も実施しています。

オ) 目標管理

施設長と職員のみなさんとの対話を促進し、①仕事に対する基本的な考え方にズレが生じないように、また、②一人ひとりの職員に的確なアドバイスができるようにという観点から、「来週の目標と今週の振り返り」という目標管理シートを職員のみなさんに、毎週作成してもらい、施設長経由で理事長まで提出してもらっています。

職員のみなさんから、仕事に対する様々な意見が出て来ており、理事長自ら、一々丁寧に自分の考えを書いて返しています。ただ、毎週確実に出して来られる方から、出されない方まで様々です。一切、強制しませんので、年々提出される方の数が減っています。

さらに、目標管理の一環として、年に 2 回、施設長が職員との個人面接をし、職員が自己申告した仕事の目標や課題、悩み等について話し合いをし、職員一人ひとりの能力開発に努めています。

(3) 自己啓発の支援

職員の自己啓発の取り組みを促進するために、業務に関連する国家資

格の取得に向け、資格手当（公認心理師・月25,000円、社会福祉士・月17,500円、精神保健福祉士・月17,500円、社会福祉士+精神保健福祉士・月20,000円、介護福祉士・月8,000円）や資格取得手当（月5,000円）の制度を創設しています。

なお、介護福祉士の手当については、令和8年4月1日より10,000円に増額し、調理師の手当3,000円を新設しております。

また、試験前には、勉強に専念できるように有給休暇ではありますが、まとめて1週間程度休みを取ることが出来るようリフレッシュ休暇の中に試験前休暇制度を創設し、勉強に専念することが出来るよう配慮しています。

なお、副教材や関連する本等もできるだけ施設で揃えるようにしています。

（４）ＱＣ活動

真和館の介護・支援の現場における問題点は、歴史の浅い新設の施設であるため、現場力や支援手法が無いことでした。

そのために、施設開設の翌年、平成19年度から「ＱＣ活動」に取り組み始め、「改善サポートオフィス川久保、川久保俊朗先生（九州NEC出身）」のご指導の下、倦まずたゆまず活動を続け、「第19期発表大会」を令和8年3月20日に終了したところであります。

真和館における独自の入所者サービスは、このＱＣ活動の中から生まれてきたものであり、介護・支援部門では、真和館独自の様々な介護・支援のツールが創造され、調理部門では美味しい食事を低コストで、しかも、清潔な環境で提供できるようになり、医務部門では服薬管理体制が整い、誤薬や飲み忘れが少ないシステムが確立するなど数々の成果を上げています。

このように、ＱＣで開発された手法が、今の真和館の運営を支える柱になっていますし、これからも、今後の真和館で発生するトラブルや困難な課題もＱＣ活動を通して解決して行くことになると思われます。

なお、令和3年度から、両施設で相談の上、「言葉使い」という同じテーマを取り上げるという新たな活動も始まり、更に令和5年度は、福祉の世界での「マナー」に目を向け、そしてマナーだけでは成り立たない「ホスピタリティ」について取り組みました。

また令和6年度より精神障がい者の支援の勘所にホスピタリティが合流し、よりよい入所者支援の向上を目指しています。

《令和7年度ＱＣ活動テーマ一覧》

＜真和館＞

- ・第Ⅳ期 真和館ホスピタリティ～精神障がいの勘所
- ・やさしいＡＲＰ

- ・居宅生活訓練のシステム改善 よりよい支援のために
- ・館内の整理、整頓、清掃、清潔、しつけ
- ・フットケアサロン4～足から健康に
- ・業務改善 2025
- ・調理室の「冷蔵庫・冷凍庫・食品庫」の5 Sを極めよう！
- ・転倒防止 3rd

＜あそ上寿園＞

- ・介護人材確保：職場環境改善の取り組み

（５）５Ｓ活動

「環境整備・５Ｓ」は、介護の最も基礎的な現場力です。５Ｓができていない職場で、どんな素晴らしいシステムやノウハウを確立し、成果を上げてても、これは一朝のあだ花にしかすぎません。その意味で５Ｓにどう取り組むかが、真和館にとって、施設開設以来の重要な課題となっていました。

そのため、整理・整頓や施設の臭い対策をテーマとしたＱＣ活動チームが、次々と発足しました。

しかし、ＱＣ活動が終わると次第に萎んでいってしまうという繰り返りで、なかなか、定着できない状況にありました。

人は、安きに付くという残念な習性のために、いくら笛吹いても５Ｓどころか、最も基本である掃除さえ、行き届いていませんでした。

この根本原因は、８時間の勤務時間に１時間という掃除の時間を組み入れてあるのに、真剣に掃除をするという習慣が、身についていないからだと思われました。

そこで、平成２９年の夏、暑い最中ではありましたが、副施設長が率先して、まずは廊下やトイレなどの公共部門の掃除を徹底的に始め、施設長も掃除のまねごとを始めました。それを見た職員のみなさんも「これは大変だ」と掃除に対する真剣さが次第に出て来て、汗びっしょりとなりながら、掃除をされるようになりました。そして半年もすると、綺麗になった廊下やトイレの掃除ですから随分と楽になり、今では、居室や見えないところの掃除に力を振り向けることが課題になって来ました。

５Ｓ活動に取り組み始めやっと４年目にして、５Ｓらしい取り組みの片鱗が見え始め、１１年目の令和７年度も綺麗で匂いのしない真和館がなんとか、低レベルの状態ではありますが維持できています。

また令和７年度より、アイリスオーヤマ製の業務用掃除ロボットを両施設（真和館・あそ上寿園）共に使用し、掃除の効率化も図っています。但し、ロボットでは廊下の端が綺麗に清掃できないので、その点は人間が丁寧に清掃するように努めています。

今後はさらに、職員一同「心をみがき・施設をみがき・技法をみがく」

を合言葉に「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の5Sに確り取り組み、現場力のある真和館を創って行きたいと願っています。

（6）データバンク知恵袋

真和館の介護・支援のソフトは、市販のソフトである「サイボウズ」で、公用車の管理、入所者や職員の日程管理、介護や支援の重要伝達事項等の管理を行っています。

また、介護業務や支援業務は、施設内で独自のシステムをつくり運営しています。そうした中、「平成25年度事業計画」で、一人ひとりの入所者情報を集めて、データバンクをつくり、①事務処理の合理化と、②集まったデータを支援に生かす仕組みを創るという構想、「データバンク知恵袋」に取り組むことになりました。

その結果、アクセスを利用することにより、日誌に打ち込めば、そのデータがあちこちに飛ぶので、事故報告書、イベント報告書など様々な項目ごとに打ち込む必要がなくなり、データ打ち込みの省力化が達成できました。

また、27年度からは、入所者一人ひとりの個人情報や支援内容が、人をキーワードに検索ができるようになりました。

ここに、データバンク知恵袋が完成し、集積されたデータを目的に応じ、効率的に集計・活用できるようになりました。

なお、令和6年度から日誌やフェイスシートの項目などを見直し、使い勝手が良くなるよう改良を加えております。

Ⅲ あそ上寿園の事業報告

1 入所・退所の状況

平成30年3月9日に熊本県から施設が認可され3月12日から入所が始まり今日に至っております。

3月9日は創立8周年記念日であり、現在9年目に入りました。

令和6年度には定員50名に対して、一時的に44名まで落ち込みました。危機感を持たざるを得ない状況がしばらく続きましたが、現在は、48～50名に落ち着いております。

これまで123名の方が在籍され、その中の73名の方が退所されています。（R8.31現在）

※初年度の平成29年度は平成30.3/12から入所を開始し、平成30年3/31までに待機者48名全員入所されました。

1)在籍者数の推移 定員50名 毎月1日付在籍者数（名）

月 年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平 均
H 30	48	48	48	49	48	50	50	50	50	50	50	50	49
R1	50	49	50	50	50	50	49	50	50	49	50	50	49
R2	48	49	48	48	48	49	48	48	47	47	47	50	48
R3	50	50	50	49	50	50	50	50	50	50	50	50	49
R4	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	49	50	49
R5	50	50	48	49	47	49	49	49	50	50	49	46	48
R6	46	47	45	44	44	44	45	48	48	49	50	49	46
R7	50	50	50	50	48	50	50	50	49	48	50	50	49

2) 令和 7 年度在籍者数の推移実績

令和 7 年 4 月～3 月

月	1 日付の在籍者数 (男・女)	退所	入所	退所の理由内訳
4 月	50 (22・28)	1	2	長期入院 1 名
5 月	50 (22・28)	2	2	長期入院 2 名
6 月	50 (22・28)	0	0	
7 月	50 (22・28)	2	0	特養へ転所 1 名 長期入院 1 名
8 月	48 (22・26)	0	2	
9 月	50 (22・28)	0	0	
10 月	50 (22・28)	3	2	地域アパートへ 1 名 死亡 2 名
11 月	49 (19.30)	1	1	11/6 入所～11/22 退所
12 月	48 (18.30)	1	0	飲酒により本人の希望

				強く退所
1 月	48 (18.30)	1	2	長期入院
2 月	49 (17.32)	1	2	特養へ
3 月	50 (17・33)	0	0	

2 入所者の状況

養護老人ホームは、本来は身のことは自分でできるという方を想定した施設であります。(阿蘇郡市の入所判定会では要介護 2 以下の方が対象となっている。)

しかし、実際には支援を多く必要する入所者が多く、服薬管理、金銭管理、健康管理に加え、衣類や居室整理、入浴等、生活全般の支援が必要となっています。

障害をお持ちの方がおられますが、障害者手帳を取得していない方が多いです。また、発達障害〔自閉スペクトラム症 (ASD)、注意欠如多動症 (ADHD)、限局性学習症 (SLD)〕等を想定した対応・支援が必要な方々もおられます。

認知症の方も多数おられます。その方々の問題行動として帰宅願望が強く、勝手にタクシーを呼び出ていかれる、あるいは徒歩で出ていかれる等が多発する方が数名おられます。また、敷地外への徘徊により安全性に問題のある方や行方不明のリスクが高い方、他入所者の居室に入り人の物を持ち出してしまう方、トイレ以外の場所に放尿便される方、喧嘩や攻撃性が高く暴力行為に発展する傾向の方、居室の清潔や身体の清潔が保てない方、入浴拒否が続く方、せん妄（特に夜間せん妄）が出現する方などが挙げられ、その対応に職員は苦勞するところです。

令和 8 年 3 月 1 日現在の入所者の年齢や障害者手帳取得者等の状況は次の 3) 4) 5) 6) 7) 表の通りです。

3) 年齢別内訳

令和 8 年 3 月

年齢	男	女	合 計
65～69歳	2	0	2
70～74歳	3	1	4
75～79歳	3	7	10
80～84歳	2	5	7
85～89歳	1	10	11
90～94歳	4	9	13
95歳以上	1	2	3
合 計	16名	34名	50名

100歳以上：男105歳×1名、女104歳×1名

平均年齢：84歳

4) 要支援・要介護の区分

令和 8 年 3 月

区分	該当者数
要介護 5	0
要介護 4	0
要介護 3	1
要介護 2	7
要介護 1	5
要支援 2	1
要支援 1	0
合 計	14

5) 障害者手帳取得者数

令和 8 年 3 月

手帳の種別と等級	該当者数
精神障害者保健福祉手帳 2 級	2
療育手帳 A 2	1
身体障害者手帳 1 級	2
身体障害者手帳 2 級	2
身体障害者手帳 3 級	2
身体障害者手帳 4 級	1
身体障害者手帳 5 級	0
身体障害者手帳 6 級	1
合 計	11 名

6) 身元引受人

令和 8 年 3 月

身元引受人あり	41
身元引受人なし	9

7) 後見人制度利用等

令和 8 年 3 月

後見人あり	1
-------	---

3 日常の生活支援について

養護老人ホームは、環境上、経済上、居宅で暮らしていけない方に、住まいの場を提供するのが本来の目的であります。

あそ上寿園はこの理念・目的を大事にし、入所の皆様が、ゆっくりとおだやかに「自分の家」に居るような安心した気持ちで暮らして頂けるような介護・支援をめざしています。

入所の皆様は、元々、阿蘇市にお住まいの方がほとんどであることから、親類縁者であったり、近隣の顔見知りや幼馴染みだったりすることも多いようです。また、交流会や見学等に来園される方々の中にも知り

合いが多く、和やかな雰囲気になっています。このため、家族的な雰囲気が強く、お互いの気心も分かり、精神的にも安心感があるのではないかと思います。

そうした意味で、地域に根差した色合いが濃い施設であり、阿蘇市御当局の支援も相まって施設運営が、し易い状況にあります。

（１）感染症対策（新型コロナ・インフルエンザ他）

2019 年末頃から中国の武漢で新型コロナ感染について報道があり騒がれ始めました。2020 年（令和 2 年）1 月に日本でも新型コロナの感染者が発表されました。熊本では 2 月 21 日に初感染者が出たとの報道がありました。

当初の約 3 年間は第 2 類感染症として位置づけられ、その後 2023 年（令和 5 年）5 月 8 日に第 5 類感染症として扱われることになり今日に至っております。

高齢者施設においては、新型コロナに限らず感染症の感染拡大は十分気を付けなければならない課題であります。基礎疾患を抱えておられる方が多く、免疫力や体力の低い方も多いことから何等かの感染症に罹患した場合、重症化のリスクが高くなることが挙げられます。

当施設では開所以来、特に感染症拡大防止対策の視点から清潔な環境で心地よくお過ごしいただけるよう、掃除の徹底に力を入れています。特に、人が集まる食堂は毎食後、掃除を行います。集会室や談話コーナーは日に 1～2 回掃除を行い、各トイレの掃除は、午前と午後、随時に行っております。

元々、食堂やトイレの掃除に力を入れていましたが、拭き掃除に中性洗剤を使用し、また、アルコール消毒スプレーや次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使い、新型コロナウイルスや、インフルエンザウイルス、ノロウイルスを視野に入れ対応しているところです。

デイサービス利用については、ご希望の方は各々で契約され、外部事業所のデイサービスやリハビリの利用を再開しています。現在は 6 名の方が利用しておられます。

開設当初から新型コロナ感染拡大前までは 15 名～20 名ほど利用しておられました。中には週 5 日利用される方もおられました。新型コロナ感染拡大防止の対策として、デイサービスの利用等を控えていただきましたので、その間は園内でレクリエーション、入浴等を実施しておりました。その流れを受け、現在はデイサービス利用者が少なくなりました。

8) 1 日の流れと職員の支援業務

時間の流れ	行事、業務の流れ
5：30～	起床（起床の声掛け、着替えの手伝い、トイレ促し声掛け、誘導、紙パンツ交換）

7 : 00～	食堂へ誘導 お茶セット、嚥下体操
7 : 30～	朝食（配膳 見守り 食事介助 服薬介助 下膳 誘導 食堂片付け）
8 : 30～9 : 30	外部デイサービス利用者のお出かけ、病院受診者の金銭取り扱い、後期高齢者医療被保険者証等の取り扱い、送り出し対応
8 : 30～	朝礼
8:45～10 : 30	掃除（食堂 談話コーナー トイレ 集会室等、レクリエーションの準備）
8 : 45～11 : 15	入浴（午前の部）火 金、（水分補給：お茶または水を脱衣所、集会室にて対応）
10 : 30～11 : 30	レクリエーション（午前の部）（水分補給：台車にお茶または水を用意し対応）
11 : 30～	食堂へ誘導 お茶セット 嚥下体操
12 : 00～	昼食（配膳 見守り 食事介助 服薬介助 下膳 誘導 食堂片付け）
13 : 30～14 : 10	食堂掃除、談話コーナー掃除
13 : 30～15 : 30	入浴（午後の部）月 火 木 金、（水分補給：お茶または水を脱衣所、集会室にて対応）
14 : 30～15 : 30	レクリエーション（午後の部）（水分補給：台車にお茶または水を用意し対応）
15 : 00～17 : 00	デイサービス利用者の帰園
16 : 30～	食堂へ誘導 お茶セット 嚥下体操
17 : 15～	夕食（配膳 見守り 食事介助 服薬介助 下膳 誘導 食堂片付け）
18 : 20～19 : 00	イブニングケア
20 : 00～	眠前服薬（各居室にて服薬介助）
21 : 00～ 消灯時間	夜間対応（トイレ誘導 紙パンツ等交換、コール対応）
巡 視	20 : 00 22 : 00 0 : 00 3 : 00 5 : 00 随時

（２）給食

あそ上寿園の給食は、食事の提供だけではなく、毎日の楽しみと健康をささえる大切な時間となっています。

食堂の大きな窓からは、四季折々の自然が広がり、時折列車が走っていく風景とともに毎日の食事を楽しんでいただいております。

見た目や彩りを考慮することはもちろんの事ですが、皆さまの嚥下や咀嚼の状態に合わせたお食事を提供しております。

また、行事食やお誕生日にはカードのメッセージを添えて贈り、心を込めた取り組みをしてまいりました。

今後も、食を通じて豊かな暮らしと心身の健康を支えてまいります。

9) アンケート調査

令和7年4月～令和8年3月

回	月	アンケート内容
第1回	9/15、9/17	1. 秋に食べたいメニューはありますか。 2. 冬に食べたいメニューはありますか。 3. 今の食事に満足していますか。
第2回	2/27	1. 今の食事に満足していますか。 2. 麺料理は好きですか。 3. 麺の量はどうですか。 4. 好きな麺料理を教えてください。

10) 行事食

令和7年4月～令和8年3月

月	行事食名	メニュー内容
4/1	花見の季節（花見メニュー）	桜散らし寿司
4/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
5/5	子どもの日節句メニュー	ピースご飯、ミニ鯛焼き
5/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
6/11	入梅の日	梅ご飯、あじさいゼリー他
6/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
7/7	七夕様	七夕そうめん 天の川ゼリー
7/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
7/19	土用の丑の日	ウナギ丼
8/13	お盆料理	煮しめ他
8/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
9/10	敬老祝賀会メニュー	巻き寿司、祝い菓子他
9/15	敬老の日メニュー 誕生会メニュー	栗赤飯、刺身、ケーキ他
9/23	秋分の日メニュー	きのこご飯、秋刀魚塩焼、 おはぎ
10/6	十五夜メニュー	さつま芋ご飯、白玉ぜんざい
10/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
10/31	ハロウィン	かぼちゃ料理、かぼちゃババロア
11/1	秋の季節メニュー	カキフライ
11/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ

11/26	秋の季節メニュー	カキフライ
12/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
12/25	クリスマス	クリスマスセットメニュー
12/31	大晦日年越し	年越しそば
1/1	祝新年	朝：雑煮、昼：おせち、夕：海鮮丼
1/7	七草	七草粥
1/11	鏡開き	ぜんざい
1/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
2/3	節分	薄焼き玉子巻き寿司、甘納豆
2/14	バレンタインデー	チョコレートデザート
2/15	お誕生会メニュー	赤飯膳、ケーキ
3/3	桃の節句	ちらし寿司、ひなあられ
3/9	創立記念日お祝い膳	赤飯、てんぷら
3/15	お誕生会メニュー	筍ご飯膳、ケーキ
3/20	春分の日	おはぎ

11) 栄養及び食事形態

令和7年4月～令和8年3月

平均栄養所要量（平均）	
エネルギー	1,514kcal
炭水化物	240.4g
蛋白	55.9g
脂質	40.8g
カルシウム	649.1mg
食塩	8.21g
食物繊維	16.0g

特食	
糖尿病	0食
減塩	17食
肝臓病食	0食
エネルギー制限食	0食
脂質異常食	1食
アレルギー対応食	3食
合 計	21食

食事形態	
粥食	3食

ミキサー食	0 食
極きざみ食	0 食
きざみ食	2 食
一口大	15 食
二度炊き	5 食
合 計	25 食

(3) 入浴

入浴日：月・火・木・金

時 間：午前の部 8：45～11：15 午後の部 13：30～15：30

土・日：希望者（受診、透析の関係）個浴 シャワー浴 足浴

ほとんどの方が介助を必要とされます。衣類の着脱から手引き歩行、洗身、洗髪、ドライヤー乾燥など、一連の流れをスムーズに行い、安心安全に入浴ができるように支援しています。

入浴拒否をされる方もおられますので、タイミングを見計らい職員を変えながら何度も声掛けを行うなどの対応をしています。

また、比較的若い方で特に女性では見られたくないとの理由で入浴は一人でとの希望の方がおられます。その場合は、本人と家族の承諾を得て、見守りなしで入浴していただく方もおられます。この場合は、お一人でも大丈夫と判断できる人に限ります。

12) 入浴実施状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

月	入浴回数 (日数) (園内)	入浴者数 (延べ数) (園内)	デイサービス利 用で入浴者数	入浴者数 合計
4 月	17	273	68	341
5 月	18	287	77	364
6 月	17	294	74	368
7 月	18	320	78	398
8 月	17	307	65	372
9 月	18	335	65	400
10 月	18	329	67	396
11 月	17	273	54	327
12 月	18	317	78	395
1 月	18	288	73	361
2 月	16	295	56	351
3 月	16	328	66	394

(4) レクリエーション、イベント

午前の部と午後の部に分け1日2回実施しております。途中で休憩時間を取り、気分転換を図りながら水分補給の時間を設けています。

レクリエーション種目を大別すると、①運動系、②音楽系、③学習系、④イベント・交流会・行事等になっています。感染症等の感染拡大が心配されるようなときは、対面集合のレクリエーション、イベント等を中止し、その代わりに耳レクリエーションとして、昭和の歌謡曲集を館内放送で流すことにしております。入所の皆様は自室で口ずさむなどで楽しまれ、大変好評です。午前と午後にそれぞれ60～90分のプログラムで実施しました。

13) レクリエーション、イベント等実施状況

令和7年4月～令和8年3月

月 種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
卓バ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風バ	6	9	8	8	8	8	9	9	9	9	6	8	97
体操	6	4	2	5	5	6	1	3	5	4	2	3	46
カラオケ	7	9	10	8	10	8	8	9	8	9	10	9	105
合唱	4	5	4	5	4	3	5	4	4	4	4	4	50
映画	14	12	5	3	12	10	14	9	12	12	14	15	132
学習	20	20	19	21	20	22	20	19	20	22	21	21	245
耳レク	2	3	6	10	2	1	4	3	3	1	0	2	37
誕生会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
イベント	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	2	8
交流会	2	1	0	3	0	2	1	0	1	0	0	0	10
合計	62	64	56	65	62	62	63	58	64	63	58	65	742

★卓バ：卓球バレー

★風バ：風船バレー

★体操：体操、ゲーム等

★学習：学習、ペン字、塗り絵等

※イベント、交流会内訳

【イベント】

6/21（土）ヴァイオリンコンサート

7/7（月）七夕運動会

9/10（水）あそ上寿園ねんりんピック（運動会）
 11/9（日）ヨネジーと仲間の歌とジャズピアノコンサート
 12/24（水）クリスマス会
 1/1（木）新年の集い
 3/5（木）ヨガ体操（ひまわりジム）
 3/9（月）創立記念式典と風船バレー大会

【交流会】

4/4（金）乙姫区各種団体意見交換会会議
 4/15（火）乙姫神社春の例大祭神事
 5/8（水）乙姫子や菅原観音例大祭
 7/2（水）びよびよ広場様七夕飾りと色紙の交換交流会
 7/2（水）乙姫保育園色紙等贈呈交流会
 7/30（水）応急手当講習会、
 9/10（水）敬老祝賀会
 9/11（木）びよびよ広場様敬老の日お祝い色紙ボード交流会
 10/20（月）乙姫保育園様、マーチング音楽隊披露会
 12/21（日）乙姫地区参加の会様による門松飾作成と設置

☆入所者対象の学習会

6/26（木）食中毒の話
 12/11（木）ノロウイルスによる食中毒の話

（５）施設行事・イベント、地域交流

（施設行事・イベント）

入所者の皆様に穏やかな生活を送っていただけるよう、そして楽しんでいただけるように施設行事・イベントの開催に力を入れています。

毎月 15 日には誕生会を開催し、昼食に赤飯をお出しすることにしてあります。年代や地域性から、赤飯については格別の思いやイメージが伺え、大変喜んでいただけます。

6 月にヴァイオリンコンサートを開催しました。音色の響きに入所者の皆様は真剣に聞いておられ大変好評でありました。

当施設の大イベントであります、9 月の敬老祝賀会と、あそ上寿園ねんりんピックは新種目を取り入れて、練習を積み重ね盛り上がりしました。

14) 施設行事・イベントの実施状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

日 時	名 称	内 容
6/21(土)	ヴァイオリンコンサート（尖教室）	（5 名：尖先生、他 3 名+真和館鶴本職員、真和館施設長、F.彩花様）クラシック、歌謡曲、日本の歌等など。ヴァイオリンの音色が響き、入所者さんか

		ら好評だった。
7/7（月）	七夕運動会：風船バレー大会	普段不参加の方も参加され、風船バレー大会開催。日頃から練習されている方が多く、かなり上達しておられる。
9/10（水）	あそ上寿園ねりんピック	普段参加されない方も参加され、運動会：赤団、白団に分かれ各種目を競い合う。
11/9（日）	ヨネジーと仲間の歌とジャズピアノコンサート	温泉病院関係者様の歌とピアノのコンサートを開催：懐かしいムードミュージック、歌謡曲、ジャズの歌とピアノの生演奏とトークあり。
12/24（水）	クリスマス会	数曲を輪唱。 職員による風変りなサンタクロース登場により各皆様にプレゼントを渡す。
1/1（木）	新年の集い	新年のご挨拶、皆様の思いを語っていただき、ゲーム、茶話会
3/5（木） 1	ヨガ体操	ひまわりジムによるヨガ体操を開催
3/9（月）	創立記念式典 風船バレー大会	創立 9 年目のお祝いの式典と風船バレー大会（4 チーム編成）普段の練習の成果あり、上達が素晴らしい。

（地域交流）

オープン当初から、地域の保育園様や隣接するびよびよ広場様、そして地区の方々との交流を図って参りました。感染防止に努めながら、地域交流を図っているところです。

乙姫保育園様や隣接するびよびよ広場様との交流が主流になっています。

昨年に引き続き 7 月には、地域の方を対象に応急手当講習会を開催しました。阿蘇広域行政事務組合消防本部から講師としてご来園いただきました。

15) 地域交流の実施状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

日 時	団体等名称、又は 会の名称	内 容
4/4（金）	乙姫区各種団体	意見交換会
4/15（火）	乙姫神社春季例大祭	春季例大祭、神事、交流会
5/8（水）	乙姫子安河原観音大	乙姫子安河原観音大祭、神事、交流

	祭	会
7/2（水）	ぴよぴよ広場様	七夕交流会（七夕飾り交換、写真撮影会）色紙贈呈
7/2（水）	乙姫保育園様交流会	色紙等贈呈
7/8（火）	養護老人ホーム悠和の里	悠和の里（施設長、主任相談員、主任支援員）意見交換
7/30（水）	応急手当講習会・講師：阿蘇広域行政事務組合消防本部	心臓マッサージ 実技訓練、A E D使用方法実技訓練、地域自治会、民生委員、地域住民様方々参加
9/10（水）	敬老祝賀会	乙姫地区の役員の方々（地元選出岩本県議様、自治会長田中様、老人クラブ連合会長松永様、民生委員松本様）を来賓としてお迎えし、敬老祝賀会を開催
9/11（木）	ぴよぴよ広場様	敬老のお祝い色紙ボードを受けとり、色紙等贈呈、写真撮影等で交流
10/20（月）	乙姫保育園様	マーチング音楽隊披露会（年長クラスの園児様7名と先生3名）
12/21（日）	乙姫地区「さんかの会」様	乙姫地区「さんかの会」メンバー様により門松飾りを作成し、設置していただく。

16) 入所者対象学習会実施状況

令和7年4月～令和8年3月

日時	内容
6/26（木）10：50～11：10	入所者対象の学習会開催 内容：食中毒の話 担当：管理栄養士
12/11（木）10：50～11：10	入所者対象の学習会開催 内容：ノロウイルスによる食中毒の話 担当：管理栄養士

4 安全・安心な生活

（1）健康管理（受診等の対応、入院の状況、救急搬送状況）

入所当初からほとんどの方が何らかの医療機関に掛かっておられ、入所後も受診を継続されますので、その方に応じ服薬管理を含め健康管理に努めています。

養護老人ホームの場合、原則として受診は自分ですることになっており、病院の送迎車を利用、あるいは、ご家族の引率やご自分で介護福祉タクシー等を利用し受診しておられます。中には、家族の支援が得られ

ない方もおられます。また、どうしても都合のつかない方もおられ、その場合は施設から引率するなり対応をとっています。

なお、受診後の病状の確認や処方の確認、医療費の支払い等の必要な方は看護師を中心に支援をしています。

17) 受診等の対応件数

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

月	受診等対応件数（昨年度）	透析治療者数
4 月	72 (101)	火. 木. 土 : 1 名
5 月	88 (92)	火. 木. 土 : 1 名
6 月	73 (85)	火. 木. 土 : 1 名
7 月	84 (79)	火. 木. 土 : 1 名
8 月	56 (63)	火. 木. 土 : 1 名
9 月	78 (68)	火. 木. 土 : 1 名
10 月	99 (74)	
11 月	71 (110)	
12 月	79 (70)	
1 月	57 (63)	
2 月	70 (65)	
3 月	63 (76)	
合計	890 (946)	

18) 救急搬送状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

月（昨年度）	件 数	搬 送 状 況	搬 送 後 状 況
4 月 (4 件)	0 件		
5 月 (2 件)	0 件		
6 月 (0 件)	0 件		
7 月 (1 件)	0 件		
8 月 (1 件)	0 件		
9 月 (1 件)	2 件	9/27（土）深夜 12 時過ぎ、 女性 1 名：発熱（39℃以上）、 悪寒、嘔吐、下痢 9/28（日）日中、女性 1 名：	検査のため入院 様子観察のた

		心窩部の痛み	め入院
10 月 (0 件)	2 件	10/4 (土) 玄関付近廊下で振り向いた途端転倒 10/11 (水) 朝食前に食堂前廊下で転倒、90 歳代男性	大腿骨頸部骨折手術治療のため入院～転院後、長期入院へ 治療のため検査治療入院 10/28 死亡
11 月 (2 件)	0 件		
12 月 (2 件)	0 件		
1 月 (0 件)	1 件	1/2 (金) 急性胃炎 70 歳代後半、女性	検査入院～退院
2 月 (5 件)	0 件		
3 月 (4 件)	0 件		
合計 (22 件)	5 件		

19) 入院の状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

月	当月末の入院者数 (昨年度)		当月新入院者数 (昨年度))	
4 月	7	(1)	1	(7)
5 月	4	(2)	1	(5)
6 月	4	(1)	2	(1)
7 月	2	(5)	0	(7)
8 月	2	(3)	2	(1)
9 月	3	(2)	3	(2)
10 月	2	(3)	3	(2)
11 月	2	(2)	3	(3)
12 月	2	(4)	0	(6)
1 月	1	(2)	3	(0)
2 月	1	(6)	1	(5)
3 月	1	(8)	1	(5)
合計	31	(39)	20	(44)

（２）夜勤体制

開所当初の夜間体制は宿直者２名としておりました。しかし、入所者の高齢化により、体調不良や認知症による夜間帯の排泄、徘徊等の対応が宿直体制では対応できない状態にありました。そこで阿蘇市福祉課（当時は福祉課が担当されていました。現在は、ほけん課が担当されています。）に相談しお願いしたところ夜勤体制加算を付けていただくことになりました。平成３１年４月から夜間勤務者１名と宿直者１名で夜間帯の対応をしているところです。

夜間帯のトイレ誘導、排泄介助等が主な業務となります。

また、夜間せん妄が出現する方もおられますので、その方に合わせて対応しているところです。

（３）感染症及び食中毒まん延防止について：衛生管理

新型コロナやインフルエンザなどの感染防止対策として、特に、毎日の掃除とアルコール消毒に力を入れています。また、手指消毒等の実施、受診等外出時にはマスク着用の声かけなどの対応をしています。

食中毒等の予防について、委員会を開催し、研修会や手洗い実技等の計画を立て実施するようにしています。

20) 感染症及び食中毒まん延防止委員会の状況

令和７年４月～令和８年３月

第 回 日時 出席	出席者	内 容
第 1 回 5/6（火）	担当：大塚 出席：高橋 出席：甲斐 出席：施設長	入所者健診について調整し、職員会議時に提示することを確認。 翌日（5/7）が職員会議
第 2 回 6/24 （水） 15：20 15：40	担当：大塚 出席：高橋 出席：甲斐 出席：施設長	①あそ上寿園医療安全管理指針の読み合わせ ②インスリン施注方法：感染予防の注意事項等（注射針は別廃棄物入れ（廃棄箱）に捨てる。その際満タンに入れない。廃棄箱に手指を入れない。廃棄箱は受診時に受診先に持っていく廃棄依頼している。
第 3 回 7/9（水） 14：40 14：50	担当：大塚 出席：高橋 出席：甲斐	①食中毒について研修会（法定研修）について、日程調整他：7/15（水）に予定。調理員は別枠にて研修実施を予定する。
第 4 回	担当：甲斐	①食中毒の法定研修について

7/16 (水) 15:13 15:30	看護師：大塚 施設長：藤本 事務長：嶋田 支援員：井上 支援員：松岡 潤、梅木、松岡さ、塚本	②法定研修について
第5回 11/3 (月) 10:00 10:35	担当：大塚 支援員：石本 支援員：高橋	①あそ上寿園医療安全管理指針読み合わせ ②インスリン施注方法（対象者2名） ③針刺し事故防止策廃棄する注射針の扱い方：廃棄用の容器に入れる、満タンに入れない、容器に手を入れない。廃棄物容器は、受診時に病院に持っていき、廃棄を依頼している。
第6回 12/10 (水) 14:40 14:50	担当：大塚 支援員：高橋 管理栄養士：甲斐	ノロウイルスについて研修会（法定研修会） 12/17（水）職員会議の時に開催予定。調理員については別枠で日程調整する。内容：パワーポイント12ページを使用する。
第7回 1/2（金） 10:00 10:30	看護師：大塚 支援員：石本 事務員：杉田	新人職員研修について（新人研修対象者2名） ①あそ上寿園医療安全管理指針読み合わせ ②インシュリン注射方法について ③針刺し事故防止策について

（４）事故発生防止（アクシデント、インシデント：リスク管理）

21) 事故発生防止委員会開催状況

令和7年4月～令和8年3月

第 回 日時 曜日 参加者	内 容
第 1 回 4/10 (木) 15:30 15:55 出席 松岡潤 井上	○令和6年度のインシデント報告書、アクシデント報告書の発行件数と内訳について ●インシデント報告書 計70件の内訳 転倒：体調不良＝50件 無断外出：＝13件 転倒：環境による＝4件 その他：調理提供＝1件 火器取り扱い＝1件

桑木	ケア＝1 件 ●アクシデント報告書 計 6 件の内訳 転倒：＝3 件 異食：＝1 件 服薬：＝2 件 ・令和 6 年度のインシデント発生状況として、転倒が 54 件と一番多く全体の約 80%を占めており、次いで無断外出が 13 件となっている。転倒については主に職員の目の行き届かない所での転倒が多く、防ぐのが難しいケースが多い。 ・無断外出については同一の方が複数回離設されており、当園での処遇は難しいとの判断に至り過去には退所されたケースもあった。帰宅願望の強い方については QC 活動のテーマに取り上げ離設の未然防止に努めている。その他、施設の外出ルールを説明しているが理解しておられず（忘れた、知らない等の返答）、手続きしなかった事で無断外出となったケースもあった。 ・無断外出については園から数百メートル圏内に交通量の多い国道や線路があり非常に危険である。また、夏場の離設は熱中症、冬場は低体温症により命を落とす危険性もある。他の項目も発生率低減に努める必要があるが、今年度の事故防止委員会では離設を重要管理項目として位置付けた。 ・アクシデントの発行状況として転倒が 3 件（自室にて転倒）、誤薬が 2 件、異食が 1 件の計 6 件となっている。転倒、異食については職員の目が行き届かない場所での出来事で防ぐ事が難しいケースであったが、誤薬については職員のミスにより発生している。前年度の委員会で「誘導は服薬が落ち着いてから行動する」という取り決めをした事で現在まで誤薬は発生していない。食後の誘導は日経つにつれ配薬が残っているにも関わらず早く誘導する傾向にある。配薬 > 誘導という優先順位を徹底する必要がある。
第 2 回 7/9（水） 9：00 9：20 松岡潤 井上 桑木	○令和 7 年度、4 月～6 月のインシデント報告書、アクシデント報告書の発行件数と内訳について ●アクシデント報告書 0 ●インシデント報告書 計 16 件の内訳 転倒：＝11 件 無断外出：＝3 件 火器取り扱い＝2 件 （転倒について）

	・転倒の発生場所として一番多かったのは居室が7件と一番多く、次いで廊下が2件、 ・食堂、トイレが各1件となっており計11件のインシデント報告書が上がっている。 ・支援班内での決め事として、共有の場（食堂や集会ホールなど）などで転倒のリスクが高い入所者に対しては介助を行い、席に座られるまで細心の注意を払うこととしている。 U様については4月に職員の付き添い歩行時に転倒されている事から、付き添い時は腋窩に手を添え歩行器の舵取りも職員が手助けするよう周知し、以降は歩行時の転倒は起こっていない。 ・事故防止の研修（法定）を通し、与薬や転倒など発生しやすい事故に対するリスクマネジメントや事故発生防止のための学びを深め、当園における危険予測や事故防止に役立っている。 （無断外出について） ・今年度の事故発生防止委員会の重点管理項目として無断外出を無くす事を目標に掲げていたが、6月までに3件のインシデントが上がっている。 ・1件はOS様による強い帰宅願望からくる無断外出で、この方の場合、訴えがあった時は出来る限り即日対応し、対応が厳しい場合は1～2日内の帰宅日時を伝え納得して頂くという対応をとっている。その他の2件については外出のルールを知らなかったという事案で、手続きや今まで決まっていなかった外出時間の明確化を図り対応している。 （火器取り扱いについて） ・こちらの2件はK様によるもので、喫煙時間と場所を無視した身勝手な行動が立て続けに起こった事案である。本氏には当園の喫煙ルールを詳細に説明し、今後このような事が起こった場合は即日、退所処分となっても異議申し立てない旨の誓約書にサインを頂いており、それ以降は同様の行為は起きていない。
第3回 10/3 (金) 15:40	○令和7年度7月～9月のインシデント報告書、アクシデント報告書の発行件数と内訳 ●アクシデント報告書0件 ●インシデント報告書22件の内訳

16：00 松岡潤 井上 桑木	転倒：11 件（体調 4 件 環境 7 件） 無断外出：5 件 飲酒：4 件 設備：1 件 火器取り扱い：1 件 （転倒について） ・転倒については職員がいない場所で発生している。入所者の筋力低下など、防ぐのが難しい事案であった。 （無断外出について） ・4 名の方がそれぞれ 1 件であった。その中の 1 名は帰宅願望が強く、以前に同様のことがあっている。 （飲酒について） ・3 名の方が該当している。 ・1 名はアルコール依存症の診断があり受診は継続している。外出中に飲酒。 ・1 名の方は無断外出し日本酒を購入し居室で 2 回（2 日連続）飲酒。（アルコール依存症の診断名は無い） ・1 名は、バッグの中にウイスキーが入っていたので妹様が発見し破棄された。（アルコール依存症の診断名は無い） （設備について） ・食堂の椅子に亀裂が入っていた。以前にも一脚、同様の椅子があった。 （火器取り扱い） ・1 名が東側非常口で喫煙しているのを発見し注意して、ライターを没収した。
第 4 回 1/4（日） 9：40 10：00 松岡潤 井上 桑木	○令和 7 年度、10 月～1 月のインシデント報告書、アクシデント報告書の発行件数と内訳 ●アクシデント報告書 計 2 件 転倒：＝2 件 （転倒について） ・10/4 転倒され入院 左大腿骨頸部外側骨折。職員室へお菓子を取りに来られ自室へ帰る際に振り向いた途端廊下で転倒される。熊本セントラル病院へ搬送され、検査、手術入院。（その後阿蘇温泉病院へ転院しリハビリ） ・10/22 朝食のため食堂へ出て来られる際、廊下にて転倒され緊急搬送となる。頭部 CT の結果、脳挫傷にて脳出血が広範囲に達している事を認め 28 日に死亡。 ●インシデント報告書 計 24 件 転倒：＝19 件 （体調 18 件 環境 1 件）

	無断外出：＝2 件 落葉：＝1 件 異食：＝1 件 火器：＝1 件 (転倒について) ・転倒については職員が居ない場所での転倒であり、入所者の筋力低下などが原因で防ぐのが難しい事案であった。また同一の入所者の転倒が多くあり転倒件数が増えている。 (無断外出について) ・帰宅願望による離設が 1 件、飲酒欲求による離設が 1 件（後に本人希望により退所）の計 2 件となっている。 (火器取り扱いについて) ・居室内での喫煙が 1 件 (落葉について) ・集会ホールにリリカカプセル 75mg が落ちていた。自己管理分か食後の落葉か判断が付かない事案であった。 (異食について) ・インシュリンの針を口に含まれており、職員がすぐに気づき取り出すことができている。対策として目の前にインシュリンキットは置かなよう取り決めた。
--	--

(5) 避難訓練

22) 避難訓練実施状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

回・日	時	想定・訓練内容
第 1 回 4/16 (水)	15 : 00～ 15 : 50	消防署立ち合いの下訓練：消火、通報、避難、水消火器使用訓練実地、夜間想定
第 2 回 5/25 (日)	14 : 00～ 14 : 30 14 : 30～ 15 : 30	水害想定避難訓練、東側から水位上昇、集会ホールへ誘導（一時避難として）、その後二次避難の確認浸水への備え、確認等。その後九州北部豪雨、阿蘇市災害の記録 DVD を視聴していただいた。 ☆自然災害時の B C P 訓練の想定
第 3 回 6/30 (月)	16 : 00～ 16 : 30	学習室天井裏から出火想定、日中想定
第 4 回 7/30 (水)	16 : 20～ 16 : 50	②番トイレ前物置天井から出火想定、夜間想定、避難所：食堂、第 2 次避難所：集会室を想定。

第 5 回 8/20（水）	9：30～ 14：30～	午前：映像による自然災害・熊本地震 午後：映像による自然災害・水害 ☆感染症の感染拡大時の B C P 訓練の想定
第 6 回 9/30（火）	16：30～ 17：00	日中、学習室から出火想定 避難時間：4 分 50 秒 数日前に地元で火災があり予防消防の大切さを伝えた。タバコの不始末等、気が緩んできた面もあり個別に話す事ができた。
第 7 回 10/21（火）	16：40～ 17：10	厨房から出火、日中想定 避難時間 6 分 30 秒 普段と違う避難経路 東側非常口から避難し集合。避難口、経路が狭いので注意が必要。
第 8 回 11/28（金）	16：40～ 17：10	学習室から出火、日中想定 避難時間 4 分 55 秒
第 9 回 12/20（土）	16：40～ 17：10	厨房から出火、日中想定 避難時間 7 分 45 秒 天候悪く外への避難ができず、廊下までの避難となり混雑した。
第 10 回 1/23（金）	16：40～ 17：10	喫煙所から出火、日中想定 避難時間 5 分 50 秒 避難経路は東側避難口から集合。 口当てのハンカチや手拭を持ち避難される方が多く防災の意識が高いと感じた。
第 11 回 2/23（月）	10：00～ 10：30	厨房から出火、日中想定 避難時間 8 分 火点を迂回して避難するため時間はかかるが落ち着いて避難していただいた。非常口から避難。早く避難できた方は外が寒かったと言われていた。近くで 2 件火災発生している。
第 12 回 3/26（木）	10：00～ 10：30	洗濯場から出火想定 夜間想定

（６）苦情処理

苦情につきまして、「投書箱」「苦情申し出窓口」を設置するとともに、「苦情解決第三者委員」を設置し、制度に則った解決に努めています。

23) 苦情

令和7年4月～令和8年3月

日 時	申出 方法	内 容： 対 応
9/12 (金)	直 接 申 し 出	申し出者A男性は、B男性から「最近入所した女性と随分親しくしている」などと揶揄される物の言い方をされ不快に感じたが、相手（B男性）が構わず続けるためお互いが興奮して立腹し口論となり、相手（B男性）から暴力を振るわれそうになった。大声に気が付き職員が駆けつけ介入し、事なきを得たからよかった。「B男性はちょっとおかしいのではないか、できれば他に移すとか、入院してもらおうとかできないのか」という申し出であった。 対応：即答は避け一旦持ち帰らせていただきたいことの了承を得た。 大声に気が付き、数名の職員が駆け付けたところ口論になっていた。咄嗟にB男性がカッとなり杖を振り上げ、片方は握りこぶしを振り上げ暴力をふるおうとしたことに間違いなかった。 B男性に行動を改めるよう説諭したとしても、自分に都合の良い解釈と抗弁しか得られないと思われる。これまで数回、今回とは別のことで、注意するなり、説諭するなり行っているが、効果はなく、増々、相手や注意した職員に対し悪感情が増幅するばかりであった。 A男性には、今後、このような事があつたらすぐに知らせてほしいことを伝えたとこ、 「分かりました。もう、よかですばい」と笑顔が見られた。 一方、B男性は、以前から今回のようなことが発生していた。最近が増々、その傾向が強くなっていたので、身元引受人には電話にて数回話をしており、医療機関の受診をお願いするなりの申し入れをしていた。しかし「父はまだしっかりしているから大丈夫です」などの回答しかなく、来園されることもなく、対応が困難になっていたところである。今回の件で、身元引受人（娘様）を呼び、この状態では当施設で手に負えないことを伝え、直ぐに、専門機関の受診をしていただくように話をしたところ、娘様は了承された。
3/17	直	【苦情内容】10時過ぎ、敷地北側に隣接する水田持

(火)	接 申 し 出	ち主の中村様が来られ「お宅の擁壁の下にあるパイプから、最近になり水が出始め、田んぼの用水路に流れ、そこから藻が多量に発生している。このようなことはこれまで無かったので水質検査に出そうと思っている」との内容を言われた。現地を確認すると確かに当園敷地から出ている塩ビパイプより水が出ていた。「藻を除去しないと用水路の水はけが良くないので、近日中に藻を取り除かなければならない」と言うことも言われた。(擁壁下の水田で当施設の水路がまたがっているのは中村様と高本様の水田) 【対応】当園貯水槽から施設へ向かう送水管のどこかで漏水しているようで、それが原因かもしれないことを伝え、業者へは既に伝達済であるが漏水であればこれ以上ご迷惑をおかけするわけにはいかないため、早急に対応するよう再度要請する旨を伝えた。また、漏水からであれば上水道（阿蘇市水道）からの水であるため、水質検査は不要である旨伝え、謝罪した。特に立腹等はされず了承され、去って行かれた。施設長へ報告し、再度吉永産業平岡さんへ上記の内容および現地の状況を撮影した動画像をメールに添付し、早急な対応を依頼した。また、用水路の藻についてはスコップで除去し、用水路内を清掃した。 3/18～3/19に業者から来園し、何らか手配する予定となっている。
-----	------------------	---

(7) 高齢者虐待防止（人権擁護）

あそ上寿園の高齢者虐待防止に関する基本的な考え方を次のように掲げ高齢者虐待防止に取り組んでいます。

- (1) 高齢者虐待は人権侵害です。
- (2) 高齢者の人格を尊重し、尊厳を保持します。
- (3) 高齢者虐待は犯罪行為であるということを常に認識します。
- (4) 高齢者の権利利益を擁護します。
- (5) いかなる場合も高齢者虐待はしません。
- (6) 早期発見、早期対応に努めます。
- (7) 職員自身の、職員同士の「気づき」が大事です。
- (8) 丁寧な言葉使いと、丁寧な態度に取り組めます。

具体的には、QC活動を通して、丁寧な言葉使いと、丁寧な態度に取り組むことで、高齢者虐待防止に努めます。

ミニケース会議を開催し事例を集めることで、職員自身の職員同士の

「気づき」を大事にします。

24) 令和 7 年度高齢者虐待防止委員会開催

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

第 回 日時	出席者	内容
第 1 回 4/15 (火) 16:00 16:20	施設長：藤本 主相談：高坂 相談：松岡潤 支援員：塚本	① 当園における虐待事例について ② 虐待発生時の対応について ③ その他
第 2 回 7/15 (火) 16:00 16:25	施設長：藤本 主相談：高坂 相談：松岡潤 支援員：塚本	①当園における虐待事例について 当園における虐待事例は、開設以来一度も起こっていないことを確認した。 ②虐待発生事案の傾向について 高齢者施設における虐待事案のうち、理由として最も多いものは「職員の知識・技術の不足によるもの」である。とりわけ、認知症のある 80 代女性が最も被虐待者とされていることから、80 代で認知症あるいはそれに類する精神疾患のある方が数名当園入所者にもおられるため、虐待に繋がる芽を早期に発見、摘み取る努力が必要であることを参加者間で確認した。 ③その他 虐待に繋がる芽の早期発見に繋げるために、職員間で何をすべきか。 他参加者より、日頃の入所者に対する言動が雑になっていないか、投げやりな態度は無いかを相互に観察することではないか。これまでの QC 活動で行った「ていねいな対応」こそが虐待を未然に防ぐための最も適切な考え方であろうと思われるとの意見が出された。
第 3 回 10/3 (金) 16:00 16:00	施設長：藤本 主相談：高坂 相談：松岡潤 支援員：塚本	①当園における虐待事例について 当園における虐待事例は、開設以来一度も起こっていないことを確認した。 ②虐待事例の読み合わせ 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 北海

		道高齢者虐待防止・相談支援センターが作成された虐待事案（別添）について読み合わせ。 ③その他：特になし
第 4 回 R8.1/19 (金)	施設長：藤本 主相談：高坂 相談：松岡潤 支援員：塚本	①当園における虐待事例について：当施設ではこれまで虐待事例はない。 ②虐待事例の読み合わせ：認知症介護情報ネットワーク（DCNET）が作成した虐待防止事例演習について読みあわせ ③その他：特になし

（８）身体拘束等適正化（人権擁護）

25) 令和 7 年度身体拘束等適正化委員会開催

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

第 回 日時	出席者	内容
第 1 回 4/25 (金) 15 : 30	担当：松岡さ 施設長：藤本 支援員：桑木	出席：センサーマットの記録について。 ① ON, OFF は継続して夜勤日誌で時間を記録している。 ②その他、身体拘束に係る問題はないか話し合う。現在まで、あそ上寿園では身体拘束は行われていない。
第 2 回 5/21 (水) 15 : 30	担当：松岡さ 施設長：藤本 支援員：桑木	①「社会福祉法人致知会あそ上寿園身体拘束等適正化のための指針」の読み合わせを行う。 ②現在のあそ上寿園において、身体拘束に係る問題がないかを話し合う。現在まであそ上寿園では身体拘束は行われていない。
第 3 回 6/24 (火) 15 : 30	担当：松岡さ 施設長：藤本 支援員：桑木	①身体拘束に係る問題はないか話し合う。 現在まで、あそ上寿園では身体拘束は行われていない。 ②U さんのセンサーマットについて 日中、センサーマットを使用していないが、以前に比べ歩行状態も悪くなっており、稀に一人でトイレに行こうとされている所をみかける。（便の兆しがある際等） 日中もセンサーマットの電源を入れたほうが良いのではないかと職員会議にて再検討を行うことにする。 ○職員会議の結果：電源を入れるを継続

第4回 7/9(水) 15:10	担当:松岡さ 施設長:藤本 支援員:桑木	①「社会福祉法人致知会あそ上寿園身体拘束等適正化のための指針」の読み合わせを行う。 ②現在のあそ上寿園において、身体拘束に係る問題がないかを話し合う。開設から現在まで、あそ上寿園では身体拘束は行われていない。 ③Uさんのセンサーマットについて臥床されたらセンサーオンにすることを徹底する。(時にオフのままのことがあるため)
第5回 8/20 (水) 14:45	担当:松岡さ 施設長:藤本 支援員:桑木	①「社会福祉法人致知会あそ上寿園身体拘束等適正化のための指針」の読み合わせ。 ②現在のあそ上寿園において、身体拘束に係る問題がないかを話し合う。開設から現在まで、あそ上寿園では、身体拘束は行われていない。
第6回 9/25 (木) 14:45	担当:松岡★ 施設長:藤本 支援員:桑木	①センサーマット使用中のUさんについて安全が保たれているので使用継続とする。 ②現在のあそ上寿園において、身体拘束に係る問題がないかを確認する。
第7回 10/15 (水) 14:45	担当:松岡さ 施設長:藤本 支援員:桑木	①現在、当施設において身体拘束に係る問題がないか話し合う。身体拘束は行われていないことを確認した。 ②Uさんのセンサーマットは継続して使用中。
第8回 11/18 (水)	担当:松岡さ 施設長:藤本 支援員:桑木	身体拘束に係る問題はないか話し合う。 身体拘束は行われていないことを確認する。 センサーマット使用者の確認。
第9回 12/24 (水)	担当:松岡さ 施設長:藤本 支援員:桑木	身体拘束等適正化のための指針の読み合わせ。 身体拘束に係る問題がないかを話し合い、身体拘束は行われていないことを確認。 センサーマット使用者について本人の意思を確認して対応している事を確認。
第10回 1/28 (水)	担当:松岡さ 施設長:藤本 支援員:桑木	身体拘束に係る問題がないか話し合い、身体拘束は行われていないことを確認。 T様の下肢筋力低下により歩行状態不安定、転倒が続いていることから、車椅子使用に変

		更になった。職員室近くの居室に変更し、センサーマット使用になったことを確認し、T様の意思を尊重しながら対応することを確認。
第 11 回 2/25 (水)	担当：松岡さ 施設長：藤本 支援員：桑木	身体拘束等適正化のための指針の読み合わせ。身体拘束に係る問題はないか話し合い、身体拘束は行われていないことを確認した。
第 12 回 3/4 (水) 午前	担当：松岡さ 施設長：藤本 支援員：桑木	身体拘束等適正化のための指針の読み合わせ。身体拘束に係る問題はないか話し合い、身体拘束は行われていないことを確認した。

(9) 給食関係

26) 令和 7 年度給食委員会開催

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

第○回 日時	出席者	内 容
第 1 回 5/7 (水) 15 : 05 15 : 15	担当：甲斐 施設長：藤本 事務長：嶋田 主相談：高坂 支援員：松岡さ 支援員：野上 支援員：塚本 支援員：高橋 看護師：大塚	1 : 行事食について 4/1 : 花見メニュー (桜散らし寿司) を提供済 4/15 : 誕生食メニューを提供済 5/5 : 節句メニュー (魚メニュー・ミニたい焼き) 提供済 5/15 : 誕生食メニュー 6/11 : 入梅の日 (梅ご飯、あじさいゼリー) 6/15 : 誕生食メニュー 7/7 : 七夕行事食 7/15 : 誕生会メニュー 7/19 : 土用丑の日 (うな井提供予定) 2 : 喫食・欠食届の提出について
第 2 回 7/15 (火) 9 : 40 10 : 00	担当：甲斐 施設長：藤本 支援員：高橋 支援員：高宮	1. 行事食について 8/13 : お盆料理 8/15 : 誕生会メニュー 9/10 : 敬老会メニュー 9/15 : 誕生会・敬老の日メニュー 9/23 : 秋分の日 (おはぎ) 10 月 : キノコ料理 (季節メニュー) 10/6 : 十五夜メニュー 10/15 : 誕生会メニュー 10/31 : ハロウィンメニュー

		11月：カキフライ提供予定（季節メニュー） 11/15：誕生会メニュー 2. 嗜好調査を予定、9月（第1回目）
第3回 12/3 （水） 15：40 16：00	担当：甲斐 施設長：藤本 支援員：高橋 支援員：高宮	1. 行事食について 12/15：誕生食 12/25：クリスマスメニュー 12/31：年越しそば 1/1：元旦朝食：さっくり餅使用の雑煮 昼食：おせち 夕食：海鮮丼 1/7：七草粥 1/11：鏡開き ぜんざい 1/15：誕生食メニュー 2/3：節分メニュー 2/14：バレンタインメニュー 2/15：誕生食事 3/3：ひな祭りメニュー 3/9：創立記念日お祝いメニュー 2. 嗜好調査を実施予定 育休中の杉谷職員復帰予定
第4回 3/6 （金） 10：05 10：40	担当：甲斐 施設長：藤本 支援員：高橋 支援員：高宮	1. 行事食について実績報告 12/25：クリスマス 12/31：年越しそば 1/1：雑煮、おせち 1/7：七草粥 1/11：鏡開き 2/3：節分 2/14：バレンタイン 3/3：ひな祭り 3/9：創立記念日 3/20：お彼岸 毎月15日：誕生食 その他季節メニュー 2. 嗜好調査 第1回：9/15、9/17 第2回：2/27 3. 残食調査 3/24（火）朝食～3/26（木）夕食（3日間）

		4. お茶葉価格上昇の対応：残りのお茶を使い切り、その後は麦茶で対応 5. 食器洗浄機の洗浄について 3/3（火 14：30～16：30 実施） 6. その他（意見） 井物の時スプーンを用意
--	--	--

（１０）職員会議

毎週水曜日午後に職員会議を開催し、急ぎ対応を必要とする事や、気に係る事、課題として取り扱う事、連絡事項などを挙げ、話し合い、打ち合わせを行い、職員間の共通認識が図れるよう取り組んでいます。

27) 令和 7 年度職員会議開催

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

月	開催日	回数
4 月	4/2（水） 4/9（水） 4/23（水）	3
5 月	5/7（水） 5/14（水） 5/21（水）	3
6 月	6/4（水） 6/11（水） 6/18（水） 6/25（水）	4
7 月	7/2（水） 7/9（水） 7/16（水） 7/23（水）	4
8 月	8/6（水） 8/13（水） 8/20（水） 8/27（水）	4
9 月	9/3（水） 9/17（水）	2
10 月	10/1（水） 10/8（水） 10/15（水） 10/22（水） 10/29（水）	5
11 月	11/5（水） 11/12（水） 11/19（水） 11/26（水）	4
12 月	12/3（水） 12/10（水） 12/24（水）	3
1 月	1/14（水） 1/21（水） 1/28（水）	3
2 月	2/4（水）、2/11（水）、2/18（水）	3
3 月	3/11（水）、3/18（水） 3/25（水）	3
	合計	41

（１１）業務の改善

必要に応じ、随時改善案を提議し、職員間の共通認識を図り業務の改善に努めています。

28) 令和 7 年度改善提案委員会

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

第○回 月日、曜日 参加者	内 容
第 1 回	昨年、竹田市社会福祉連合会での講演資料「5 S 活動の

10/2（木） 担当：松岡潤 主相談：高坂 支援員：塚本	意味と目的」の中に、当園の改善案や事例を紹介した。その中で掃除道具置き場の改善案（あくまで案）と、リネン庫内の在庫管理について事例紹介していた。5 S 3 定の取り組みを実施する事で、在庫管理や作業の効率化、コスト削減に繋がると説明している。説明したからには当園ができていない、と言うわけにはいかないので今回、園内外の取り組みに取り組むことにする。今回の取り組み期間は10月～11月とする。 ※第2回改善提案委員会で実施報告をする。
第2回 11/28（金）16：00～16：20 担当：松岡潤 主相談：高坂 支援員：塚本	3S 活動実施：掃除用置き場は見た目はきれいだが、物の個数が不ぞろいで、決まっていない。要るもの、要らないものに分けすぐに取り出せるよう置き場を決めた。中庭の高圧洗浄による掃除。風呂場外の目隠し板木の防腐剤塗布、職員室の配線目隠し、草刈り作業、正面玄関前の花壇のリフレッシュを実施した。今後は環境美化月間等（例えば4月と10月）を設定し取り組んでみたらどうか。

（12）ケース会議（ミニケース会議）

第16期QC活動時から、ケース会議（ミニケース会議）の開催促進に努めています。

ミニケース会議を開催することで事例を集め、それぞれを詳細に検討することで、改善策や解決策を導き出すことに繋がります。同時に他職員の対応等を学習することもでき、気づきが増え、勘所の発見にも繋がっています。

29) ミニケース会議開催回数と対象者人数

令和7年4月～3月

開催件数（回数）	対象者数
92 件	38 名

（13）令和7年度：致知会第19期QCサークル活動取り組み

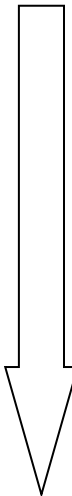
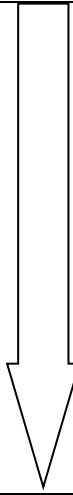
第19期QC活動に取り組みました。取り組み内容は次のとおりです。

30) 第19期（令和7年度）QCサークル活動の取り組み状況

テーマ①	【介護人材確保；職場環境改善の取り組み】として ①Qさんを理解し勘所を活用
内容	自閉症スペクトラムを想定した対応・支援について。

テーマ②	【介護人材確保；職場環境改善の取り組み】として ② XさんとAさんの問題改善
内容	X様に対するA氏の余計なお世話、勝手なお世話について改善に向け取り組み、A氏の退所に伴い、前期で終了。

※なお、これまでの致知会：真和館QC活動から致知会QC活動の取り組み状況は下記のとおりです。

平成 19 年度	第 1 期	真和館 QC 活動開始 
平成 20 年度	第 2 期	
平成 21 年度	第 3 期	
平成 22 年度	第 4 期	
平成 23 年度	第 5 期	
平成 24 年度	第 6 期	
平成 25 年度	第 7 期	
平成 26 年度	第 8 期	
平成 27 年度	第 9 期	
平成 28 年度	第 10 期	
平成 29 年度	第 11 期	致知会 QC 活動に名称変更 あそ上寿園 QC 活動開始 
平成 30 年度	第 12 期	
令和 1 年度	第 13 期	
令和 2 年度	第 14 期	
令和 3 年度	第 15 期	
令和 4 年度	第 16 期	
令和 5 年度	第 17 期	
令和 6 年度	第 18 期	
令和 7 年度	第 19 期	

あそ上寿園は開所当初の平成 30 年度：第 1 2 期から活動に参加しています。取り組み状況は下記のとおりです。

31) あそ上寿園のこれまでのQC取り組み状況

第 1 2 期	①A さんの金銭管理について ②B さんの入浴拒否対応
---------	--------------------------------

第 1 3 期	①Cさんの諸問題：周辺症状の改善に向けて ②Dさんの悪習慣の改善に向けて
第 1 4 期	①常識力（業務中の常識力） ②業務の平準化
第 1 5 期	①丁寧な言葉使い
第 1 6 期	①丁寧な態度
第 1 7 期	①丁寧な個別支援～未然防止に向けて
第 1 8 期	①丁寧な未然防止 Aさんの場合 ②未然防止：勘所の共通認識と活用・てんかん発作の察知 ③未然防止：勘所の共通認識と活用・Xさんの場合
第 1 9 期	【介護人材確保；職場環境改善の取り組み】として ①Qさんを理解し勘所を活用 ②XさんとAさんの問題改善（前半で終了）

（ 1 4 ） 職員研修（法定研修）

32) 法定研修の開催状況

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

研修名	開催日	合計回数
高齢者虐待防止	5/28 10/15 10/29	3
身体拘束的成果	5/28 10/15 10/29 11/26	4
BCP 計画	4/20 8/20	2
事故発生防止	6/25 1/21	2
感染症および食中毒まん延防止	7/16 12/17	2
	合計回数	13

第 回 日 時	研 修 名	内 容
第 1 回 4/30 （水） 15：00 ～ 16：10	B C P 事 業 継 続 の 基 礎 知	策定後の研修、訓練、見直しについての動画視聴（厚労省作成） 詳細：BCPの基礎的な知識（BCPとは？）から、施設のみならず自治体や消防なども訓練に参加した好事例についてまでを50分余にわたり詳細に解説してあった。職員にあっては縁遠く感じるため、今回基礎的な部分から学べたことで、当園におけるBCPをどうブラッシュアップすべきかが見えてきたと思われる。 参加者から（複数意見を要約） ・非常災害時（特に地震等）に、まず自分が出勤できるか分からないため、どのルートなら確実に知っておき、

	識	たまに通っておくことが必要と思った（熊本市内から北側道路、国道 57 号線、長陽大橋ルート、二重峠ルート等） ・給食班として、3 日分の備蓄を、ローリングストックしながら定期的に費消し、買い替えてはいるが食器や食材の分散化（2 か所）を早急に検討する必要があると思った。また併せて調理師らと机上訓練やシミュレーション（ガスが使えなくなった等）を行う必要があると思う。 ・夜勤時に二人で混乱してどうしてよいか分からなくなるといった。 ・緊急連絡網の順番について、基本は施設から職員の自宅の距離が「近→遠」にしたほうが効率的と考えるが、当園のものは距離があまり考慮されていないように思うので見直したほうが良いと思う。 →連絡網が繋がらなかった場合は、次の順に飛ばすことも大切。グループ LINE や SMS 等の活用を考える。 →まずは夜勤者から外部職員に繋げ、他職員に拡散してもらい、あとは施設内対応に注力した方が良い。非常時は、連絡網に手こずっている場合ではないと考える。 →日本赤十字病院では、震度 5 強で現地に甚大な被害が見込まれる時は、自動的に自主参集する決まりになっている。当園においても甚大な被害が予測される場合は自主参集を念頭に置いておくことが肝要。 →入所者のうち、身体が動く方については折に触れ訓練時に手伝ってもらおう等し、非常時に職員の補助として動いていただくというような協力を仰ぐのも良いのでは。 ・自宅に乳幼児がおり、非常時に参集できないという方について。 →施設長より、基本的に、出勤時同伴可。難しい場合は家族に預ける等、ケースバイケースで対応を。 ・非常時は園内放送はもとより電話や PHS が使用できなくなる恐れがあると消防署より指導を受けている。拡声器等の購入を検討すべきでは。 →施設長より、近日中に購入するよう指示あり。（高坂にて早速手配して購入した）
第 2 回 第 3 回 5/28 （水） 15：00	① 身 体 拘 束	介護施設向け法定研修「身体拘束廃止と高齢者虐待防止」「スピーチロック」編（美杉会グループ介護療養部作成）を視聴し、当園における身体拘束ゼロ体制を今後も推進する。 詳細：身体拘束とは、という定義に始まり、スリーロッ

～ 15：45 同時に ①② 実施	適 正 化 ② 高 齢 者 虐 待 防 止 人 権 擁 護	ク（身体・薬剤・心理等を拘束する）について、身体拘束に当たる行為と緊急やむを得ない場合の三原則、身体拘束がもたらす弊害、高齢者虐待の種別や通報義務、スピーチロックとは何か、スピーチロックの具体例と防止のための対策等 25 分程度の動画を視聴し、視聴後参加者から感想を募った。 参加者から（複数意見を要約）： ○スピーチロック、特に「ちょっと待って」が多いと思う。なるべく依頼形で伝えようと思った。 ○「ちょっと待って」と言われた方（入所者）の立場からすると理由が分からないのはどうなんだろうと思う。丁寧に対応したい。 ○言い換えの大切さ。行動意欲が低下することで認知機能の低下につながる事が分かった。 ○「ちょっと〇〇してほしい」と言われても急ぎの用件があると安易に「ちょっと待って」と言いがち。「〇〇だから〇分お待ちください」と中々言えていない。行動を変えないといけないと思った。 ○「〇分で来ます」と心がけてはいるが…「〇〇だから〇分お待ちいただけますか」と分かりやすく伝える工夫が必要だと思った。 ○～したらダメ！と安全のために言いがち。またマスクで表情が見えないため、余計にきつく捉えられているかも。気を付けたい。 ○夜勤の際、2 名が時間差で NC 鳴動したことがある。何も言わず、車いす誘導中の方をもう 1 名の居室へ誘導したことがある。反省すべきと思った。また、向精神薬によるドラッグロックにならないよう気を付けたい。 ○食事の際、一人で動き出そうとする方に対し「与薬が終わるまで待っていてもらえますか？」と声をかける等、自分なりにスピーチロックにならないよう出来ていると思う。 ○ある入所者から頻回にコールがあり、その都度「どうしたんですか？」と尋ねると、トイレではない、外を見たいだけ等の理由がある時がある。端座位になるとすぐコールが鳴るため、職員からその都度どうしたのか尋ねられるのは如何なものか。ご本人なりの理由がその都度合っの行動なので。その方についてはセンサーマットの位置をずらし、本当にトイレに行きたい時だけ鳴動す
---	--	--

		るようにしてはどうか。ベッドから一歩分、離してみてもどうか。 →参加者から特に異論なく、即日実施することとなった。但し認知症の方であり今後、センサーをすり抜け、自身で歩行される等の行動が見られた場合は転倒のリスクが非常に高い方であることを踏まえ、対応を検討する。
第4回 6/25 (水) 14:00 ～ 15:00	事故 防 止 リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	誤薬、転倒防止、リスクマネジメントについて、対策動画視聴（高知市介護保険課作成） 参加者から感想： ○以前勤務していた施設で、与薬忘れが多く一向に減らなかった。その理由を考えていたが、ある先輩から「転倒に比べたら与薬忘れは目に見えづらい。それゆえに重大な事故だ」と諭されたことをきっかけに一気に減少した。意識をしっかりと持つことが大切であると感じた。また、動画の中の「双方が嫌な思いをしないように」という言葉が印象に残った。 ○転倒の頻発時間帯が6時、誤薬が8時とのことで、確かにバタついており落ち着いてしないと、とは思いますが大変忙しい時間帯でもある。事故が無いよう落ち着いて業務に当たりたい。 ○給食班で転倒や誤薬はないが、喉詰め事案の際サツマイモが大きかったとの報告を受け、調理師が自分のカットが大きかったと自身を責めてしまうことになりかねないことから、事故を防げるような様々な工夫を凝らしたい。 ○朝食後、入所者が起立し始めるのと並行に与薬が始まる等、慌ただしくなることがあり、何を優先すべきか迷う事がある。事故にならないよう気を付けたい。 ○内服について、昼食時は確実に実施できていると思う。しかし朝食時は人手が足りないため、本当にバタついていていると思う。ただ人を増やす等は現実的でないので、何名分も一気に薬袋を持って行かない等のマニュアル遵守の徹底が必要。 ○昨年度、当園では服薬インシデントが2件あった。誘導が必要な方の誘導を優先しがちで、与薬がおろそかになることがある。まずは与薬を優先し、誘導はその後という基本を徹底すべきと思う。（服薬管理者の役割遵守の徹底も含め）。歩行不安定者の介助についても、歩けるうちは歩いてほしいので、転倒しないよう注意して介助している。なお、事故防止委員会としては、今年度「離設防止」を重点的に対策することと考えている。

		○当園の与薬システム下では、事故発生リスクは低いのかなと感じた。 ○ボーッとしている時が一番危険であると自認しているので、与薬時は特に注意している。与薬マニュアルの実施を徹底したい。転倒について、注意が必要な方がいるため靴の交換や姿が見えたら注意する等するように意識している。視野を広く対応したい。 ○当園は養護老人ホームであることから、介護保険施設では見られない（想定しきれない）対人関係のトラブルに起因する転倒事故も想定する必要があると感じた。 ○当園の与薬システムは、真和館から流用したもの（QC活動で完成したもの）であることから、与薬事故が少ないのではないかと。それでもヒューマンエラーは起こり得るため、細部を工夫し事故防止を徹底すること。転倒においてはてんかん発作のある入所者対応について、QC活動における事例として取り上げ対策を講じ、対応したことが大変奏功した。他の方へも拡大しシステム化し、その遵守徹底が出来れば良いと思う。
第5回 7/16 (水) 15:13 ～ 15:30	感染症 及び 食中毒 まん延 防止 研修会	食中毒について 1: 食中毒とは食中毒を起こす原因となる細菌やウイルス、有毒な物質がついた食べ物を食べることによって下痢、腹痛、発熱、嘔吐などがの症状が出る。 2: 食中毒の種類 ①細菌性：毒素型（黄色ブドウ球菌・ボツリヌス菌・セレウス菌等） 感染型（サルモネラ菌・腸炎ビブリオ・病原大腸菌。カンピロバクター・ウエルシュ菌等 ②ウイルス・・・ノロウイルス、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルスなど ③寄生虫・・・アニサキス、クドアなど ④科学性・・・水銀、ヒ素、ヒスタミン ⑤自然毒・・・動物性（フグ毒、貝毒等） 植物性（毒キノコ、ジャガイモの芽、水仙など 3: 月別の事件数と患者数（資料データ） 4: 増殖する原因①栄養②水分③温度 5: 食中毒予防の3原則〔つけない、増やさない、やっつける〕 6: 正しい手の洗い方（動画資料）
第6回	B	介護施設等における防災対策オンライン研修（熊本県介

8/20 (水) 15:00 ～ 16:00	C P 防 災 対 策	護福祉士会主催) ※録画 詳細：令和 2 年九州北部豪雨災害にて、甚大な被害を被った熊本県の中でも、とりわけ被害の大きかった八代・坂本町で「峯苔医院」を運営されていた峯苔 貴明先生をスピーカーに、自院やその周辺地域の被災状況、被災に備えて何を準備すべきか（すべきでないか）について講話されたものを視聴。 災害を我がことと捉え、当園 BCP の見直し等につなげる。 参加者から（複数意見を要約）： ○冒頭に出されていた数々の注意事項が大変ためになった。 （管理者は携帯電話を 2 つ所持、大事なものは分散保管、確証性バイアスを排除しすぐ行動できるように心構えを、被災現場では単純な行動が有効、要救助者のいる地点を説明することは難しい、籠城するなら人と薬、靴とライトは常に枕元に、日頃から職場に徒歩で行ける時間を把握する等） ○認知症の方が被災された際の対応方法等、通常時は考え付かないところまで言及されていたので参考になった（暴れる認知症の方の移送は毛布に包んで、軽く拘束する形をとることで、介助者も暴行を受けずに安全に移送できる等）。 ○医療機関と高齢者施設ではまた違うのかもしれないが、横のつながりが大事であることが再確認できた。（※当園含め老施協加入施設は、被災時に県老施協や熊本県から被災状況の確認がなされ、必要な支援を受けられるようになっている。ただし、阿蘇という立地条件では過去に国道が寸断される等の事実もあるため、どの程度のスピードで支援を受けられるかは災害の規模等も含め予測が難しい面もある） ○自宅待機されていた看護師がそれぞれ連絡を取り合い、八代市内の主だった医療機関へ自主的に参集し、患者が運ばれてくるのを待っていたというエピソードがすごいと思った。入院中であり、搬送されることまでは予測できても、自身が被災していたらそこまで動けるかといわれると自信がない。 ○BCP は大変重要であるし、出来れば被災しない方が良いに決まっているが、峯苔先生が言われたように日ごろの訓練が最も大切であり、被災時にどれだけ迅速に動けるかは訓練の賜物と動画中でも言われていたので、当園
------------------------------------	--------------------------------	--

		における災害訓練も適宜内容を見直し、場合によっては多少リアルに実施（事前の声掛けは行わず実施する等）することも良いのでは。
第 7 回 第 8 回 10/15 (水) 15:00 ～ 16:00 同時に ①② 実施	① 高 齢 者 虐 待 防 止 ② 身 体 拘 束 適 正 化 人 権 擁 護	日本高齢者虐待防止学会主催のオンデマンドセミナー「認知症最新情報 2025」を視聴（前半部） BPSD の軽減には良いケアと良い薬が重要。虐待の受けやすさは認知症の増加に比例する。 しかし、認知症有病率は減少傾向にあり、MCI（軽度認知障害）は増加傾向（2012 年から 2022 年比で 524 万人へ増加） また、認知症の有病率の低下は国民の高学歴化が影響している。従来の認知症の累計の他、アルコール性やてんかん（症候性）等がある。 ただ、スマホ認知症なるものはいわゆる「脳疲労」によるものであるため一線を画す必要がある。 認知症患者に接する場合、コミュニケーションが最も大切で安心感を与えられるような対応の仕方を学ぶべきである。（例：ユマニチュード等） また患者自身が何を不安に感じているか察知することも重要。考える介護と適切なケアの環境を提供、実践できるかが肝要である。 アルツハイマー型認知症（以下、AD）患者の平均生存年数は最近になり延伸し、14 年前後となっている。 認知症の 3 症状として、A:ADL、B:Behavior（行動：BPSD）、C:Cognite（認知）が挙げられる。 MCI のうち 10%が認知症へ移行する。MCI の段階から早期に発見するための 3 つの症候群として、 ①判断力・推理力の低下（ADL の低下）、②人柄が変わる（Behavior: BPSD の出現）、③物忘れ（Cognite: 認知機能の低下）があり、抗アミロイド療法の可能性を探ることもある。 認知症スケールのうち、DASC-21 は予備軍と認知症を判別するために役に立つ。 若年性認知症は疾患名ではない。厚労省がつけた「政策用語」である。 <u>参加者から</u> ○実母を在宅介護しているが、AD の診断であるがレビー小体型認知症に酷似していると感じた。 ○認知症が虐待の原因となることが改めて分かった。 ○自身にも同じことを繰り返し伝えることがあるため

		「ハッ」とすることがある。 ○自身のため、家族のために MCI の早期発見のための検査を受けることも良いと感じた。 ○動画視聴する際、ただ漫然と視聴するのではなく、コメント欄に書き込む等しながら、いわゆるマルチタスクをしながら視聴すると脳に刺激があって良いと聞いたことがある。高学歴化が認知症の有病率を低下させるということであれば、ある程度年齢を重ねた状況で認知症を予防するのであればこのような取り組みを積極的に行う必要があると感じた。
第 9 回 第 10 回 10/29 (水) 15 : 00 ～ 15 : 45 同時に ①② 実施 ① 身体 拘束 ② 高齢 者虐待 防止	① 高 齢 者 虐 待 防 止 ② 身 体 拘 束 適 正 化 人 権 擁 護	日本高齢者虐待防止学会主催のオンデマンドセミナー「認知症最新情報 2025」を視聴（前回の後半部） 詳細：標記実施内容の動画を視聴。以下の内容について新たな知見を得た。 MIREVO（大塚製薬）というアプリを、タブレットにインストールした状態で、3 分ほどで認知機能の検査が実施できる。HDS-R や MMSE 等は検査者によってばらつきが生じ、信憑性が低いスコア等が散見されるため。（※研修終了後、対応するタブレットを検索したところ、アプリの導入自体は無料で可能であるが、インストールできるタブレットは Apple 社から発売されている iPad 限定で、新しいもの（10 万円台）とスタンドを別途用意する必要があることが分かった） ADD（嗜銀顆粒性認知症）に対し、メマリー（メマンチン）は怒りっぽさを抑える作用がある。ただ、根本的に薬剤による緩和は現状困難である。 遠藤英俊 Dr. の私見では今後、独居の認知症患者が増えるとのこと。 抑肝散は下腿浮腫、腎機能低下等があるため定期的な血液検査が必要。 レカネマブが初期の AD に奏功することは発売当初から言われていたが、その機序について今回新たな知見を得た。アミロイド β に変容する過程において、初期から中期にかけて名称の異なるタンパク質に直接作用する効果があるため、とのことだった。 参加者から： ○薬剤に関することが中心で、難解だと思った。 ○新しい薬剤が次々と発売されるが、抑肝散が最も古く、かつ奏功していることが分かった。 ○ある入所者は抑肝散を服用することで「頭がスツとす

		る、甘くて自分に合っている」と未だに言われている。合う人にはピタリと奏功する漢方薬なのだと肌で実感している。 ○年代別に認知症のリスクファクターが異なっている点が興味深かった。 ○認知症予防の一環として、春先に大気汚染が感じられる際（PM2.5 や黄砂等）等、感染症の流行が落ち着いていてもマスクを積極的に活用すべきだと思った。
第 11 回 11/26 （水） 16：00 ～16：35	身体拘束廃止虐待防止の手引き	厚生労働省「身体拘束・防止手引き」解説動画視聴。 東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター専門員・乙幡氏による解説動画を視聴した。 参加者から（複数意見を要約）ケアマネージャーによる虐待が行われているという事実非常に驚いた。虐待を発見する側のはずと思っていたのでショッキングであり、絶対あってはいけないことである。要介護施設従事者や養護者による虐待が増えているというデータが示されていたことについて、介護を生業とする人たち（施設従事者）のレベル低下や学習意欲に欠ける点などが大きな要因ではないかと思った。認知症や精神疾患に対する理解がなければ、対応を誤り、放置は無視に至ってしまう。身体拘束について、やむを得ない三原則を厳密に満たさない場合や状況もあると思う。特養に虐待が多いと聞かされていたが、最近は住宅有料老人ホームに増加傾向であるという事だった。
第 12 回 12/17 （水） 15：00 ～15：20	感染症および食中毒まん延防止	感染症予防及びまん延防止委員会主催の感染症予防研修参加者より： ○ノロウイルスの感染力が強いことは知っていたが、たった 10 個程度のウイルスでも感染することが分かり、いかに日頃の手洗いが重要か身に染みて分かった。 ○ノロウイルスに感染した際は、本当に辛かった。嘔吐と下痢が収まらず、とても悲惨な目に遭った。幸い長らく感染していないので、あの辛さを忘れることなく引き続き感染予防に取り組みたい。 ○カキフライが好きでよく飲食店で注文するが、この時期は食べない方が良いのか。また、生食用でない牡蠣は感染リスクが高いのか。 →甲斐管栄士より、飲食店で提供されるカキフライ等は十分加熱してあるため問題ないと思われる。また生食用でないものは消毒が不十分なケースがあると聞いている（加熱

		調理前提のため) ので、そのまま食べると感染リスクは高いものと思われる。ただし、生食用であってもリスクはそれなりにあるので、この時期は出来れば生食自体を避けた方が無難。 ○ウイルスの種類により消毒液を使い分ける必要があることを知った。アルコールが万能な気がしていたが、次亜水がノロウイルスに有効であることが分かったため、トイレの消毒などへ用いたい。 ※当園で清掃に使用している「クリーンキーパー」は殆どのウイルスに有効であることが分かっている。よって普段の清掃のみならず消毒用として用いるのも効果があると思われる。
第 13 回 1/21 (水) 15:00 ～ 15:45	事故 発生 防止 ・ リス クマ ネジ メン ト	高知市介護保険課事業係作成の動画視聴：誤薬、転倒、転落、リスクマネジメント等について視聴し、当園における事故発生防止のための知識や意識を深める。 参加者より： ・リスク優先に対応しがちなので、入所者の QOL や ADL、意向等を考えたうえで対応したいと思う。 ・転倒・転落が 65%を占めるとのデータの他、大腿骨骨折など重篤な外傷も多く、寝たきりとなるケースが多い。安全と QOL の兼ね合いをとって行くのは大変だろうとは思うができないことのサポートをしていけば良いのかなと思う。 ・転倒や誤薬が多いとのことで、当園でも下肢筋力低下による転倒が多いのかと思う反面、誤薬は少ないと思う。配薬やダブルチェックの仕組みがうまく奏功しているのだろうと思う。 ・危険予知についてであるが、当園で振り返ると、危険ポイントが多いのではないかと思う。車いすの向き一つに注意しブレーキを確実にかける等、ちょっとした工夫や環境に配慮することが重要なのではないかと思う。 ・環境整備について、特に廊下の濡れ等注意して観察しているが、内服を勝手に持っていく方もおられるためそちらも注意したい。 ・誤薬について、動画にあったように転倒など同時進行で突発的なケースが発生した場合は当園でも十分起こり得るケースだと思うので、一層注意が必要だと感じた。 ・当園では「薬を持ち歩かない」というルールが徹底されている点が非常に良いと思うし、動画であったような事例や事故は起こりにくいと思う。

	・転倒は体調不良の前兆と捉え、常に注意している。熱発や血圧上昇によるふらつき、転倒につながるケースも多いので。あるケースでは脳血管障害がその前触れだったこともある。様々な意味で転倒には注意が必要。 ・自立されている方、シルバーカーで不安定な方など様々おられ、より安定した移動方法を勧めるが拘りもあり、本人の思いと職員が考える安全とのバランスをとっていくことが難しいと思う。 ・福祉用具（ハッピー、前腕支持型、馬蹄型）も人によってタイプが異なるため、どのタイミングで進めるべきか、過去の事例を思い返していた。 ・介護業はもちろん、今回のような動画を視聴したこと自体初めてながら、本人の意思と施設が考える安全の両立が難しいと思った。
--	---

（１５）職員研修（外部：内部：その他）

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

日 時	研修名：主催 場所 参加職員	内容
7/8(火)	養護老人ホーム悠和の里様から 3 名来園：当施設の取り組み状況の説明 参加職員：施設長（藤本）、梅木職員、	養護老人ホーム悠和の里施設長様 主任生活相談員様、主任支援員様、 3 名来園され、あそ上寿園の業務状況等、特にレクリエーションについて興味を示された。
8/5(火)	令和 7 年度城北地区養護老人ホーム連絡協議会栄養士、調理員合同研修会 主催：城北地区養護老人ホーム連絡協議会 参加者：甲斐詠子管理栄養士	研修テーマ：「その先に見えたもの」 コロナクラスターに備えるために 講師：こすもす荘管理栄養士：益崎奈歩氏 コロナ感染クラスターが発生し収束するまでの約1ヶ月の食事提供について具体的な話であった。感染の抑制に努め、少ない職員で時短に繋がる食事提供を追求した事例内容の紹介。
9/4(木)	令和 7 年度 熊本県老人福祉施設協議会養護老人ホーム職員研修会	研究発表 6 施設～県大会出場施設発表：翠光園老人ホーム：今ではもう一人の夜勤者★眠りスキャンについての発表。

	主催：熊本県老人福祉施設協議会 場所：KKR 参加：高坂主任相談員 参加：藤本（施設長）	養護老人ホーム明生園：老人ホームでの生きがい作り★女性入所者様が就労されたという発表。 講演：パーソン センタード ケアについて 講師：社福）リデルライトホーム 小規模多機能型居宅介護事務所 コムーネ黒髪 所長：松永佳子氏
9/15 (木)13 時	熊本県老人福祉施設協議会事務長会議 主催：熊本県老人福祉施設協議会 場所：KKR 参加者：嶋田事務長 参加者：藤本（施設長）	講義：社会福祉法人会計決算について～事務長のかかわり方：公認会計士立石和裕氏 その後、グループワーク
9/25 ～ 9/26	令和 7 年度九州老人福祉施設職員研究大会鹿児島 主催：九社連 場所：9/25 川商ホール 9/26:鹿児島サンロイヤルホテル 参加：高坂主任相談員	9/25：全国老施協の取り組み：大山会長の基調講演：人材確保とテクノロジーの活用必要性について。措置費について、全国の養護老人ホームにおいては、一般事務費について4割弱が、生活費については4割超の施設が「これまで改定されたことがない」と回答があった事。厚労省老健局高齢者支援課：秋山課長補佐による「直近の高齢者福祉の状況」と題し行政説明がある。中でも、養護老人ホームに関する事では、定員数、在所者数ともに減少傾向にあり、更に令和に入ってから減少が加速している。9/26：各部会に分かれ、発表があった。養護部では6施設発表あり。
11/23 (火) 終日	令和 7 年度 第 42 回熊本県老人福祉施設研究大会 主催：熊本県老人福祉施設協議会 場所：熊本テルサ 参加者：松岡潤哉 参加者：桑木俊一	認知症ケアの質の向上や科学的介護の推進、業務効率化など、それぞれの取り組みの発表を通して新たな知識の習得や気づきを高め職員のモチベーション向上につながることを目的として開催された。計 18 施設の発表がありどの施設も創意工夫を凝らした発表であった。

11/26 (水)	令和 7 年度豊肥地区 社会福祉連絡協議会 先進地研修で当施設 へ来園	当施設の取り組みについて研修の受 け入れ依頼がありお引受けした。 対応：施設長（藤本）主任生活相談員 （高坂）相談員（松岡潤）
12/22 (月) 14:00 16:00	大分、養護老人ホーム 常楽荘 3 名様来園当 施設の取り組み状況 等研修に来園	施設長（藤本）主任相談員（高坂） 相 談員（松岡潤）3 名で対応 全体の概 要:QC 活動で取り組んだ（てんかんの 察知）について内容説明とアルコール 依存症学習会の資料をもとに紹介。
1/28 (水) 14:30 16:00	城北地区連絡協議会 相談部研修会:菊池コ ムサール 参加:主任生活相談 員:高坂	入所者の人権を守る（利用者本位、自 立支援） 講師:紫藤社会福祉士事務所 :紫藤千子氏
2/19 (木) 10:00 11:30	養護老人ホーム九重 高原南山荘（竹田市） から当施設の取り組 み等の研修に来園（6 名）	久住高原南山荘職員様6名来園され当 施設の取り組み状況について、研修さ れた。担当施設長（藤本）、高坂、松 岡潤:パワーポイントを使用し、QC で取り組んだ〔業務の平準化〕と〔○ さんの異所排尿の対応〕を発表し、質 疑応答、施設内見学。
2/26 (木) 10:00 11:30	養護老人ホーム九重 高原南山荘（竹田市） から当施設の取り組 み等の研修に来園（5 名）	久住高原南山荘職員様5名来園され当 施設の取り組み状況について、研修さ れた。担当:高坂、松岡潤:パワーポ イントを使用し、QC で取り組んだ〔業 務の平準化〕と〔○さんの異所排尿の 対応〕を発表し、質疑応答、施設内見 学。
2/26 (木) 13:00 17:00	九社連施設長研修会 佐賀ガーデンテラス 参加者 理事長:藤本和彦 施設長:藤本基子	基調講演Ⅰ:「全国老施協の取組につ いて」公益社団法人全国老人福祉施設 協議会 会長 大山知子氏 基調講演Ⅱ:「これからの介護事業を 俯瞰する」九社連老人福祉施設協議会 会長 永原澄弘氏 記念講演:「心が喜ぶ人生の歩き方」 バター☆ビレッジ 代表 山本カヨ 氏
2/27	九社連施設長研修会	養護部会:「養護老人ホームの措置費

(金) 9:00 12:00	(分科会) 佐賀ガーデンテラス 参加者 理事長：藤本和彦 施設長：藤本基子	改定状況とこれからの展望」全国老人福祉施設協議会養護老人ホーム経営委員会 委員長 利光弘文氏
3/3(火) 14~17	全国老施協養護老人ホームブロック代表者会議	全国老施協養護老人ホームブロック代表者会議 ZOOM 視聴 視聴参加者：理事長：藤本 施設長：藤本 主任生活損団員：高坂
3/4(水) 14:00 15:30	熊本県養護老人ホーム城北地区連絡協議会：於コムサール	施設長、事務長研修会：職員のメンタルヘルス等の研修 講師：末永医師 参加：施設長（藤本）事務長（嶋田）主任生活相談員（高坂）
3/23 (月) 14:00	熊本県養護老人ホーム城北地区連絡協議会：看護師・支援員研修 於：緑川壮	高齢者のフットケアについて 講師：日本高齢者爪ケア協会 川田佐栄子氏 参加者施設長：藤本 看護師：大塚、岩下 支援員：高宮
3/30 (月) ～ 3/31 (火)	①法令遵守 ②ハラスメント 上記についての資料 回覧	①介護の「法令遵守」とは：介護のコンプライアンス（遵守）をわかりやすく解説を回覧黙読 ②介護現場におけるハラスメント対策委マニュアル（株式会社三菱総合研究所）を回覧黙読

5 地域貢献事業

(1) お酒の悩みごと相談・福祉の困りごと相談

アルコール関連問題の対策として、国におかれては平成 25 年 12 月に「アルコール健康障害対策基本法」が成立、平成 26 年 6 月に施行され、平成 28 年 5 月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定されました。

熊本県におかれましても、平成 30 年 2 月に「熊本県アルコール健康障害対策推進計画」を策定されており、「アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが生涯を通じて健康で安心して生活できる熊本の実現を目指して」おられます。

そこで、社会福祉法人致知会としても、あそ上寿園を拠点とし、阿蘇地域のアルコール依存症に関する問題を少しでも減らすお手伝いができればと思っています。

相談を受け、相談者の要望に応じ、真和館(高尾、二上)と、あそ上寿園(藤本)が同行するなどの対応をしています。

33) 相談内容

令和7年4月～令和8年3月

日 時	内 容
9/25 10:40	【福祉の困りごと相談】 永草在住のN様より施設見学したいとの電話があり、今から対応できることを伝えた。 11:20、自ら軽自動車を運転され来所。現在、市営住宅に住んでおられ、退去の必要性に迫られているという事。当施設と、他にも候補があると話され、急ぎ見学したいとのことであった。 50万円以上の貯蓄がある人は上寿園には入れません、と福祉課職員さんに断られた為、その事を言い広めると、課長さんが謝りに来た等、無関係な話を広げようとされる。会話の中に、同じ質問を短時間に何度かされる、以前に見学に来られたとの事だが、10年以上前だった、このお風呂は見たことが無い、等などと話され、記憶能力の低下が見られた。(10年前に当施設は存在しない)住まいのことで困っておられるという事の様であるが、定かなことは不明。福祉の困りごと相談として受け対応した。その後も数回、来園され同様のことを言われている。

(2) 地域へ向けてセミナーと学習会開催

広く、アルコール依存症を理解し支えることが大事と考え、これまで第1回地域セミナー(平成31年3月19日)、第2回地域セミナー(令和元年11月27日)、を阿蘇市農村環境改善センターにて開催しました。令和2年度は新型コロナ感染防止対策のため、開催を見合わせました。令和3年度は12月4日にオンラインにより開催し、それ以降もオンラインで開催しています。今年度も11/22(土)にオンラインで第7回目を開催しました。

養護老人ホームあそ上寿園は地域に根差した施設であり、地域と共に歩んでいく施設です。そのために、地域に貢献できないかと考え、真和館が持っているノウハウである、アルコール依存症に関することを地域貢献に活かすことが最適ではなかろうか、という結論に至り、あそ上寿園も真和館の職員と一緒に取り組んでいます。

また、地域に向けて、アルコール依存症学習会を毎月第4土曜日の14:00から約1時間の予定で開催しています。これまで64回開催しました。どなたでも参加自由となっています。

34) 地域セミナー開催状況 第1回～第7回開催

	内 容
第1回	H31.3/19（火）阿蘇市農村環境改善センターにて開催 講師：熊本県精神保健福祉センター主幹・保健師：宮本靖子様 「アルコール依存症を地域でみるためのヒント」 講師：真和館指導員：高尾純子「アルコール依存症からの回復とピアカウンセラーとしての立場から」
第2回	R1.11/27（水）阿蘇市農村環境改善センターにて開催 講師：熊本県精神保健福祉センター参事・臨床心理士：渡邊知子様 「アルコール依存症について～回復のための基礎知識」 講師：ふとりねこ焙煎所 施設長：矢ヶ部孝志様「アルコール依存症、いかに再発を防ぐか」
第3回	R3.12/4（土）10：00～12：00 オンライン（Zoom）にて開催 講師：九州ルーテル学院大学 人文学科 心理臨床学科教授：岡田洋一様「自己治療としてのアルコール依存症を考える」 講師：アルコール依存症の当事者様1名 講師：薬物依存症の当事者様1名 講師：ギャンブル依存症の当事者様1名
第4回	R4.12/3（土）10：00～12：00 オンライン（Zoom）にて開催 講師：熊本県精神保健福祉センター所長富田正徳様「会話についての会話」 講師：アルコール依存症の当事者 AA 名古屋グループ：まなさん
第5回	R5.11/25（土）10：00～12：00 オンライン（Zoom）にて開催 講師：株式会社山口達也 代表取締役：山口達也様 演題：飲酒とアルコール依存症の関連について
第6回	R6.11/30（土）10：00～12：00 オンライン（Zoom）にて開催 「アルコール依存症を理解する・支える」 ～在宅支援の現場から～ ①講師：松尾実様 まつお不動産株式会社 代表取締役 NPO法人相続アドバイザー協議会認定会員 上級アドバイザー ②講師：榮時弘様 特定非営利活動法人 ブルー・スカイ理事長 特定非営利活動法人 奄美ブルー・スカイ理事長 農業法人 株式会社 奄美ブルー・スカイ農園 代表取締役

第 7 回	R7.11/ 22 (土) 10:00~12:00 オンライン (Zoom) にて開催 「アルコール依存症を理解する・支える」 ～アルコール依存症を支える人たち～ 令和 7 年 11 月 22 日 (土) 10:00~12:00 (入室 9:45) 講師：水澤都加佐様 水澤都加佐 HRI (Healing & Recovery Institute) カウンセリングオフィス所長 講師：当事者 (ゆっこ様) ご家族 (きら様) アメリカ・ロサンゼルス在住※同時通訳つき
-------	---

35) アルコール依存症学習会開催状況 (第 1 回～第 64 回開催)

第 4 週土曜日：14:00～15:00

開催場所：真 (真和館)

：上 (あそ上寿園)

担当：藤本：理事長：藤本和彦

藤基：あそ上寿園施設長：藤本基子

二上：真和館指導員：二上達也

高坂：あそ上寿園主任生活相談員：高坂賢一

(第 18 回まで真和館

第 23 回からあそ上寿園 異動により)

高尾：真和館指導員：高尾純子

第〇回 (参加者数)	開催日	内 容	担 当	場 所
第 1 回 (23 名)	R1. 9/28	アルコール依存症の理解と支援	藤基	上
第 2 回 (15 名)	R1. 10/26	アルコール依存症の理解 酒乱とブラックアウト	二上	上
第 3 回 (18 名)	R1. 11/23	アルコール依存症と認知症 体験発表 (真和館；永田)	高坂	上
第 4 回 (18 名)	R2. 1/25	否認	高尾	上
第 5 回 (17 名)	R2. 2/22	自助グループと日本の禁酒運動	藤基	上
第 6 回 (18 名)	R2. 3/28	アルコール依存症の理解 お酒とお金	二上	上
第 7 回 (13 名)	R2. 4/23	アルコールが影響を及ぼす病気について	高坂	真
第 8 回 (15 名)	R2. 5/23	否認 PART II	高尾	真

第 9 回 (16 名)	R2. 6/27	AA インターナショナルコンベンション	藤基	真
第 10 回 (17 名)	R2. 7/25	「 2 0 1 5 International Convention of Alcoholics Anonymous July2-5, 2015 80years HAPPY, JOYOUS and FREE 」	高尾	真
第 11 回 (17 名)	R2. 8/22	真和館のアルコール依存症対策の現状と課題	藤本	真
第 12 回 (18 名)	R2. 9/26	アルコール依存症の理解回復	二上	真
第 13 回 (19 名)	R2. 10/24	アルコール依存症と発達障害の関係性	高坂	真
第 14 回 (17 名)	R2. 11/29	常識力	藤基	真
第 15 回 (19 名)	R2. 12/26	アルコール依存症という不条理な病気からどう回復するか～真和館が目指している回復の手法	藤本	真
第 16 回 (17 名)	R3. 1/23	ドライドラנקの罣～素面の酔っぱらい（感情の二日酔い）	高尾	真
第 17 回 (16 名)	R3. 2/27	12 ステップと人とのかかわり	二上	真
第 18 回 (18 名)	R3. 3/27	依存症と自己治療仮説	高坂	真
第 19 回 (13 名)	R3. 4/24	執念 ～執念で断酒継続・回復～	藤基	真
第 20 回 (18 名)	R3. 5/22	アルコール依存症回復支援羅針盤 ～真和館が目指している回復手法～	藤本	真
第 21 回 (14 名)	R3. 6/26	認知の歪みを修正する～不安・いら いら・気分の落ち込みからの解放～	高尾	真
第 22 回 (14 名)	R3. 7/24	人を信じられない ～生きづらさ～	二上	真
第 23 回 (12 名)	R3. 8/28	トラウマと自己治療仮説	高坂	真
第 24 回 (14 名)	R3. 9/2	主体性	藤基	真
第 25 回 (14 名)	R3. 10/23	怒りとアルコール依存症	藤本	真
第 26 回	R3. 11/27	「依存症とは」～「生きづらさ」の	二上	真

(13 名)		視点から～		
第 27 回 (14 名)	R4. 1/22	心を落ち着かせる方法～平安の祈りから得るヒント～	高尾	真
第 28 回 (14 名)	R4. 2/26	人生航路の道しるべ～発達障害と依存症～	高坂	真
第 29 回 (15 名)	R4. 3/26	洞察力～大切なことを考える力	藤基	真
第 30 回 (16 名)	R4. 4/23	令和 4 年度事業計画	藤本	真
第 31 回 (15 名)	R4. 5/28	依存症とトラウマ～「生きづらさ」の背景にあるもの	二上	真
第 32 回 (13 名)	R4. 6/25	アルコール依存症～古い生き方から新しい生き方へ～	高尾	真
第 33 回 (14 名)	R4. 7/23	認知行動療法～生きづらさ軽減のヒント	高坂	真
第 34 回 (15 名)	R4. 8/27	メタ認知：気づくことが大事	藤基	真
第 35 回 (16 名)	R4. 9/24	怒りとアルコール依存症	藤本	真
第 36 回 (9 名)	R4. 10/22	愛着障害と依存症～「生きづらさ」の背景と愛着の再構築～	二上	真
第 37 回 (13 名)	R4. 11/26	「SBIRTS の推進」「アルコール依存症回復支援羅針盤」	二上 高尾	真
第 38 回 (15 名)	R5. 4/22	アルコール依存症～危険因子と世代間連鎖～	高尾	真
第 39 回 (15 名)	R5. 6/3	メタ認知 気づくことが大事～思いやり・心くばり	藤基	真
第 40 回 (19 名)	R5. 7/1	森田療法的思考で生きづらさと上手に付き合う	高坂	真
第 41 回 (12 名)	R5. 7/29	「アルコール依存症回復支援羅針盤」と「アルコール依存症と脳」	藤本	真
第 42 回 (15 名)	R5. 8/26	「幸せ」の仕組み～「生きづらさ」を克服していこう～	二上	真
第 43 回 (12 名)	R5. 9/23	アンガーマネジメントを知る	高坂	真
第 44 回 (12 名)	R5. 10/28	祈りと告白	藤基	真
第 45 回 (13 名)	R5. 11/25	アルコール依存症回復羅針盤動	二上 高尾	真

		画視聴		
第 46 回 (12 名)	R6. 1/27	怒り とアルコール依存症	藤本	真
第 47 回 (12 名)	R6. 3/23	アルコールと睡眠	二上	真
第 48 回 (15 名)	R6. 4/27	否認～何故、否認するのか？	高尾	真
第 49 回 (14 名)	R6. 5/25	森田療法的思考で生きづらさと 上手につきあうその 2	高坂	真
第 50 回 (11 名)	R6. 6/29	アルコール依存症の理解	藤基	真
第 51 回 (15 名)	R6. 5/25	アルコールと精神構造の変遷及 び代謝（分解）過程	藤本	真
第 52 回 (15 名)	R6. 9/28	アダルトチルドレン～生きづら さ～	二上	上
第 53 回	R7. 1/25	森田療法的思考で生きづらさと 上手につきあう 3	高坂	真 ZOOM
第 54 回	R7. 2/22	否認 part2	高尾	真 ZOOM
第 55 回 (13 名)	R7. 3/22	①酒に強い、酒に弱い、どうやって決まるのか。 ②飲んだアルコールを体内で処理し消失する のにどれくらい時間がかかるのか。 ③自助グループと日本の禁酒運動	藤基	上
第 56 回	R7. 4/26	アルコール依存症回復方程式	藤本	上
第 57 回 13 名	R7. 5/24	男性の生きづらさとセルフケア	二上	上 ZOOM
第 58 回 14 名	R7. 6/14	依存症とストレス	二上	上 ZOOM

第 59 回 16 名	R7. 7/26	アルコール依存症の性差	二上	上 ZOOM
第 60 回 15 名	R7. 9/27	信頼障害について	高坂	上 ZOOM
第 61 回 11 名	R7. 10/25	ドライドリンクの罠	高尾	上 ZOOM
第 62 回	R8. 1/24	アルコール依存症と主体性	藤基	上 ZOOM
第 63 回	R8. 2/28	真和館アルコール依存症回復支援羅針盤	藤本	真 ZOOM
第 64 回	R8. 3/28	金銭感覚：使い道・考え方・管理	二上	真 ZOOM

6 今後の施設運営について

(1) 特定施設入居者生活介護の指定についての検討

平成 30 年 3 月 9 日に熊本県から施設が認可されました。

R8. 3/31 時点では、当施設開所以来 123 名の方が入所され、その中の 73 名の方が退所されました。退所の理由で一番多いのは、病状悪化による長期入院継続になってしまったケース、あるいは A D L の低下等により介護度が上がってしまい養護老人ホームでは対応が困難になったケースです。

在籍者のうち、85 歳以上の方が半数を超えております。入所の皆様は比較的元気にお過ごしではありますが、やはり高齢になるにつれ心身の不調等により支援や介護の必要性が高まります。

従いまして、養護老人ホーム基準の職員配置数では、当施設の各職員の負担が重くなっているという実状です。

そこで、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることで、この状況を改善できるかどうかを検討する必要がある、他施設の状況をお聞きするため研修、見学をして検討を進めているところです。

これまで研修見学させていただいた先方の施設様の説明によりますと、職員確保が一番の課題である、という事をお聞きしています。

36) 平均年齢と 85 歳以上の占める割合

年月日	平均年齢 (歳)	85 歳以上 (人数)	在籍者数 (人数)	85 歳以上 割合 (%)
R2. 3/1	83. 1	25	50	50%
R3. 3/1	82. 9	25	50	50%

R4. 3/1	84. 2	27	50	54%
R5. 3/1	85. 1	28	50	56%
R6. 3/1	85. 4	27	46	58%
R7. 3/1	84. 5	26	49	53%
R8. 3/1	84. 2	27	50	54%

37) 特定施設入居者生活介護について見学、研修先の施設

年月日	研修、見学先施設
R 6. 7/29 (月)	養護老人ホーム聖母の丘 (熊本市)
R 6. 9/26 (木)	養護老人ホーム向陽園 (佐賀県金立町)
R 6. 10/8 (火)	養護老人ホーム寿楽荘 (山鹿市)
R 6. 10/15 (火)	養護老人ホーム済照園 (佐賀県嬉野市)
R 7. 5/26 (月)	養護老人ホームすずらんの杜 (八代市)
R 7. 8/4 (月)	養護老人ホーム悠和の里 (阿蘇郡小国町)

(2) 養護老人ホーム保護措置費について

養護老人ホーム一般事務費基準額については平成 18 年 4 月以降、改定がなされておりません。当施設は平成 30 年 3 月に開所しましたが、それ以降、一般事務費（基礎部分）は開所当初と同額のまま推移してきました。

一般事務費（基礎部分）は 20 年も改定されないまま現在に至っております。この問題は全国の養護老人ホームでも大きく取り上げられており、現在、全国の養護部会では国に対して積極的、熱心に働きかけが行われているところです。

昨年度には国から各自治体へ、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けた簡易計算シートの配布及び地方自治体に対する説明会の開催について」R 6. 12/18 事務連絡が発出されました。

簡易計算シートは、エクセル形式で厚生労働省から地方自治体へ、シート 1 からシート 5 の 5 事項があり、「参考となる事項」から参照すべき内容を選択して検討して「改定率」を定める、ということになっています。

シート 1	計算シートの使用方法と留意事項、改定率の検討の際に参照される各数値「参考となる事項」のリスト
シート 2	養護老人ホームの計算シート
シート 3	軽費老人ホームの計算シート
シート 4	シート 1 記載の「参考となる事項」の各推移
シート 5	令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応に関する計算シート

全国の養護老人ホーム基本措置費値上げについて、昨年度

末に茨城県那珂市で大きな動きがありましたので、福祉新聞 2025 年 02 月 25 日から抜粋して転載させていただきます。

自治体が環境上や経済的理由により自宅で暮らせないと判断した高齢者を受け入れる養護老人ホーム。その運営費（措置費）の財源は 2006 年の三位一体改革で国庫補助から地方交付税に移譲し、各自治体が適正な水準に改定することになったが、制度の複雑さや誤認識もあり、ほとんど改定されてこなかった。しかし、昨年国が通知を出したことで改定する自治体が増え始めた。

誤認識の一つが、入所者を措置しなければ自治体が負担を抑えられること。いわゆる措置控えだ。それにより養護老人ホームは入所者が減り、運営難に陥って閉鎖するケースが増えている。

しかし、実際には措置した分、自治体の負担が増えるわけではなく、措置しないと負担が減るわけでもない。措置した分の財源は地方交付税で 100% 手当てされている。養護老人ホームの運営費は老人福祉法に基づく義務的経費であり、地方交付税に被措置者 1 人当たりの単価（算入単価）が組み込まれ、毎年度改定されている。

算入単価の推移をみると、06 年度から 23 年度の 18 年間で 1・38 倍増えており、本来は自治体が運営費も増額改定しなければならないが、実施されてこなかった。そうした状況を踏まえ、厚生労働、総務省は通知で自治体に助言し、改定を促している。

茨城県那珂市は、市内で養護老人ホームと盲養護老人ホームを運営する社会福祉法人ナザレ園から説明や要望を受け、24 年度の運営費を 05 年度に比べて 1・389 倍（職員処遇改善加算含む）することを決め、12 月議会で補正予算が

成立した。ナザレ園の両ホームの24年度収益は定員を増やしたことで単価が減る中、前年度に比べて約1億3000万円増える見込みだ。

ナザレ園は市の決定に至るまで約1年間、協議を繰り返した。制度の複雑さゆえに、市の福祉局、財政局と見解が食い違うこともあったが、仕組みを理解して根拠を持って説明し、先崎まっさき光市長に直接話すこともあった。菊池譲副理事長は「行政には困っている人を助ける義務がある。預け先の養護老人ホームが適正に運営できるようにすべきだ」と話す。今後、那珂市では運営費を算入単価に連動して毎年度変えることになった。先崎市長は「現場が置き去りにされ、閉鎖する施設もある。養護老人ホームは重要なセーフティネットであり、可能な範囲で対応しないといけない」と話している。
(福祉新聞 2025年02月25日から抜粋)

阿蘇市では、令和6年第7回阿蘇市議会定例会一般質問において、佐藤菊男議員が「養護老人ホーム保護措置費について」質問をされました。内容は次のとおりです。

なお、佐藤菊男議員は当法人の評議員です。

阿蘇市議会だより第74号抜粋

佐藤議員	市が現在措置している入所施設の数と男女別の人数は。
小山ほけん課長	乙姫にある「あそ上寿園」をはじめ、阿蘇郡内や隣接する大津町等県内の8施設に男性25名、女性41名、合計66名の方々が入所されています。
佐藤議員	入所者の措置費(事務費や生活費)は、20年前に三位一体の改革により国から市町村へ事務が移管されてから、どの程度の改定がなされたのか。
小山ほけん課長	平成26年度から現在まで、生活費のみ一人月額9千円程度の増額改定となっています。
佐藤議員	国から市への事務移管で措置費の財源は地方交付税により賄われているが、20年前の制度改正時と比較してどの程度の増額率となっているのか。
廣瀬企画財	ここ20年間で一人あたり58万円の増額、率にして約3

政課長	割程度増えています。
佐藤議員	高齢者の最後のセーフティーネットが、養護老人ホームである。人件費や物価が急激に高騰する中で施設の経営は厳しさを増し職員の確保や安定したサービスの提供に苦慮している現実がある。早急に措置単価の改善の検討や熊本県や関係自治体との協議が必要な時期に来ていると思うが。
宮崎市民部長	熊本県や関係市町村との調整を図りながら今後努力していきます。
佐藤議員	高齢者福祉の拡充を地域全体で支えていく取り組みの構築は。
佐藤市長	福祉・介護にしっかりと向き合い、人材育成に心がけるとともに、財政状況をいつも念頭に置きながら、高齢者福祉のさらなる充実に取り組んでいきたいと考えています。

(3) 令和7年度の基本措置費について

基本措置費（一般事務費：人件費と管理費）は下記表の通りです。

38) 一般事務費：人件費と管理費の推移

年 度	人件費 (月額)	管理費 (月額)	合計 (月額)
平成 29 年度	111,300	8,850	120,150
平成 30 年度	111,300	8,850	120,150
平成 31 年度（令和 1 年度）	111,300	8,850	120,150
令和 2 年度	111,300	9,010	120,310
令和 3 年度	111,300	9,010	120,310
令和 4 年度	111,300	9,010	120,310
令和 5 年度	111,300	9,010	120,310
令和 6 年度	111,300	9,010	120,310
令和 7 年度	116,390	9,420	125,810

上記、一般事務費（人件費と管理費）に加え、特別事務費として該当する加算を付けていただき措置費の合計となります。

現在、特別事務費として該当する加算は次の通りです。

障害者加算：一人当たりの加算単価：35,100 円

（令和 6 年度までは 34,890 円でした。）

夜勤体制加算：年額 5,153,000 円

民間施設給与等改善費：令和 7 年度は D 階級

降灰除去費一人当たりの単価：233 円

令和 7 年度支援員等処遇改善加算：3,400 円（障害者加算該当）

令和 7 年度支援員等処遇改善加算：3,000 円（障害者加算非該当）

★令和 7 年度の 1 人当たりの措置費の合計

障害者等加算の対象者を措置した場合：194,166 円です。

障害者等加算の対象者以外を措置した場合：154,319 円です。

また、令和 7 年度は介護人材確保・職場環境改善等加算がつけられることになりました。加算対象者数は介護職（支援員等）が対象になっており、一人当たりの加算単価：54,000 円×8 人=432,000 円となります。年額として一括で受け取りしました。

介護人材確保：職場環境改善等の加算については、何種類かの課題が設定されており、その中から選び取り組むこととなっておりました。それに従い取り組み、報告書は提出済です。

39) 障害者加算認定対象者数（名）

平成 30 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 1 日

月 年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平 均
H 30	18	17	17	17	16	16	16	15	15	15	15	15	16
R1	20	20	20	20	20	20	20	20	19	18	18	18	19
R2	22	22	22	22	22	22	22	21	20	20	20	20	21
R3	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26
R4	32	32	32	32	32	31	30	30	30	30	29	28	30
R5	33	32	30	30	28	27	27	25	25	25	24	22	27
R6	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	29
R7	27	27	27	27	26	26	26	24	24	23	23	23	25

令和 7 年度の措置費は増額されましたが、計算の根拠が前年度の赤字を埋め合わせる数字になっています。従いまして、先の見通しが立てられない状況にあります。

福祉新聞の記事にありましたように、措置した分の財源は地方交付税で 100% 手当てされている。養護老人ホームの運営費

は老人福祉法に基づく義務的経費であり、地方交付税に被措置者1人当たりの単価（算入単価）が組み込まれ、毎年度改定されている。ということを、阿蘇市に訴えかけ、交付税通りに増額していただけるよう要請していく必要があります。

※新年度に入り、国の動き

事務連絡 令和8年4月9日

厚生労働省老健局高齢者支援課予算係から、各都道府県市区町村 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）宛てに

〈老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について〉が発出されました。

その中の9ページに以下のことが記されております。

4 地方自治体における独自改定について

（1）基本的な考え方

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額については、上述通知（令和8年1月13日発出）において、社会経済情勢や地域の実情等に勘案した地方自治体独自の改定を実施するよう依頼しているところ。しかしながら、「令和7年度養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について」（参考資料）によれば、厚生労働省より個別に通知等が発出し依頼した内容に基づく改定については、一定の取組が行われている一方、地方自治体独自の改定を実施している自治体は1割程度に留まっており、運営主体に対する支弁額等の改定が適時適切に行われていないケースが存在する。

（2）支弁額等の改定の算定方法の例について

上記（1）を踏まえて、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、養護老人ホームの事務費や生活費、軽費老人ホームの利用料や生活費等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

①養護老人ホームについて

【考え方】

養護老人ホームに係る一般事務費及び一般生活費について、平成18年時点の支弁基準から特段の改定を行っていない場合、普通交付税の算定における被措置者一人当たり算入単価の平成18年から令和8年度の上昇率に相当する1.44倍に引き上げる。

【具体的な算定方法の例】

地方交付税措置における被措置者 1 人当たり算入単価の上昇率（H18 年度から R8 年度で 1.44 倍）を踏まえた一般事務費及び一般生活費の改定を行う。

例として、入所者数が年平均で 50 名の養護老人ホームの場合は、以下の引き上げ額となる。

- ・ 一般事務費：H18 基準額 119,900 円 × 1.44 = 172,700 円
- ・ 一般生活費：H18 基準額 50,210 円 × 1.44 = 72,300 円

※阿蘇市の動き

阿市福事第 352 号 令和 8 年 6 月 1 日 阿蘇市福祉事務所
長

令和 8 年度老人保護措置費に係る施設事務費支弁基準額等の決定について（通知）

- ・ 一般事務費：139,560

（人件費：129,110 + 管理費：10,450）

- ・ 生活費：（一人当たり月額）：54,424

7 スプリンクラー配管漏水と敷地内湧水の途中報告

最初は、消防設備点検業者（キューネット）から、スプリンクラーの配管に漏水があるようだとの報告を受けました。その時点では、わずかの漏水で、特に影響が出ているわけではないという状況でした。

令和 8 年 1/16（金）にこのことを、吉永産業へ連絡しました。

2/3（火）にスプリンクラーポンプ運転ランプが作動したのを受け 20 時（午後 8 時）に、キューネットから来園され、圧力タンクの空気が抜けていた。原因はどこかで水漏れがあっていると考えられるので応急処置をされました。

2/4（水）に間違いなく漏水であるとの報告を受けたことを、再度、吉永産業に報告しました。

2/25（水）に吉永産業と清水電気工業が調査に入り、スプリンクラー配管に不具合があることを確認しました。

調整の結果、建物の西側廊下は土中（地下）を通り建物内に配管されているので修理することは困難であるとの判断をしました。

天井から配管を新設し建物内のスプリンクラーに配水される大元のところまで通しました。そして令和 8 年度に入り 5 月後半に漏水は止まりました。

漏水は止まりましたが、敷地内の湧水の問題が残っております。現在、対策を考え中であります。

終わりに

企業の経営に必要なものとしては「ヒト・モノ・カネ」と良く言われます。救護施設真和館は、施設開設 20 年となり、2～3 年前から建屋・設備（モノ）の老朽化対策として設備の更新費用と修繕費が嵩んでおり（令和 5 年度約 20 百万円、令和 6 年度約 15 百万円、令和 7 年度約 19 百万円）、令和 8 年度も公用車 2 台の買替（9 百万円）や設置から 20 年が経過する入所者居室等のエアコン（60 台）の買替（9 百万円）と修繕費を合わせると 20 百万円を超える費用が発生する予定です。このように従来にない多額の費用が発生し、近年の物価高騰や賃金（人件費）の大幅な上昇があるにも関わらず、真和館は毎年黒字（資金収支ベース）を確保しています。これも偏に国が毎年、救護施設の措置費（カネ）を上げて頂いているおかげであり、また真和館は加算等も多数（指導員加算、精神保健福祉士加算、看護師加算、介護職員加算、受入機能体制加算、居宅生活訓練事業等）取得しているためだと考えられます。しかしながら、この加算を取得するためには、配置基準を満たす職員（ヒト）が必要であり、令和 8 年度からは保護施設通所事業を始めるため、職員確保を確りとしていく必要があります。また最近は、日本全体の問題でもあります。職員（ヒト）の新規確保が難しくなっています。

一方、養護老人ホームあそ上寿園は、ヒト・モノ・カネの全てで苦労しており、令和 7 年度に阿蘇市のご協力の下、措置費（カネ）をあけて頂きましたが、減価償却をしていない資金収支ベースで 4 年連続の赤字となってしまいました。赤字を回避すべく経費の節減等に努めてはおりますが、物価高騰と人件費の上昇のため赤字体質から脱却することができない状態です。人件費の上昇を抑えることもできるのですが、人件費を抑制すれば職員（ヒト）確保が難しくなります。さらに令和 7 年度は職員の退職があったため、新規の職員募集をかけたが、高齢化が進んでいる阿蘇地域での人材確保は困難を極めました。もともと人材確保が難しい地域ではありましたが、近年ますます阿蘇地域での人材確保が困難となってきました。さらに施設開設からまだ 7 年ですが、令和 7 年 12 月頃に水道の漏水が発生し、また湧水もありますので、これが将来どのような建物本体（モノ）に対する障がいになるか分からないので心配しております。このようにヒト・モノ・カネに問題がある、あそ上寿園ですが、状況を打開すべく特定施設への転換を進めていく所存です。

以上のように両施設ともに様々なヒト・モノ・カネの問題を抱えておりますが、もっとも大事なものはヒト（職員）であると考えます。この職員確保と職員の質を高めるためには、今いるヒト（職員）を大事にし、働きやすい職場を整え、新たな職員確保のためにも法人・施設の魅力を高めて参ります。